

広島県海区 区画漁業権に関する情報一覧

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第1号	くば漁業協同組合	廿日市市大野鳴川地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 大竹市と廿日市市との海岸線における境界(鳴川河口中央) 基点2 廿日市市大野ヤクショウ鼻西側付け根(護岸との交点)から護岸沿い西へ150メートルの所(階段西側付け根) ア 1から155度780メートルの所 イ 1から155度530メートルの所 ウ 2から大竹市可部島北西端を見通す線上300メートルの所 エ 2から大竹市可部島北西端を見通す線上550メートルの所	第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大竹市(ただし、阿多田を除く。)	
区第2号	くば漁業協同組合	廿日市市大野鳴川地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 大竹市と廿日市市との海岸線における境界(鳴川河口中央) 基点2 廿日市市大野ヤクショウ鼻西側付け根(護岸との交点)から護岸沿い西へ150メートルの所(階段西側付け根) ア 1から155度1,130メートルの所 イ 1から155度880メートルの所 ウ 2から大竹市可部島北西端を見通す線上650メートルの所 エ 2から大竹市可部島北西端を見通す線上900メートルの所	第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大竹市(ただし、阿多田を除く。)	
区第3号	くば漁業協同組合	廿日市市宮島町長浦ノ鼻地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 廿日市市宮島町長浦ノ鼻(平根鼻) 基点2 廿日市市宮島町須屋浦大石北の鼻 ア 1から大竹市玖波町行者山の高を見通す線上200メートルの所 イ 1から大竹市玖波町行者山の高を見通す線上500メートルの所 ウ 1から廿日市市大野ヤクショウ鼻を見通す線上630メートルの所 エ 2から廿日市市大野ヤクショウ鼻東側付け根(国道2号線トンネル東口)を見通す線上280メートルの所	第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大竹市(ただし、阿多田を除く。)	
区第4号	くば漁業協同組合	大竹市可部島地先	次のアエ、エオ、オク、クアを結んだ4直線によって囲まれた区域。ただし、イウ、ウカ、カキ、キイを結んだ4直線によって囲まれた区域を除く。 基点1 大竹市可部島西端 ア 1から326度30分80メートルの所 イ 1から326度30分560メートルの所 ウ 1から326度30分740メートルの所 エ 1から326度30分1,230メートルの所 オ 1から339度30分1,380メートルの所 カ 1から346度30分910メートルの所 キ 1から351度30分740メートルの所 ク 1から24度370メートルの所	第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大竹市(ただし、阿多田を除く。)	
区第5号	くば漁業協同組合	大竹市可部島地先	次のアイ、イオ、オカ、カアを結んだ4直線によって囲まれた区域。ただし、ウエ、エキ、キウ、クウを結んだ4直線とによって囲まれた区域を除く。 基点1 大竹市可部島西端 ア 1から216度45分200メートルの所 イ 1から216度45分600メートルの所 ウ 1から260度30分660メートルの所 エ 1から277度800メートルの所 オ 1から292度30分1,190メートルの所 カ 1から312度30分1,170メートルの所 キ 1から306度700メートルの所 ク 1から298度470メートルの所	第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大竹市玖波1～8丁目	

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第6号	くば漁業協同組合	廿日市市宮島町長浦ノ鼻地先	次のアイを結んだ直線とイウを距岸10メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とによって囲まれた区域 基点1 廿日市市宮島町須屋浦大石北の鼻 基点2 1から南西へ1番目の鼻北端 ア 1から大竹市小方2丁目亀居城跡の高を見通す線上50メートルの所 イ 1から大竹市小方2丁目亀居城跡の高を見通す線と距岸10メートルの線との交点 ウ 2からアを見通す線と距岸10メートルの線との交点	第一種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大竹市玖波1～8丁目	
区第7号	くば漁業協同組合	廿日市市宮島町長浦ノ鼻地先	次のアイを結んだ直線とイウを距岸10メートルで結んだ線とウエ、エアを結んだ2直線とによって囲まれた区域 基点1 廿日市市宮島町長浦ノ鼻(平根鼻)から北へ1番目の鼻南側付け根 基点2 廿日市市宮島町長浦ノ鼻(平根鼻)北側付け根 ア 1から大竹市小方2丁目亀居城跡の高を見通す線上50メートルの所 イ 1から大竹市小方2丁目亀居城跡の高を見通す線と距岸10メートルの線との交点 ウ 2から大竹市小方2丁目亀居城跡の高を見通す線と距岸10メートルの線との交点 エ 2から大竹市小方2丁目亀居城跡の高を見通す線上50メートルの所	第一種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大竹市玖波1～8丁目	
区第8号	くば漁業協同組合	廿日市市宮島町江ノ尻浦地先	次のアイ、イウ、ウエを結んだ3直線とエアを距岸10メートルで結んだ線とによって囲まれた区域 基点1 廿日市市宮島町江ノ尻浦北の鼻 基点2 廿日市市宮島町あての木の鼻から北東へ2番目の鼻 ア 1から大竹市可部島西端を見通す線と距岸10メートルの線との交点 イ 1から大竹市可部島西端を見通す線上50メートルの所 ウ 2から大竹市玖波町行者山の高(313.5メートル)を見通す線上55メートルの所 エ 2から大竹市玖波町行者山の高(313.5メートル)を見通す線と距岸10メートルの線との交点	第一種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大竹市(ただし、阿多田を除く。)、廿日市市林が原	
区第9号	くば漁業協同組合	大竹市玖波地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 大竹市玖波2丁目4号防波堤南東端 基点2 大竹市玖波2丁目4号防波堤南東端から防波堤沿い北東へ270メートル(1番目の曲り角)の所 ア 1から大竹市可部島南端を見通す線上100メートルの所 イ 1から大竹市可部島南端を見通す線上40メートルの所 ウ 2から大竹市可部島北端を見通す線上40メートルの所 エ 2から大竹市可部島北端を見通す線上100メートルの所	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大竹市(ただし、阿多田を除く。)	
区第10号	阿多田島漁業協同組合	大竹市阿多田島、猪子島地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 大竹市阿多田猪子島西側防波堤北側付け根から東へ6.5メートルの所(旧かき殻堆積デッキ西側付け根) 基点2 大竹市阿多田猪子島西側防波堤の先端から1番目の曲り角 ア 1から廿日市市宮島町青海苔浦東の鼻突端を見通す(351度30分)線上1,170メートルの所 イ 2から廿日市市宮島町岩船山山頂(467メートル)を見通す(337度)線上630メートルの所 ウ 1から廿日市市宮島町巖島南東端(鷹ノ巣浦)を見通す(17度)線上460メートルの所 エ 1から廿日市市宮島町巖島南東端(鷹ノ巣浦)を見通す(17度)線上1,060メートルの所	第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大竹市阿多田	

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第11号	阿多田島漁業協同組合	大竹市阿多田島、猪子島地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 大竹市阿多田阿多田漁港本浦西物揚場沖防波堤突端から防波堤沿い北へ21メートルの所 基点2 大竹市阿多田猪子島埋立地西側護岸の東側付け根(巻揚施設機械室入口正面の護岸点) 基点3 大竹市阿多田島と猪子島を結ぶ防波堤中央部東側曲り角から防波堤沿い北東へ40メートルの所 基点4 猪子島西側防波堤北側付け根から東へ6.5メートルの所(旧かき殻堆積デッキ西側付け根) ア 1から廿日市市宮島町岩船山山頂(467メートル)を見通す(340度)線上2,020メートルの所 イ 2から廿日市市宮島町革電鼻を見通す(314度30分)線上1,560メートルの所 ウ 3から岩船山山頂(467メートル)を見通す(229度)線上1,068メートルの所	第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大竹市阿多田	
区第12号	阿多田島漁業協同組合	大竹市阿多田島うどまり地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 大竹市阿多田島うどまりの鼻南側付け根の浜北端 基点2 大竹市阿多田島うどまりの鼻南側付け根の浜南端 ア 1から150度5メートルの所 イ 2から145度5メートルの所 ウ 2から145度30メートルの所 エ 1から150度30メートルの所	第一種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大竹市阿多田	
区第13号	阿多田島漁業協同組合	大竹市阿多田島内深浦地先	次の2ア、アイ、イ1、1・2を結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 大竹市阿多田島内深浦南奥護岸西端から海岸沿い北へ40メートルの所 基点2 1から34度の線と海岸線との交点 ア 2から大竹市阿多田島内深浦南奥護岸東端を見通す線上20メートルの所 イ 1から大竹市阿多田島内深浦南奥護岸東端を見通す線上20メートルの所	第一種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大竹市阿多田	
区第14号	阿多田島漁業協同組合	大竹市阿多田島内深浦地先	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カアを結んだ6直線によって囲まれた区域 基点1 大竹市阿多田島内深浦南奥護岸東端から護岸沿い北西へ110メートルの所 基点2 大竹市阿多田島内深浦南奥護岸東端から護岸沿い北西へ100メートルの所 基点3 大竹市阿多田島内深浦南奥護岸東端から護岸沿い北西へ30メートルの所 ア 1から護岸に直角に25メートルの所 イ 2から護岸に直角に25メートルの所 ウ 2から護岸に直角に40メートルの所 エ 3から大竹市阿多田島とまりの鼻西端を見通す線上40メートルの所 オ 3から大竹市阿多田島とまりの鼻西端を見通す線上5メートルの所 カ 1から護岸に直角に5メートルの所	第一種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大竹市阿多田	
区第15号	阿多田島漁業協同組合	大竹市阿多田島内深浦地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 大竹市阿多田島とまりの鼻南側付け根に接する右横護岸北端(スベリの南側)から海岸沿い南西へ160メートルの所 基点2 1から海岸沿い南西へ45メートルの所 ア 1から大竹市阿多田島長浦鼻北端を見通す線上30メートルの所 イ 1から大竹市阿多田島長浦鼻北端を見通す線上5メートルの所 ウ 2から大竹市阿多田島出口の鼻を見通す線上5メートルの所 エ 2から大竹市阿多田島出口の鼻を見通す線上30メートルの所	第一種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大竹市阿多田	

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第16号	阿多田島漁業協同組合	大竹市阿多田島内深浦地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 大竹市阿多田島とまりの鼻南側付け根に接する石積護岸北端(スベリの南側) 基点2 1から海岸沿い南西へ70メートルの所 ア 1から270度30メートルの所 イ 1から270度5メートルの所 ウ 2から270度15メートルの所 エ 2から270度45メートルの所	第一種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大竹市阿多田	
区第17号	阿多田島漁業協同組合	大竹市阿多田島内深浦地先	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キアを結んだ7直線によって囲まれた区域 基点1 大竹市阿多田島長浦鼻北端 基点2 大竹市阿多田島ヨケ鼻北西端 基点3 大竹市阿多田島とまりの鼻西側の岩 基点4 大竹市阿多田島内深浦南奥護岸東端 基点5 4から護岸沿い北西へ60メートルの所(スベリの中央) 基点6 大竹市阿多田島うどまりの鼻南側付け根 ア 1から2を見通す線上390メートルの所 イ ウから廿日市市宮島町青海苔浦から西へ2番目の山の高(202メートル)を見通す線と1から2を見通す線との交点 ウ 3から6を見通す線上10メートルの所 エ 4から3を見通す線上100メートルの所 オ 5から0度100メートルの所 カ 3から6を見通す線と5から0度の線との交点	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大竹市阿多田	
区第18号	阿多田島漁業協同組合	大竹市阿多田島米山地	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 大竹市阿多田島とまりの鼻西側の岩 基点2 大竹市阿多田島ヨケの鼻西側の浜の中央の岩(二つある浜を隔てる中央の岩) ア 1から廿日市市宮島町青海苔浦から西へ2番目の山の高(202メートル)を見通す線上110メートルの所 イ 1から廿日市市宮島町青海苔浦から西へ2番目の山の高(202メートル)を見通す線上320メートルの所 ウ 2から廿日市市宮島町弥山の高(530メートル)を見通す線上320メートルの所 エ 2から廿日市市宮島町弥山の高(530メートル)を見通す線上110メートルの所	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大竹市阿多田	
区第19号	阿多田島漁業協同組合	大竹市阿多田島、猪子島地先	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オアを結んだ5直線によって囲まれた区域 基点1 大竹市阿多田島ミシノ鼻から北西へ1番目の鼻 基点2 大竹市阿多田島と猪子島を結ぶ防波堤の猪子島側の北側付け根 基点3 猪子島西側防波堤の北側付け根から防波堤沿い西へ26メートルの所 ア 1から大竹市可部島南端を見通す線上800メートルの所 イ 2から廿日市市宮島町革庵崎を見通す線上1,570メートルの所 ウ 3から廿日市市宮島町蔽島南東端(鷹ノ巣浦)を見通す線上460メートルの所 エ 3から廿日市市宮島町蔽島南東端(鷹ノ巣浦)を見通す線上150メートルの所 オ 1から猪子島北端を見通す線上160メートルの所	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大竹市阿多田	

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第20号	阿多田島漁業協同組合	大竹市阿多田島、猪子島地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 大竹市阿多田島ミシリノ鼻から北西へ1番目の鼻 基点2 大竹市阿多田島と猪子島を結ぶ防波堤中央部東側曲がり角 基点3 2から防波堤沿い北東へ30メートルの所 基点4 猪子島西側防波堤の南側付け根 ア 1から猪子島の高(82メートル)を見通す線上230メートルの所 イ 1から猪子島の高(82メートル)を見通す線と2から猪子島西側防波堤の曲がり角(4から防波堤沿い西へ108メートルの所)を見通す線との交点 ウ 2から4を見通す線上130メートルの所 エ 2から大竹市阿多田島ミシリノ鼻北東側を基点とする線とイの延長線との交点	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大竹市阿多田	
区第21号	地御前漁業協同組合	廿日市市宮島口1丁目、阿品3丁目地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 廿日市市宮島口1丁目宮島競艇場南側防波堤突端から防波堤沿い南西180メートルの所 基点2 廿日市市阿品3丁目南側埋立地南西角(東側)から護岸沿い東へ200メートルの所 ア 1から廿日市市宮島町長浜護岸西端の階段東側付根を見通す線上670メートルの所 イ 1から廿日市市宮島町長浜護岸西端の階段東側付根を見通す線上200メートルの所 ウ 2から132度23分30秒の線上380メートルの所	第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	廿日市市地御前、地御前1～5丁目、地御前北1～3丁目、宮内、阿品	
区第22号	地御前漁業協同組合	廿日市市阿品3丁目地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域。ただし、海底電線保護区域を除く。 基点1 廿日市市阿品3丁目南側埋立地北東角(南側)から護岸沿い南西へ160メートルの所 基点2 廿日市市阿品3丁目南側埋立地北東角(北側) ア 1から広島市南区似島町地獄鼻を見通す線上370メートルの所 イ 1から広島市南区似島町地獄鼻を見通す線上270メートルの所 ウ 2から広島市南区似島町地獄鼻を見通す線上180メートルの所 エ 2から広島市南区似島町地獄鼻を見通す線上280メートルの所	第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	廿日市市地御前、地御前1～5丁目、地御前北1～3丁目、宮内、阿品	
区第23号	地御前漁業協同組合	廿日市市阿品3丁目地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 廿日市市阿品3丁目北側埋立地(旧ヒロシマナタリー)南東角(東側)から護岸沿い北東へ90メートルの所 基点2 廿日市市阿品3丁目北側埋立地(旧ヒロシマナタリー)北東角(南側) ア 1から広島市南区弁天島北端を見通す線上340メートルの所 イ 1から広島市南区弁天島北端を見通す線上240メートルの所 ウ 2から広島市南区小弁天島の高を見通す(94度)線上70メートルの所 エ 2から広島市南区小弁天島の高を見通す(94度)線上170メートルの所	第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	廿日市市地御前、地御前1～5丁目、地御前北1～3丁目、宮内、阿品	

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第24号	地御前漁業協同組合	廿日市市地御前地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域。ただし、廿日市市地御前漁港に通じる航路(イウ間の幅員245メートル、エア間の幅員220メートル)の区域を除く。 基点1 廿日市市地御前5丁目広島工業大学ヨット艇庫敷地南東角から護岸沿い南へ61メートルの所(排水口) 基点2 廿日市市木材港南南側護岸南東角から南西へ1番目の護岸角 ア 1から廿日市市宮島町聖崎の西の鼻西端を見通す(155度30分)線上1,730メートルの所 イ 1から廿日市市宮島町聖崎の西の鼻西端を見通す(155度30分)線上675メートルの所 ウ 2から江田島市沖美町大奈佐美島北東端を見通す線上670メートルの所 エ 2から江田島市沖美町大奈佐美島北東端を見通す線上1,680メートルの所	第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	廿日市市地御前、地御前1～5丁目、地御前北1～3丁目、宮内、阿品	
区第25号	地御前漁業協同組合	廿日市市地御前地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 廿日市市地御前5丁目広島工業大学ヨット艇庫敷地南東角から護岸沿い南へ61メートルの所(排水口) 基点2 廿日市市地御前5丁目地御前漁港北側埋立地東側付け根(内角)から護岸沿い北東へ15メートルの所 ア 1から廿日市市宮島町聖崎の西の鼻西端を見通す(155度30分)線上570メートルの所 イ 1から廿日市市宮島町聖崎の西の鼻西端を見通す(155度30分)線上370メートルの所 ウ 2から廿日市市宮島町せんご鼻東端を見通す(156度30分)線上1,015メートルの所 エ 2から廿日市市宮島町せんご鼻東端を見通す(156度30分)線上1,220メートルの所	第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	廿日市市地御前、地御前1～5丁目、地御前北1～3丁目、宮内、阿品	

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第26号	地御前漁業協同組合	廿日市市廿日市木材港地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 廿日市市地御前1丁目護岸東角(御手洗川河口右岸角)から護岸沿い南西へ155メートルの所 基点2 廿日市市串戸1丁目埋立地護岸東角から護岸沿い南西へ55メートルの所 ア 1から廿日市市宮島町せんご鼻東端を見通す線上1,010メートルの所 イ 1から廿日市市宮島町せんご鼻東端を見通す線上810メートルの所 ウ 2から江田島市沖美町絵の島南西端を見通す線上675メートルの所 エ 2から江田島市沖美町絵の島南西端を見通す線上875メートルの所	第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	廿日市市地御前、地御前1～5丁目、地御前北1～3丁目、宮内、阿品	
区第27号	地御前漁業協同組合	廿日市市阿品1丁目、地御前5丁目地先	次のアイを結んだ直線とイウを距岸5メートルで結んだ線とウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケを結んだ6直線とケアを距岸90メートルで結んだ線とによって囲まれた区域。ただし、艇庫に通じる幅員20メートルの区域を除く。 基点1 廿日市市阿品1丁目西幸記念碑埋立地護岸北側付け根から護岸沿い北へ40メートルの所 基点2 廿日市市地御前5丁目広島工業大学ヨット艇庫敷地南東角から護岸沿い南へ25メートルの所(階段北側付け根) 基点3 廿日市市地御前5丁目沖山鼻突端 基点4 廿日市市地御前5丁目田屋埋立地南東側の有府川河口暗渠南端 ア 1から広島市南区弁天島南端を見通す線と距岸90メートルの線との交点 イ 1から広島市南区弁天島南端を見通す線と距岸5メートルの線との交点 ウ 2から広島市南区似島町地獄鼻を見通す線と距岸5メートルの線との交点 エ 2から広島市南区似島町地獄鼻を見通す線上25メートルの所 オ 3から広島市南区似島町地獄鼻を見通す線上25メートルの所 カ 4から広島市南区弁天島北端を見通す線上25メートルの所 キ 4から広島市南区弁天島北端を見通す線上180メートルの所 ク 3から広島市南区似島町地獄鼻を見通す線上125メートルの所 ケ 2から広島市南区似島町地獄鼻を見通す線と距岸90メートルの線との交点	第一種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	廿日市市地御前、地御前1～5丁目、地御前北1～3丁目、宮内、阿品	
区第28号	地御前漁業協同組合	廿日市市地御前1丁目地先	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カアを結んだ6直線によって囲まれた区域。ただし、中央の幅員10メートルの船通しの区域を除く。 基点1 廿日市市地御前1丁目と5丁目との境界護岸角(内角)から護岸沿い北東へ35メートルの所(樋門中央) 基点2 廿日市市地御前1丁目護岸東角から護岸沿い南西へ40メートルの所 基点3 廿日市市地御前1丁目護岸東角から護岸沿い南西へ10メートルの所 ア 1から江田島市沖美町大奈佐美島西端を見通す線上190メートルの所 イ 1から江田島市沖美町大奈佐美島西端を見通す線上20メートルの所 ウ 2から江田島市沖美町大奈佐美島西端を見通す線上120メートルの所 エ 3から江田島市沖美町絵の島東端を見通す線上460メートルの所 オ 2から江田島市沖美町大奈佐美島西端を見通す線上410メートルの所 カ 2から江田島市沖美町大奈佐美島西端を見通す線上490メートルの所	第一種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	廿日市市地御前、地御前1～5丁目、地御前北1～3丁目、宮内、阿品	

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第29号	地御前漁業協同組合	廿日市市串戸1丁目地先	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オアを結んだ5直線によって囲まれた区域 基点1 廿日市市木材港南南側護岸南角から護岸沿い北西に770メートルの所 基点2 廿日市市木材港南南側護岸南角から護岸沿い北西に705メートルの所 基点3 廿日市市木材港南南側護岸南角から護岸沿い北西に685メートルの所 基点4 廿日市市木材港南南側護岸南角から護岸沿い北西に570メートルの所 ア 1から245度340メートルの所 イ 1から245度250メートルの所 ウ 3から245度240メートルの所 エ 4から245度440メートルの所 オ 2から245度510メートルの所	第一種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	廿日市市地御前、地御前1～5丁目、地御前北1～3丁目、宮内、阿品	
区第30号	浜毛保漁業協同組合	廿日市市下の浜地先	次のア2、2イ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケコ、コサ、サ5、5シ、シス、スセ、セソ、ソアを結んだ17直線によって囲まれた区域 基点1 廿日市市永慶寺川河口左岸埋立地の護岸南角(永慶寺川河口左岸角) 基点2 廿日市市永慶寺川河口左岸埋立地の護岸南東角 基点3 廿日市市上の浜1丁目1番地埋立地南側の護岸南角 基点4 廿日市市上の浜1丁目上ノ浜漁港南側防波堤南側付け根 基点5 廿日市市上の浜1丁目上ノ浜漁港南側防波堤突端 ア 1から永慶寺川河口左岸の導流堤を見通す線上12メートルの所 イ 2から321度46メートルの所 ウ 2から330度62メートルの所 エ 3から217度107メートルの所 オ 3から225度50メートルの所 カ 3から255度50メートルの所 キ 3から201度18メートルの所 ク 4から231度30分60メートルの所 ケ 4から124度16メートルの所 コ 4から112度14メートルの所 サ 4から87度83メートルの所 シ 3から113度30分226メートルの所 ス 3から127度264メートルの所 セ 3から150度30分345メートルの所 ソ 1から廿日市市永慶寺川河口左岸の導流堤を見通す延長線上220メートルの所	第三種区画漁業	あさり養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	廿日市市上の浜1・2丁目、下の浜、物見西1・2丁目、物見東1・2丁目、前空1～6丁目、大野中央1～5丁目、大野1・2丁目、大野字早時、字別府、字土井、字高畑	

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第31号	大野漁業協同組合	廿日市市大野2丁目地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 廿日市市大野2丁目三菱石油コース工場棧橋南西側付け根から護岸沿い南西へ202メートルの所(護岸継目) 基点2 廿日市市大野2丁目三菱石油コース工場棧橋南西側付け根から護岸沿い南西へ90メートルの所 ア 1から135度30メートルの所 イ 2から135度30メートルの所 ウ 2から135度60メートルの所 エ 1から135度60メートルの所	第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	廿日市市大野中央1丁目	
区第32号	大野漁業協同組合	廿日市市大野2丁目地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 廿日市市大野2丁目三菱石油コース工場棧橋北東側付け根から護岸沿い北東へ65メートルの所 基点2 廿日市市大野2丁目護岸北東角(南側) ア 1から125度60メートルの所 イ 2から131度60メートルの所 ウ 2から131度90メートルの所 エ 1から125度90メートルの所	第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	廿日市市大野中央1丁目、大野1丁目	
区第33号	大野漁業協同組合	廿日市市宮島口西1丁目地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 廿日市市宮島口西1丁目1番(熊の浦)埋立地南西角 基点2 廿日市市宮島口西1丁目国道2号線排水口樋門中央 基点3 廿日市市宮島口西1丁目観音崎の西側護岸東側付け根から護岸沿い西へ35メートルの所(護岸角) ア 1から廿日市市宮島町大黒鼻北西端を見通す線上280メートルの所 イ 1から廿日市市宮島町大黒鼻北西端を見通す線上830メートルの所 ウ 3から廿日市市宮島町飛鳥の鼻を見通す線上750メートルの所 エ 2から廿日市市宮島町江の浦の西側の鼻を見通す線上350メートルの所	第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	廿日市市宮島口1・2丁目、宮島口西1～3丁目、深江3丁目、大野字早時、大野中央1丁目、大野1丁目、梅原2丁目、大野原1丁目、林が原1丁目	
区第34号	大野漁業協同組合	廿日市市宮島口西1丁目地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 廿日市市宮島口西1丁目4番埋立地護岸南西角 基点2 廿日市市宮島口1丁目1番南側の埋立地護岸南西角 ア 1から廿日市市宮島町網の浦の棧橋西側付け根を見通す線上360メートルの所 イ 2から廿日市市宮島町大鳥居中央を見通す線上450メートルの所 ウ 2から廿日市市宮島町大鳥居中央を見通す線上910メートルの所 エ 1から網の浦の棧橋西側付け根を見通す線上820メートルの所	第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	廿日市市宮島口1・2丁目、宮島口西1～3丁目、深江3丁目、大野字早時、大野中央1丁目、大野1丁目、梅原2丁目、大野原1丁目、林が原1丁目	

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第35号	大野漁業協同組合	廿日市市宮島町御床浦地先	次のアイ、イウ、ウエ、オカ、カアを結んだ6直線によって囲まれた区域 基点1 廿日市市宮島町須屋ノ鼻北西端 基点2 廿日市市宮島町チンガクソの鼻から海岸沿い南西へ50メートルの所 基点3 廿日市市宮島町大川浦と御床浦との中間の沖赤石 ア 1から廿日市市大野ヤクショウ鼻西側付け根(国道2号線トンネル西口)を見通す線上130メートルの所 イ 2から廿日市市大野ヤクショウ鼻西側付け根(国道2号線トンネル西口)を見通す線上710メートルの所 ウ 3から廿日市市沖塩屋4丁目モービル油そう棧橋中央を見通す線上810メートルの所 エ 3から廿日市市梅原蛭ヶ崎鼻の高を見通す線上250メートルの所 オ 2から廿日市市宮浜温泉1丁目奥新造船所敷地南角を見通す線上180メートルの所 カ 2から廿日市市宮浜温泉1丁目奥新造船所敷地南角を見通す線上340メートルの所	第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	廿日市市宮島口1・2丁目、宮島口西1～3丁目、深江3丁目、大野字早時、大野中央1丁目、大野1丁目、梅原2丁目、大野原1丁目、林が原1・2丁目、丸石2～4丁目、宮浜温泉1～2丁目、沖塩屋3丁目、塩屋1丁目、上の浜1・2丁目、大竹市(ただし、阿多田を除く。)	
区第36号	大野漁業協同組合	廿日市市宮島町包ヶ浦地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域。ただし、航路幅員100メートルの区域を除く。 基点1 廿日市市宮島町包ヶ浦海水浴場南の排水口樋門中央から旧護岸(砂浜あがり詰め)の護岸)沿い北西へ36メートルの所 基点2 1から旧護岸(砂浜あがり詰め)の護岸)沿い北西へ355メートルの所 ア 1から60度430メートルの所 イ 1から55度1,100メートルの所 ウ 2から50度1,150メートルの所 エ 2から50度480メートルの所	第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	廿日市市宮島口1・2丁目、宮島口西1～3丁目、深江3丁目、大野字早時、大野中央1丁目、大野1丁目、梅原2丁目、大野原1丁目、林が原2丁目	
区第37号	大野漁業協同組合	廿日市市物見東1丁目地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 廿日市市物見東1丁目屋田越橋下の樋門北端から護岸沿い北東へ37メートルの所 基点2 廿日市市物見東1丁目屋田越橋下の樋門北端から護岸沿い北東へ90メートルの所 ア 1から廿日市市宮島町江の浦水質管理センター護岸北角を見通す線上10メートルの所 イ 2から廿日市市宮島町地先の亀石灯台を見通す線上10メートルの所 ウ 2から廿日市市宮島町地先の亀石灯台を見通す線上40メートルの所 エ 1から廿日市市宮島町江の浦水質管理センター護岸北角を見通す線上50メートルの所	第一種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	廿日市市宮島口1・2丁目、宮島口西1～3丁目、深江3丁目、大野字早時、大野中央1丁目、大野1丁目、梅原2丁目、大野原1丁目、林が原2丁目	
区第38号	大野漁業協同組合	廿日市市宮島口西1丁目地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 廿日市市宮島口西1丁目4番埋立地北側水路出口右岸角から護岸沿い南へ75メートルの所 基点2 廿日市市宮島口西1丁目4番埋立地北側水路出口右岸角から護岸沿い南へ25メートルの所 ア 1から廿日市市宮島町大鳥居の中央を見通す線上10メートルの所 イ 2から廿日市市宮島町大鳥居の中央を見通す線上10メートルの所 ウ 2から廿日市市宮島町大鳥居の中央を見通す線上50メートルの所 エ 1から廿日市市宮島町大鳥居の中央を見通す線上50メートルの所	第一種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	廿日市市宮島口西3丁目	

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第39号	大野漁業協同組合	廿日市市宮島町須屋浦地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 廿日市市宮島町須屋ノ鼻西端 基点2 廿日市市宮島町須屋浦大石北の鼻北西端 ア 1から廿日市市大野鳴川川河口中央を見通す線上75メートルの所 イ 2から大竹市小方2丁目亀居城跡の高を見通す線上10メートルの所 ウ 2から大竹市小方2丁目亀居城跡の高を見通す線上70メートルの所 エ 1から廿日市市大野鳴川川河口中央を見通す線上150メートルの所	第一種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	廿日市市林が原1丁目、丸石2～4丁目、宮浜温泉1・2丁目、沖塩屋3丁目	
区第40号	大野漁業協同組合	廿日市市宮島町下谷地先	次の1ア、アイ、イ2を結んだ3直線と3・4を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 廿日市市宮島町下谷鼻 基点2 1から46度30分の線と海岸線との交点 基点3 4から46度30分の線と海岸線との交点 基点4 1から海岸沿い南東へ100メートルの所 ア 1から廿日市市大野小ヤクショウ鼻を見通す線上70メートルの所 イ 2から廿日市市大野小ヤクショウ鼻を見通す線上50メートルの所	第一種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	廿日市市林が原1丁目、丸石2～4丁目、宮浜温泉1・2丁目、沖塩屋3丁目	
区第41号	大野漁業協同組合	廿日市市宮島町御床浦地先	次のアイ、イウ、ウエ、エオを結んだ4直線とオカを距岸10メートルで結んだ線とカアを結んだ直線とによって囲まれた区域 基点1 廿日市市宮島町御床浦烏帽子岩 基点2 1から61度30分の線と最大高潮時海岸線との交点 基点3 1から46度30分の線と最大高潮時海岸線との交点 ア 1から2を見通す線上120メートルの所 イ 1から25度150メートルの所 ウ 1から13度80メートルの所 エ 1から13度の線と3から249度の線との交点 オ 3から249度の線と距岸10メートルの線との交点 カ 2から1を見通す線と距岸10メートルの線との交点	第一種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	廿日市市宮島口1・2丁目、宮島口西1～3丁目、深江3丁目、梅原2丁目、沖塩屋3丁目、林が原1・2丁目	
区第42号	大野漁業協同組合	廿日市市宮島町大江浦地先	次の1ア、アイ、イ2を結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 廿日市市宮島町大川浦東大岩 基点2 3から184度の線と最大高潮時海岸線との交点 基点3 廿日市市宮島町白鼻 ア 1から236度60メートルの所 イ 2から314度50メートルの所	第一種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	廿日市市宮島口1・2丁目、宮島口西1～3丁目、深江3丁目、大野字早時、大野中央1丁目、大野1丁目、梅原2丁目、大野原1丁目、林が原1丁目	
区第43号	大野漁業協同組合	廿日市市宮島町下室浜地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 廿日市市宮島町下室浜水場の東鼻 ア 1から337度80メートルの所 イ 1から350度150メートルの所 ウ 1から10度130メートルの所 エ 1から10度60メートルの所	第一種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	廿日市市宮島口1丁目	
区第44号	大野漁業協同組合	廿日市市宮島町上室浜、下室浜地先	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキを結んだ6直線とキクを距岸10メートルで結んだ線とクアを結んだ直線とによって囲まれた区域 基点1 廿日市市宮島町下室浜から北へ1番目の鼻の北西端 基点2 1から海岸沿い北東へ50メートルの所 基点3 廿日市市宮島町上室浜半ド岩から海岸沿い南西へ50メートルの所 ア 1から257度80メートルの所 イ 1から280度110メートルの所 ウ 1から11度30分140メートルの所 エ 1から28度200メートルの所 オ 1から14度280メートルの所 カ 3から341度30分50メートルの所 キ 3から341度30分の線と距岸10メートルの線との交点 ク 2から311度の線と距岸10メートルの線との交点	第一種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	廿日市市大野中央1丁目、大野1丁目、宮島口西1丁目	

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第45号	大野漁業協同組合	廿日市市宮島町多々良潟地先	次のアイ、イウ、ウエ、エオを結んだ4直線とオカを距岸5メートルで結んだ線とカキを結んだ直線とキクを距岸5メートルで結んだ線とクアを結んだ直線とによって囲まれた区域 基点1 廿日市市宮島町多々良潟西の鼻 基点2 廿日市市宮島町多々良潟埋立地護岸北西角 基点3 廿日市市宮島町多々良潟埋立地護岸北東角から海岸沿い西へ50メートルの所 基点4 廿日市市宮島町多々良潟西の鼻から海岸沿い南西へ140メートルの所 ア 4から廿日市市上の浜2丁目油ヶ免埋立地排水口(階段南側付け根)を見通す線上90メートルの所 イ 1から295度90メートルの所 ウ 1から0度90メートルの所 エ 3から351度50メートルの所 オ 3から351度の線と距岸5メートルの線との交点 カ 2から1を見通す線と距岸5メートルの線との交点 キ 1から2を見通す線と距岸5メートルの線との交点 ク 4から廿日市市上の浜2丁目油ヶ免埋立地	第一種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	廿日市市宮島口1・2丁目、宮島口西1～3丁目、深江3丁目、大野中央1丁目	
区第46号	大野漁業協同組合	廿日市市大野2丁目地先	次のアイを結んだ直線とイウを距岸5メートルで結んだ線とウエ、エアを結んだ2直線によって囲まれた区域 基点1 廿日市市大野2丁目護岸南角(西側) 基点2 廿日市市大野2丁目三菱石油コークス工場棧橋南西側付け根から護岸沿い南西へ5メートルの所 ア 1から135度50メートルの所 イ 1から135度の線と距岸5メートルの線との交点 ウ 2から棧橋に平行に引いた線と距岸5メートルの線との交点	第三種区画漁業	あさり養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	廿日市市大野1・2丁目、大野中央1～5丁目、上の浜1・2丁目、物見西1・2丁目、梅原1・2丁目	
区第47号	大野漁業協同組合	廿日市市大野2丁目地先	次のアイを結んだ直線とイウを距岸5メートルで結んだ線とウエ、エオ、オカ、カアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 廿日市市大野2丁目三菱石油コークス工場棧橋北東側付け根から護岸沿い北東へ5メートルの所 基点2 廿日市市大野2丁目護岸北東角から護岸沿い南西へ78メートルの所 基点3 廿日市市大野2丁目護岸北東角 ア 1から棧橋に平行に引いた線上20メートルの所 イ 1から棧橋に平行に引いた線と距岸5メートルの線との交点 ウ 3から131度の線と距岸5メートルの線との交点 エ 3から131度90メートルの所	第三種区画漁業	あさり養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	廿日市市大野1・2丁目、大野中央1～5丁目、上の浜1・2丁目、物見西1・2丁目、梅原1・2丁目	
区第48号	大野漁業協同組合	廿日市市宮島口西1丁目地先	次のアイを結んだ直線とイウを距岸10メートルで結んだ線とウエ、エオ、オアを結んだ3直線とによって囲まれた区域 基点1 廿日市市宮島口西1丁目4番埋立地南西角(内角) 基点2 廿日市市宮島口西1丁目4番埋立地南東角 基点3 廿日市市宮島口西1丁目5番埋立地南角(スベリの西側付け根) ア 1から廿日市市宮島町大黒鼻北西端を見通す線上200メートルの所 イ 1から廿日市市宮島町大黒鼻北西端を見通す線と距岸10メートルの線との交点 ウ 3から廿日市市宮島町清水ヶ浦の北側の鼻(清水ヶ浦と米ヶ浦との間の鼻)を見通す線と距岸10メートルの線との交点 エ 3から廿日市市宮島町清水ヶ浦の北側の鼻(清水ヶ浦と米ヶ浦との間の鼻)を見通す線上250メートルの所 オ 2から105度150メートルの所	第三種区画漁業	あさり養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	廿日市市宮島口1～4丁目、宮島口上1・2丁目、宮島口西1～3丁目、宮島口東1～3丁目、対巖山1～3丁目、福面1～3丁目、深江1～3丁目、大野字中山、字更地、字上更地、字下更地	

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第49号	大野漁業協同組合	廿日市市宮島町下室浜地先	次の1ア、アイ、イウ、ウエ、エ3を結んだ5直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 ただし、区第43号及び区第44号の区域を除く。 基点1 廿日市市宮島町下室浜水場の東鼻 基点2 廿日市市宮島町下室浜水場の北鼻 基点3 2から北へ1番目の鼻 ア 1から297度45分75メートルの所 イ 2から243度30分160メートルの所 ウ 2から304度30分140メートルの所 エ 2から346度160メートルの所	第三種区画漁業	あさり養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	廿日市市大野1・2丁目、大野中央1～5丁目、上の浜1・2丁目、下の浜、物見西1丁目	
区第50号	大野漁業協同組合	廿日市市宮島町多々良潟地先	次の1ア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キ5を結んだ8直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、区第44号及び区第45号の区域を除く。 基点1 廿日市市宮島町上室浜州鼻(砂浜中央) 基点2 廿日市市宮島町半ド岩 基点3 廿日市市宮島町多々良潟西の鼻 基点4 廿日市市宮島町多々良潟埋立地護岸北西角 基点5 廿日市市宮島町多々良潟埋立地護岸北東角 ア 1から304度55メートルの所 イ 2から342度90メートルの所 ウ 2から352度40メートルの所 エ 3から255度130メートルの所 オ 3から318度225メートルの所 カ 4から325度260メートルの所	第三種区画漁業	あさり養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	廿日市市大野1・2丁目、大野中央1～5丁目、上の浜1・2丁目、下の浜、物見西1丁目	
区第51号	大野町漁業協同組合	廿日市市大野垣ノ浦地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 廿日市市大野ヤクショウ鼻西側付け根(護岸との交点)から護岸沿い西へ150メートルの所(階段西側付け根) 基点2 廿日市市宮浜温泉1丁目奥新造船所敷地南角 ア 1から廿日市市宮島町長浦ノ鼻(平根鼻)を見通す線上270メートルの所 イ 1から廿日市市宮島町長浦ノ鼻(平根鼻)を見通す線上490メートルの所 ウ 2から廿日市市宮島町チンガクソ鼻を見通す線上510メートルの所 エ 2から廿日市市宮島町チンガクソ鼻を見通す線上290メートルの所	第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	廿日市市塩屋1・2丁目、沖塩屋1～4丁目、林が原1・2丁目、丸石1～5丁目、宮浜温泉1～3丁目	
区第52号	大野町漁業協同組合	廿日市市大野鳴川地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 廿日市市大野ヤクショウ鼻西側付け根(護岸との交点)から護岸沿い西へ150メートルの所(階段西側付け根) 基点2 廿日市市宮浜温泉1丁目奥新造船所敷地南角 ア 1から廿日市市宮島町長ノ浦(平根鼻)を見通す線上650メートルの所 イ 1から廿日市市宮島町長ノ浦(平根鼻)を見通す線上900メートルの所 ウ 2から廿日市市宮島町チンガクソ鼻を見通す線上880メートルの所 エ 2から廿日市市宮島町下谷鼻(チンガクソ鼻の東へ1番目の鼻)を見通す線上610メートルの所	第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	廿日市市塩屋1・2丁目、沖塩屋1～4丁目、林が原1・2丁目、丸石1～5丁目、宮浜温泉1～3丁目	
区第53号	大野町漁業協同組合	廿日市市丸石漁港地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 廿日市市丸石漁港東側埋立地護岸南西角(南側の角) ア 1から164度780メートルの所 イ 1から164度410メートルの所 ウ 1から118度30分330メートルの所 エ 1から118度30分610メートルの所	第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	廿日市市塩屋1・2丁目、沖塩屋1～4丁目、林が原1・2丁目、丸石1～5丁目、宮浜温泉1～3丁目	

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第54号	大野町漁業協同組合	廿日市市宮島町南西地先	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カアを結んだ6直線によって囲まれた区域。ただし、南北に通じる(幅員200メートル)船通し2箇所の区域を除く。 基点1 廿日市市宮島町山白鼻 基点2 廿日市市宮島町大鼻西の大岩(ニツ岩) 基点3 廿日市市宮島町青海苔浦東の大岩 ア 1から大竹市阿多田島西端を見通す線上450メートルの所 イ 2から大竹市阿多田島東の高(観音山)を見通す線上300メートルの所 ウ 3から大竹市猪子島東端を見通す線上450メートルの所 エ 3から大竹市猪子島東端を見通す線上750メートルの所 オ 2から大竹市阿多田島東の高(観音山)を見通す線上600メートルの所	第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	廿日市市大野、大野1・2丁目、大野中央1～5丁目、宮島口1～4丁目、宮島口上1・2丁目、宮島口東1～3丁目、宮島口西1～3丁目、深江1～3丁目、福面1～3丁目、対蔵山1～3丁目、前空1～6丁目、物見東1・2丁目、物見西1～3丁目、上の浜1・2丁目、下の浜、梅原1・2丁目、塩屋1・2丁目、沖塩屋1～4丁目、林が原1・2丁目、丸石1～5丁目、宮浜温泉1～3丁目、八坂1・2丁目、大野原	
区第55号	大野町漁業協同組合	廿日市市宮島町焼山地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 廿日市市宮島町藤ヶ浦の大岩 基点2 廿日市市宮島町焼山浦南西1番目の鼻北東端 ア 1から大竹市阿多田島と猪子島の喰い合いを見通す(181度)線上280メートルの所 イ 1から大竹市阿多田島の高を見通す(186度)線上570メートルの所 ウ 2から180度550メートルの所 エ 2から180度240メートルの所	第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	廿日市市塩屋1・2丁目、沖塩屋1～4丁目、林が原1・2丁目、丸石1～5丁目、宮浜温泉1～3丁目	
区第56号	大野町漁業協同組合	廿日市市宮島町須屋浦地先	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカを結んだ5直線とカキを距岸10メートルで結んだ線とキクを結んだ直線とクアを距岸5メートルで結んだ線とによって囲まれた区域 基点1 2から海岸沿い北西へ130メートルの所 基点2 廿日市市宮島町須屋浦神社前拝殿北西角 基点3 廿日市市宮島町チンガクソ鼻から海岸沿い南西へ89メートルの所 基点4 廿日市市宮島町チンガクソ鼻から海岸沿い南西へ47メートルの所 ア 1から廿日市市宮島口西観音崎を見通す線と距岸5メートルの線との交点 イ 1から廿日市市宮島口西観音崎を見通す線上20メートルの所 ウ 2から廿日市市宮島口西観音崎を見通す線上40メートルの所 エ 3から廿日市市宮浜温泉1丁目奥新造船所敷地南角を見通す線上45メートルの所 オ 4から廿日市市大野城山の高(266メートル)を見通す線上30メートルの所 カ 4から廿日市市大野城山の高(266メートル)を見通す線と距岸10メートルの線との交点 キ 3から廿日市市宮浜温泉1丁目奥新造船所敷地南角を見通す線と距岸10メートルの線との交点	第一種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	廿日市市林が原1・2丁目	
区第57号	大野町漁業協同組合	廿日市市宮島町下谷鼻地先	次のアイ、イウ、ウエを結んだ3直線とエアを距岸10メートルで結んだ線とによって囲まれた区域 基点1 廿日市市宮島町チンガクソ鼻から海岸沿い東へ90メートルの所 基点2 廿日市市宮島町下谷鼻から海岸沿い南西へ10メートルの所 ア 1から廿日市市宮浜温泉1丁目奥新造船所敷地南角を見通す線と距岸10メートルの線との交点 イ 1から廿日市市宮浜温泉1丁目奥新造船所敷地南角を見通す線上70メートルの所 ウ 2から廿日市市大野ヤクショウ鼻を見通す線上70メートルの所	第一種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	廿日市市林が原1・2丁目	
区第58号	大野町漁業協同組合	廿日市市宮島町御床浦地先	次の1ア、アイ、イ2、2・1を結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 廿日市市宮島町御床浦神社の鼻の西端 基点2 1から南西へ1番目の鼻	第一種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	廿日市市沖塩屋1～4丁目	

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第59号	大野町漁業協同組合	廿日市市宮島町大川浦地先	次の2ア、アイ、イ3を結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 廿日市市宮島町大川浦赤石 基点2 廿日市市宮島町大川浦赤石の付け根の海岸角から海岸沿い北東へ60メートルの所 基点3 廿日市市宮島町大川浦赤石から59度の線と最大高潮時海岸線との交点 基点4 廿日市市宮島町大川浦東大岩 ア 1から4度140メートルの所 イ 4から214度180メートルの所	第一種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	廿日市市沖塩屋1～4丁目	
区第60号	大野町漁業協同組合	廿日市市物見東1丁目地先(屋田越)	次のアイを結んだ直線とイウを距岸5メートルで結んだ線とウエ、エオ、オカ、カキ、キアを結んだ5直線とによって囲まれた区域 基点1 廿日市市上の浜2丁目油ヶ免埋立地北端護岸角(埋立地と国道2号線との交点)から護岸沿い南へ20メートルの所	第三種区画漁業	あさり養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	廿日市市物見東1・2丁目、前空1～6丁目、深江1～3丁目、大野字早時、字鯛ノ原、字高見、字水口、字別府、字熊ヶ浦、字土井、字	
区第61号	大野町漁業協同組合	廿日市市大野賀撫津地先(早時鼻)	次のアイを距岸5メートルで結んだ線とイウ、ウエ、エオ、オアを結んだ4直線とによって囲まれた区域 基点1 3から護岸沿い南西へ91メートルの所 基点2 3から護岸沿い南西へ41メートルの所(排水口中央) 基点3 廿日市市大野賀撫津かき殻搬入路西側付け根の階段取付部西角 ア 1から廿日市市宮島町地先の亀石灯台を見通す線と距岸5メートルの線との交点 イ 2から廿日市市宮島町地先の亀石灯台を早	第三種区画漁業	あさり養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	廿日市市物見東1・2丁目、前空1～6丁目、深江1～3丁目、大野字早時、字鯛ノ原、字高見、字水口、字別府、字熊ヶ浦、字土井、字田屋、字筏津、字棚田、字高畑、字陣場、字池田、字小田ノ口、字郷、字中津岡、字滝ノ下	
区第62号	大野町漁業協同組合	廿日市市宮島町大江浦、大川浦地先	次の2ア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、キ4を結んだ8直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、区第42号の区域を除く。 基点1 廿日市市宮島町大川浦赤石 基点2 1から42度の線と最大高潮時海岸線との交点 基点3 廿日市市宮島町大川浦東大岩 基点4 3から19度の線と最大高潮時海岸線との交点 ア 3から214度180メートルの所 イ 3から249度45分280メートルの所 ウ 3から270度45分230メートルの所 エ 3から331度155メートルの所 オ 3から359度460メートルの所 カ 3から3度30分560メートルの所 キ 4から244度115メートルの所	第三種区画漁業	あさり養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	廿日市市大野、大野1・2丁目、大野中央1～5丁目、物見西1～3丁目、上の浜1・2丁目、下の浜、大野原1～4丁目、梅原1・2丁目	
区第63号	宮島漁業協同組合	廿日市市宮島町中崎鼻地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 廿日市市宮島町聖崎東側小島の東端 基点2 廿日市市宮島町中崎鼻の南東端 ア 1から広島市佐伯区津久根島の高を見通す(59度30分)線上250メートルの所 イ 1から広島市佐伯区津久根島の高を見通す(59度30分)線上700メートルの所 ウ 2から広島市佐伯区津久根島の高を見通す(47度30分)線上700メートルの所 エ 2から広島市佐伯区津久根島の高を見通す(47度30分)線上250メートルの所	第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	廿日市市宮島町	
区第64号	宮島漁業協同組合	廿日市市宮島町包ヶ浦地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 廿日市市宮島町包ヶ浦防波堤北側付け根 ア 1から66度120メートルの所 イ 1から52度780メートルの所 ウ 1から70度810メートルの所	第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	廿日市市宮島町	

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第65号	宮島漁業協同組合	廿日市市宮島町鷹の巣浦地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 廿日市市宮島町せんご鼻南東端 基点2 1から182度30分の線と海岸線との交点(旧陸軍の砲台石の北端) ア 1から江田島市沖美町絵の島北端を見通す線上50メートルの所 イ 1から江田島市沖美町絵の島北端を見通す線上150メートルの所 ウ 2から江田島市沖美町大奈佐美島北端を	第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	廿日市市宮島町	
区第66号	宮島漁業協同組合	廿日市市宮島町入浜地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 廿日市市宮島町腰細浦の東の鼻から北東へ1番目の鼻(宮島町入浜の東鼻から219度30分の線と海岸線との交点) 基点2 廿日市市宮島町入浜の東の鼻から北東へ1番目の鼻(腰細浦の東鼻から33度の線と	第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	廿日市市宮島町	
区第67号	宮島漁業協同組合	廿日市市宮島町大砂利地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 廿日市市宮島町大砂利西端(しろ鼻)から西へ1番目の鼻の東端(しろ鼻の西の砂浜との境) 基点2 廿日市市宮島町腰細神社中央の護岸点から護岸沿い西へ80メートルの所(石積護岸	第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	廿日市市宮島町	
区第68号	宮島漁業協同組合	廿日市市宮島町小なきり地先	次のアイを結んだ直線とイウを距岸40メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエアを距岸10メートルで結んだ線とによって囲まれた区域 基点1 廿日市市宮島町小なきり鼻 基点2 廿日市市宮島町大なきり鼻 ア 1から2を見通す線と距岸10メートルの線との交点 イ 1から2を見通す線と距岸40メートルの線との交点 ウ 2から1を見通す線と距岸40メートルの線と	第一種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	廿日市市宮島町	
区第69号	宮島漁業協同組合	廿日市市宮島町大なきり地先	次のアイを結んだ直線とイウを距岸40メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエアを距岸10メートルで結んだ線とによって囲まれた区域 基点1 廿日市市宮島町大なきり鼻 基点2 廿日市市宮島町清水ヶ浦北の鼻 ア 1から2を見通す線と距岸10メートルの線との交点 イ 1から2を見通す線と距岸40メートルの線との交点 ウ 2から1を見通す線と距岸40メートルの線との交点 エ 2から1を見通す線と距岸10メートルの線との交点	第一種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	廿日市市宮島町	
区第70号	宮島漁業協同組合	廿日市市宮島町米ヶ浦地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域。ただし、オカ、カキ、キク、クオを結んだ4直線によって囲まれた区域を除く。 基点1 廿日市市宮島町米ヶ浦護岸北端 基点2 廿日市市宮島町米ヶ浦護岸中央階段北側付け根から護岸沿い北へ3メートルの所 基点3 廿日市市宮島町米ヶ浦護岸中央階段	第一種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	廿日市市宮島町	
区第71号	宮島漁業協同組合	廿日市市宮島町聖崎地先	次のアイを結んだ直線とエアを距岸5メートルで結んだ線とによって囲まれた区域 基点1 廿日市市宮島町米ヶ浦北の鼻(2から西へ1番目の鼻) 基点2 廿日市市宮島町聖崎北西の鼻(宮島北端) ア 1から2を見通す線と距岸5メートルの線との交点 イ 2から1を見通す線と距岸5メートルの線との交点	第一種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	廿日市市宮島町	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第72号	宮島漁業協同組合	廿日市市宮島町聖崎地先	次のアイを結んだ直線とイアを距岸5メートルで結んだ線とによって囲まれた区域 基点1 廿日市市宮島町聖崎の東くぼ(姥ヶ懐から北へ1番目のくぼ)北端 基点2 廿日市市宮島町聖崎の東くぼ(姥ヶ懐から北へ1番目のくぼ)南端 ア 1から2を見通す線と距岸5メートルの線との交点 イ 2から1を見通す線と距岸5メートルの線との交点	第一種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	廿日市市宮島町	
区第73号	宮島漁業協同組合	廿日市市宮島町姥ヶ懐地先	次のアイを結んだ直線とイアを距岸10メートルで結んだ線とによって囲まれた区域 基点1 廿日市市宮島町姥ヶ懐北の鼻 基点2 廿日市市宮島町姥ヶ懐南の鼻 ア 1から2を見通す線と距岸10メートルの線との交点 イ 2から1を見通す線と距岸10メートルの線との交点	第一種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	廿日市市宮島町	
区第74号	宮島漁業協同組合	廿日市市宮島町中崎地先	次のアイを結んだ直線とイアを距岸10メートルで結んだ線とによって囲まれた区域 基点1 廿日市市宮島町中崎鼻の東側中央のくぼ北端 基点2 廿日市市宮島町中崎鼻の東側中央のくぼ南端 ア 1から2を見通す線と距岸10メートルの線との交点 イ 2から1を見通す線と距岸10メートルの線との交点	第一種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	廿日市市宮島町	
区第75号	宮島漁業協同組合	廿日市市宮島町包ヶ浦地先	次のアイ、イウを結んだ2直線とウエを距岸5メートルで結んだ線とエアを結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 廿日市市宮島町包ヶ浦烏帽子岩 基点2 廿日市市宮島町包ヶ浦つづら岩(せんご鼻から東へ3番目の鼻) 基点3 廿日市市宮島町包ヶ浦東側防波堤東側付け根 基点4 廿日市市宮島町包ヶ浦海水浴場北側付け根の三角岩(包ヶ浦棧橋南側付け根から護岸沿い南へ76メートルの所) ア 1から4を見通す線と3から25度30分の線との交点 イ 1から4を見通す線と2から43度30分の線との交点	第一種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	廿日市市宮島町	
区第76号	宮島漁業協同組合	廿日市市宮島町緑町地先	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オアを結んだ5直線によって囲まれた区域 基点1 廿日市市宮島町緑町防波堤南側付け根から道路沿い南へ10メートルの所 ア 1から広島市南区似島町似島安芸小富士山頂を見通す線と廿日市市宮島町聖崎付け根通し穴から緑町防波堤先端を見通す線との交点 イ アから聖崎付け根通し穴を見通す線上136メートルの所 ウ イから71度43分32メートルの所 エ オから337度32分85メートルの所 オ 1から広島市南区似島町安芸小富士山頂	第一種区画漁業	あさり垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	廿日市市宮島町	
区第77号	井口漁業協同組合	広島市西区商工センター8丁目地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 広島市西区商工センター8丁目新八幡川橋下り線下流側左岸付け根から橋の下流側線に沿って西へ10メートルの所 基点2 広島市西区商工センター8丁目新八幡川橋下り線下流側左岸付け根から橋の下流側線に沿って西へ124メートルの所 ア 1から広島市南区似島町下高山の高(203メートル)を見通す線上500メートルの所 イ 1から広島市南区似島町下高山の高(203メートル)を見通す線上800メートルの所 ウ 2から広島市南区小弁天島北端を見通す線上810メートルの所 エ 2から広島市南区小弁天島北端を見通す線上510メートルの所	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	広島市西区井口1～5丁目、井口明神1～3丁目、井口台1～4丁目、井口鈴が台1～3丁目	

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第78号	井口漁業協同組合	広島市西区商工センター8丁目地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 広島市西区商工センター8丁目新八幡川橋下流側左岸付け根から橋の下流側線に沿って西へ10メートルの所 基点2 広島市西区商工センター8丁目新八幡川橋下流側左岸付け根から橋の下流側線に	第三種区画漁業	あさり養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	広島市西区井口1～5丁目、井口明神1～3丁目、井口台1～4丁目、井口鈴が台1～3丁目	
区第79号	広島市漁業協同組合	広島市佐伯区吉見新開地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 広島市佐伯区五日市地区港湾整備事業埋立地護岸南東角 基点2 広島市西区商工センター8丁目新八幡川橋下り線の東から108メートルの所(2番目の橋脚中央) ア 1から176度1,050メートルの所 イ 1から176度650メートルの所 ウ 2から広島市南区弁天島北端を見通す線上1,780メートルの所 エ 2から広島市南区弁天島北端を見通す線上2,030メートルの所	第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	広島市西区草津浜町、草津南1・2丁目、草津東1丁目、井口明神1丁目、井口台3丁目	
区第80号	広島市漁業協同組合	広島市佐伯区津久根島地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 広島市佐伯区津久根島の高 ア 1から264度620メートルの所 イ 1から江田島市沖美町大奈佐美島東端を見通す線上930メートルの所 ウ 1から江田島市沖美町大奈佐美島西端を見通す線上1,150メートルの所 エ 1から256度940メートルの所	第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	広島市西区草津浜町、草津南1丁目、井口明神1丁目、井口台3丁目	
区第81号	広島市漁業協同組合	広島市佐伯区津久根島地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 広島市佐伯区津久根島の高 ア 1から廿日市市極楽寺山(693メートル)の高を見通す線上300メートルの所 イ 1から163度30分750メートルの所 ウ 1から183度850メートルの所 エ 1から廿日市市廿日市木材港整理場東の埠頭護岸北東角を見通す(227度30分)線上490メートルの所	第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	広島市西区草津浜町、草津南1丁目、草津東1丁目、井口明神1丁目	
区第82号	広島市漁業協同組合	広島市佐伯区津久根島地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 広島市佐伯区津久根島の高 ア 1から広島市西区草津漁港東側防波堤突端を見通す線上200メートルの所 イ 1から広島市西区草津漁港東側防波堤突端を見通す線上450メートルの所 ウ 1から95度1,200メートルの所 エ 1から106度1,120メートルの所	第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	広島市西区草津浜町、草津南1・2丁目、草津東1丁目、井口明神1丁目、井口台3丁目	
区第83号	広島市漁業協同組合	広島市佐伯区津久根島地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 広島市佐伯区津久根島の高 ア 1から広島市西区草津漁港東側防波堤突端を見通す線上650メートルの所 イ 1から広島市西区草津漁港東側防波堤突端を見通す線上900メートルの所 ウ 1から79度30分1,410メートルの所 エ 1から広島市南区元字品南側護岸南端を見通す(87度30分)線上1,275メートルの所	第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	広島市西区草津浜町、草津南1・2丁目、草津東1丁目、井口明神1丁目、井口台3丁目、南区似島町	
区第84号	広島市漁業協同組合	広島市西区観音新町4丁目地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 広島市西区観音新町4丁目観音マリーナ親水護岸西防波堤南側付け根から護岸沿い西へ50メートルの所(2から610メートルの所) 基点2 広島市西区観音新町4丁目観音マリーナ南側堤防護岸南東角 ア 1から209度30分1,270メートルの所 イ 2から209度30分1,270メートルの所 ウ 2から209度30分1,530メートルの所 エ 1から209度30分1,530メートルの所	第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	広島市中区江波東1・2丁目、江波西2丁目、江波南1・2丁目、江波本町、江波二本松2丁目、江波栄町	

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第85号	広島市漁業協同組合	広島市西区観音新町4丁目地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 広島市西区観音新町4丁目観音マリナー親水護岸西防波堤南側付け根(2から560メートルの所) 基点2 広島市西区観音新町4丁目観音マリナー南側堤防護岸南東角 ア 1から209度30分770メートルの所 イ 2から209度30分770メートルの所 ウ 2から209度30分1,020メートルの所 エ 1から209度30分1,020メートルの所	第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	広島市中区江波東1・2丁目、江波西2丁目、江波南1丁目、江波本町、江波二本松1・2丁目、江波栄町	
区第86号	広島市漁業協同組合	広島市中区江波沖町地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 広島市中区江波沖町南西角 基点2 1から南側護岸の延長線上東へ150メートルの所 ア 1から広島市中区江波沖町南側護岸に直角に南へ1,790メートルの所 イ 2から209度30分1,790メートルの所 ウ 2から209度30分2,050メートルの所 エ 1から広島市中区江波沖町南側護岸に直角に南へ2,050メートルの所	第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	広島市中区江波東1・2丁目、江波西2丁目、江波南1・2丁目、江波本町	
区第87号	広島市漁業協同組合	広島市中区江波沖町地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 広島市中区江波沖町南西角 基点2 1から南側護岸の延長線上東へ150メートルの所 ア 1から南側護岸に直角に南へ1,300メートルの所 イ 2から209度30分1,300メートルの所 ウ 2から209度30分1,560メートルの所 エ 1から広島市中区江波沖町南側護岸に直	第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	広島市中区江波東1・2丁目、江波西2丁目、江波南1・2丁目、江波本町	
区第88号	広島市漁業協同組合	広島市中区江波沖町地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 広島市中区江波沖町南西角から南側護岸の延長線上東へ300メートルの所 基点2 広島市中区江波沖町南西角から南側護岸の延長線上東へ930メートルの所(西側船台跡南東角から護岸沿い東へ10メートルの所) ア 1から209度30分1,790メートルの所 イ 2から209度30分1,790メートルの所 ウ 2から209度30分2,050メートルの所 エ 1から209度30分2,050メートルの所	第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	広島市中区江波東1・2丁目、江波西2丁目、江波南1・2丁目、江波本町、江波二本松2丁目	
区第89号	広島市漁業協同組合	広島市中区江波沖町地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 広島市中区江波沖町南西角から南側護岸の延長線上東へ300メートルの所 基点2 広島市中区江波沖町南西角から南側護岸の延長線上東へ930メートルの所(西側船台跡南東角から護岸沿い西へ10メートルの所) ア 1から209度30分1,300メートルの所 イ 2から209度30分1,300メートルの所 ウ 2から209度30分1,560メートルの所 エ 1から209度30分1,560メートルの所	第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	広島市中区江波東1・2丁目、江波南1・2丁目、江波本町、江波二本松2丁目、江波栄町	
区第90号	広島市漁業協同組合	広島市中区江波沖町地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 広島市中区江波沖町南西角 基点2 1から南側護岸の延長線上東へ300メートルの所 ア 1から南側護岸に直角に南西へ930メートルの所 イ 1から南側護岸に直角に南西へ600メートルの所 ウ 2から209度30分600メートルの所 エ 2から209度30分930メートルの所	第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	広島市中区江波東2丁目、江波南1・2丁目、江波本町	
区第91号	広島市漁業協同組合	広島市中区江波沖町地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 広島市中区江波沖町南西角から南側護岸の延長線上東へ503メートルの所 基点2 広島市中区江波沖町南西角から南側護岸の延長線上東へ930メートルの所 ア 1から209度30分930メートルの所 イ 1から209度30分600メートルの所 ウ 2から209度30分600メートルの所 エ 2から209度30分930メートルの所	第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	広島市中区江波東2丁目、江波西2丁目、江波南1・2丁目、江波本町、江波二本松2丁目	

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第92号	広島市漁業協同組合	広島市中区江波沖町地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 広島市中区江波沖町南西角 基点2 1から南側護岸の延長線上東へ350メートルの所 ア 1から江田島市沖美町大奈佐美島東端を見通す(203度)線上2.870メートルの所 イ 1から江田島市沖美町大奈佐美島東端を見通す(203度)線上2.650メートルの所 ウ 2から203度2.620メートルの所 エ 2から203度2.840メートルの所	第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	広島市中区江波東1・2丁目、江波南1丁目、江波本町	
区第93号	広島市漁業協同組合	広島市南区金輪島地先	次のアイを距岸50メートルで結んだ線とイウを結んだ直線とウエを距岸250メートルで結んだ線とエオを結んだ直線とオカを距岸300メートルで結んだ線とカアを結んだ直線とによって囲まれた区域。ただし、キクを距岸50メートルで結んだ線とクケ、ケコ、コサを結んだ3直線とサシを距岸250メートルで結んだ線とシキを結んだ直線とによって囲まれた区域を除く。 基点1 広島市南区金輪島ドウ石鼻 基点2 広島市南区金輪島長浦の鼻南側の護岸南角から護岸沿い南へ35メートルの所 基点3 広島市南区金輪島ドウ石鼻から海岸沿い南へ230メートルの所 基点4 広島市南区金輪島ドウ石鼻から海岸沿い南へ480メートルの所 基点5 広島市南区金輪島ドウ石鼻から海岸沿い南へ630メートルの所 ア 1から354度の線と距岸50メートルの線との交点 イ 2から広島市南区似島町オオイカダ鼻を見通す線と距岸50メートルの線との交点 ウ 2から広島市南区似島町オオイカダ鼻を見通す線と距岸250メートルの線との交点 エ 1から広島市南区宇品海岸3丁目広島港湾合同庁舎の南西角を見通す線と距岸250メートルの線との交点 オ 1から広島市南区宇品海岸3丁目広島港湾合同庁舎の南西角を見通す線と距岸300メートルの線との交点 カ 1から354度の線と距岸300メートルの線との交点 キ 3から270度の線と距岸50メートルの線との交点 ク 5から270度の線と距岸50メートルの線との交点 ケ 5から270度の線と距岸150メートルの線との交点 コ 4から270度の線と距岸150メートルの線との交点 サ 4から270度の線と距岸250メートルの線との交点 シ 3から270度の線と距岸250メートルの線との交点	第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	広島市南区仁保2～4丁目、仁保南1丁目、仁保新町2丁目、丹那新町	
区第94号	広島市漁業協同組合	広島市南区金輪島地先	次のアイを結んだ直線とイウを距岸300メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエアを距岸50メートルで結んだ線とによって囲まれた区域 基点1 広島市南区金輪島ドウ石鼻 基点2 広島市南区金輪島小島の鼻西端(榑新来島宇品どつく北側ドッグ東端から護岸沿い西へ52.5メートルの所) ア 1から354度の線と距岸50メートルの線との交点 イ 1から354度の線と距岸300メートルの線との交点 ウ 2から安芸郡坂町広島大橋森山側第1橋脚中央を見通す線と距岸300メートルの線との交点 エ 2から安芸郡坂町広島大橋森山側第1橋脚中央を見通す線と距岸50メートルの線との交点	第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	広島市南区仁保2～4丁目、仁保南1丁目、仁保新町2丁目、向洋大原町、丹那新町	

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第95号	広島市漁業協同組合	広島市南区金輪島地先	次のアイを結んだ直線とイウを距岸150メートルで結んだ線とウエ、エオ、オカを結んだ3直線とカアを距岸40メートルで結んだ線とによって囲まれた区域。ただし、海底電線保護区域を除く。 基点1 広島市南区金輪島桝新来島手品どつく南側浮桟橋渡橋東側付け根の新護岸西端から海岸沿い南東へ50メートルの所 基点2 1から南へ2番目の鼻東端(1から海岸沿い南へ440メートルの所) 基点3 広島市南区金輪島尻の鼻から海岸沿い北へ400メートルの所 ア 1から安芸郡坂町第六管区海上保安本部広島浮標基地鉄塔を見通す線と距岸40メートルの線との交点 イ 1から安芸郡坂町第六管区海上保安本部広島浮標基地鉄塔を見通す線と距岸150メートルの線との交点 ウ 2から安芸郡坂町鯛尾タツガ鼻の南側護岸南西角を見通す線と距岸150メートルの線との交点 エ 3から120度の線上260メートルの所 オ 3から120度の線上140メートルの所 カ 2から安芸郡坂町鯛尾タツガ鼻の南側護岸南西角を見通す線と距岸40メートルの線との交点	第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	広島市南区仁保2～4丁目、仁保南1丁目、仁保新町2丁目、日宇那町、向洋大原町	
区第96号	広島市漁業協同組合	広島市南区岬島地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 広島市南区岬島北端から海岸沿い南東へ220メートルの所 基点2 広島市南区岬島東端 基点3 広島市南区岬島南端 ア 1から安芸郡坂町観音崎南端を見通す線上160メートルの所 イ 1から安芸郡坂町観音崎南端を見通す線上260メートルの所 ウ 2から149度590メートルの所 エ 3から江田島市江田島町屋形石北端を見通す線上270メートルの所	第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	広島市南区似島町、仁保2～4丁目、仁保南1丁目、仁保新町2丁目、向洋大原町	
区第97号	広島市漁業協同組合	広島市南区岬島地先	次のアイを距岸50メートルで結んだ線とイウを結んだ直線とウエを距岸270メートルで結んだ線とエアを結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 広島市南区岬島北端から南西へ4番目の鼻 基点2 広島市南区岬島南端 ア 1から広島市南区似島北端(ギボの鼻)を見通す線と距岸50メートルの線との交点 イ 2から江田島市江田島町屋形石北端を見通す線と距岸50メートルの線との交点 ウ 2から江田島市江田島町屋形石北端を見通す線と距岸270メートルの線との交点 エ 1から広島市南区似島北端(ギボの鼻)を見通す線と距岸270メートルの線との交点	第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	広島市南区仁保2～4丁目、仁保南1丁目、仁保新町2丁目、向洋大原町、似島町、西区草津浜町、草津南1・2丁目	
区第98号	広島市漁業協同組合	広島市南区岬島地先	次のアイを結んだ直線とイウを距岸270メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエアを距岸50メートルで結んだ線とによって囲まれた区域 基点1 2から南西へ4番目の鼻 基点2 広島市南区岬島北端 ア 1から広島市南区似島北端(ギボの鼻)を見通す線と距岸50メートルの線との交点 イ 1から広島市南区似島北端(ギボの鼻)を見通す線と距岸270メートルの線との交点 ウ 2から広島市南区似島北端(ギボの鼻)を見通す線と距岸270メートルの線との交点 エ 2から広島市南区似島北端(ギボの鼻)を見通す線と距岸50メートルの線との交点	第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	広島市南区仁保2～4丁目、仁保南1丁目、日宇那町、丹那新町	

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第99号	広島市漁業協同組合	広島市南区似島町長谷地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域。ただし、海底電線保護区域を除く。 基点1 広島市南区似島町ギボの鼻 基点2 広島市南区似島町天保山北端(天保山北側護岸の南側付け根) ア 1から広島市南区金輪島の北側の高(88メートル)を見通す線上180メートルの所 イ 1から広島市南区金輪島の北側の高(88メートル)を見通す線上450メートルの所 ウ 2から広島市南区金輪島南端を見通す線上450メートルの所 エ 2から広島市南区金輪島南端を見通す線上180メートルの所	第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	広島市南区似島町、仁保2～4丁目、仁保南1丁目、日宇那町、中区江波南1丁目、西区草津浜町、草津南1丁目、草津東1丁目、井口台3丁目	
区第100号	広島市漁業協同組合	広島市南区似島町似島学園地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 広島市南区似島町天保山南端(天保山南側護岸の北側付け根) 基点2 1から海岸沿い南へ42メートルの所 基点3 広島市南区似島町広島平和養老館東側突堤北側付け根 ア 1から広島市南区峠島北端から南西へ3番目の鼻を見通す(91度)線上450メートルの所 イ 3から安芸郡坂町ホームプラザナフコ広島ベイサイド店敷地護岸南西角を見通す線上500メートルの所 ウ 3から安芸郡坂町ホームプラザナフコ広島ベイサイド店敷地護岸南西角を見通す線上250メートルの所 エ 2から広島市南区峠島北端から南西へ3番目の鼻を見通す(89度30分)線上200メートルの所	第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	広島市南区似島町、仁保2丁目、仁保南1丁目、仁保新町2丁目、西区草津浜町、草津南1・2丁目、井口台3丁目、中区江波本町	
区第101号	広島市漁業協同組合	広島市南区似島町大黄地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 広島市南区似島町大黃船だまり石積防波堤東側付け根 基点2 広島市南区似島町ひがくし鼻 ア 1から安芸郡坂町ホームプラザナフコ広島ベイサイド店敷地護岸南西角を見通す(94度)線上670メートルの所 イ 1から安芸郡坂町ホームプラザナフコ広島ベイサイド店敷地護岸南西角を見通す(94度)線上930メートルの所 ウ 2から安芸郡坂町ホームプラザナフコ広島ベイサイド店敷地護岸南西角を見通す(90度)線上450メートルの所 エ 2から安芸郡坂町ホームプラザナフコ広島ベイサイド店敷地護岸南西角を見通す(90度)線上200メートルの所	第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	広島市南区似島町、仁保3丁目、中区江波東2丁目	
区第102号	広島市漁業協同組合	広島市南区似島町大黃地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 広島市南区似島町広島市南区似島小学校前船揚げ場スベリ北側付け根 基点2 広島市南区似島町ひがくし鼻 ア 1から安芸郡坂町観音崎北端を見通す(78度)線上300メートルの所 イ 2から広島市南区似島町広島平和養老館東側突堤突端を見通す線上300メートルの所 ウ 2から広島市南区似島町広島平和養老館東側突堤突端を見通す線上150メートルの所 エ 2から広島市南区似島町大黃船だまり突堤東側付け根を見通す線上250メートルの所	第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	広島市南区似島町	

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第103号	広島市漁業協同組合	広島市南区似島町深浦地先	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カアを結んだ6直線によって囲まれた区域 基点1 広島市南区似島町箕浦鼻先端 基点2 広島市南区似島町深浦白鼻(カーブミラーの所) 基点3 広島市南区似島町深浦の東のスベリ西側付け根から護岸沿い西へ40メートルの所 基点4 広島市南区似島町外方鼻 ア 1から江田島市江田島町津久茂西端(デコ石の鼻)を見通す線上50メートルの所 イ 2から4を見通す線上50メートルの所 ウ 2から広島市南区似島町深浦の東のスベリ先端を見通す線上130メートルの所 エ 3から江田島市江田島町大須鼻グリを見通す線上150メートルの所 オ 4から254度50メートルの所 カ 1から江田島市江田島町津久茂西端(デコ石の鼻)を見通す線上100メートルの所	第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	広島市南区似島町、仁保3丁目、仁保南1丁目、仁保新町2丁目、中区江波南2丁目、西区草津浜町、草津南1・2丁目、草津東1丁目、井口明神1丁目、井口台3丁目	
区第104号	広島市漁業協同組合	広島市南区似島町二階地先	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カアを結んだ6直線によって囲まれた区域 基点1 広島市南区似島町地獄鼻西端 基点2 広島市南区似島町旧荒掛棧橋東側付け根から護岸沿い南東へ70メートルの所 基点3 広島市南区似島町箕浦鼻先端 ア 1から江田島市沖美町美能漁港内港灯台を見通す線上310メートルの所 イ 2から江田島市江田島町津久茂西端(デコ石の鼻)を見通す線上220メートルの所 ウ 2から江田島市江田島町津久茂西端(デコ石の鼻)を見通す線上430メートルの所 エ 3から江田島市江田島町津久茂西端(デコ石の鼻)を見通す線上100メートルの所 オ 3から江田島市江田島町津久茂西端(デコ石の鼻)を見通す線上320メートルの所 カ キオを結んだ線上キから東へ70メートルの所 キ 1から江田島市沖美町安渡島の灯台を見通す線上720メートルの所	第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	広島市南区似島町、仁保2～4丁目、仁保南1丁目、向洋大原町、仁保新町2丁目、中区江波南1・2丁目、江波東1・2丁目、江波西2丁目、江波本町、西区草津浜町、草津南1・2丁目、草津東1丁目、井口明神1丁目、井口台3丁目	
区第105号	広島市漁業協同組合	広島市南区似島町大谷地先	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オアを結んだ5直線によって囲まれた区域 基点1 広島市南区似島町地獄鼻北端 基点2 広島市南区似島町白鼻 基点3 広島市南区似島町ヒジキ鼻 ア 1から広島市南区弁天島南端を見通す線上90メートルの所 イ 1から広島市南区弁天島南端を見通す線上190メートルの所 ウ 2から広島市南区小弁天島南端を見通す線上610メートルの所 エ 3から広島市佐伯区津久根島の高を見通す線上720メートルの所 オ 3から広島市佐伯区津久根島の高を見通す線上350メートルの所	第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	広島市南区似島町、仁保3・4丁目、中区江波南1丁目	
区第106号	広島市漁業協同組合	広島市南区似島町ろくのじょうの鼻地先	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カアを結んだ6直線によって囲まれた区域 基点1 広島市南区似島町オオイカダ鼻から護岸沿い南西へ185メートルの所 基点2 広島市南区似島町ろくのじょうの鼻 基点3 広島市南区似島町ギボの鼻 ア 1から広島市西区商工センター8丁目八幡川河口左岸角を見通す線上130メートルの所 イ 1から広島市西区商工センター8丁目八幡川河口左岸角を見通す線上270メートルの所 ウ 2から広島市中区江波沖町三菱重工(株)江波工場護岸南東角を見通す線上315メートルの所 エ 3から広島市南区元宇品南端を見通す線上380メートルの所 オ 3から広島市南区元宇品南端を見通す線上205メートルの所 カ 2から広島市中区江波沖町三菱重工(株)江	第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	広島市南区似島町	

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第107号	広島市漁業協同組合	広島市南区弁天島、小弁天島地先	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、クク、ケコ、コサ、サアを結んだ11直線によって囲まれた区域 基点1 広島市南区小弁天島北端 基点2 広島市南区小弁天島南端 基点3 広島市南区弁天島西側隧道口前の護岸南側付け根から護岸沿い南へ10メートルの所 基点4 広島市南区弁天島南端から岩礁沿い南へ50メートルの所 ア 1から広島市南区元宇品南端を見通す線上270メートルの所 イ 1から広島市南区似島町オオイカダ鼻を見通す線上570メートルの所 ウ 4から広島市南区似島町地獄鼻西端を見通す線上500メートルの所 エ 4から184度30分500メートルの所 オ 4から江田島市沖美町絵の島東端を見通す線上500メートルの所 カ 3から廿日市市宮島町聖崎を見通す線上500メートルの所 キ 2から309度30分520メートルの所 ク 2から309度30分220メートルの所 ケ 3から廿日市市宮島町聖崎を見通す線上200メートルの所 コ 4から江田島市沖美町絵の島東端を見通す線上200メートルの所 サ 4から広島市南区似島町地獄鼻西端を見通す線上200メートルの所	第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	広島市南区似島町、仁保2～4丁目、仁保南1丁目、向洋大原町、仁保新町2丁目、中区江波南1・2丁目、江波東2丁目、江波本町、江波二本松2丁目、西区草津浜町、草津南1・2丁目、草津東1丁目、井口明神1丁目、井口台3丁目	
区第108号	広島市漁業協同組合	広島市西区観音新町4丁目地先(太田川放水路)	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 広島市西区観音新町4丁目太田川大橋下流側左岸付け根 基点2 広島市西区観音新町4丁目南西角から護岸沿い北東へ520mの所(旧広島西飛行場敷地境界から護岸沿い北東へ134メートルの所)	第一種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	広島市西区草津浜町、草津南1・2丁目、草津東1丁目、井口明神1丁目、井口台3丁目	
区第109号	広島市漁業協同組合	広島市西区観音新町1丁目地先(天満川)	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オアを結んだ5直線によって囲まれた区域 基点1 広島市西区観音新町1丁目昭和大橋下流側右岸付け根から道路沿い南へ20メートルの所 基点2 広島市西区観音新町1丁目昭和大橋下流側右岸付け根から道路沿い南へ120メートルの所 基点3 広島市西区観音新町1丁目昭和大橋下流側右岸付け根から道路沿い南へ170メートルの所 ア 1から道路護岸に直角に東へ30メートルの所 イ 1から道路護岸に直角に東へ105メートルの所 ウ 2から道路護岸(旧護岸)に直角に東へ105メートルの所	第一種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	広島市中区江波東1・2丁目、江波西2丁目、江波南1・2丁目、江波本町、江波二本松2丁目	
区第110号	広島市漁業協同組合	広島市西区南観音8丁目地先(天満川)	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カアの6直線によって囲まれた区域 基点1 広島市西区南観音8丁目昭和大橋上流側右岸付け根(護岸下段の建設省金属標)から護岸沿い北へ12メートルの所 基点2 広島市西区南観音8丁目昭和大橋上流側の水管橋右岸北側付け根前護岸点 基点3 2から護岸沿い北へ95メートルの所 ア 1から昭和大橋に平行に東へ90メートルの所 イ 1から昭和大橋に平行に東へ20メートルの所 ウ 2から水管橋に平行に東へ5メートルの所 エ 2から水管橋に平行に東へ10メートルの所	第一種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	広島市中区江波東1・2丁目、江波南1・2丁目、江波本町、江波二本松2丁目	

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第111号	広島市漁業協同組合	広島市南区似島町長谷地先	次のアイを結んだ直線とイウを距岸50メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエアを距岸5メートルで結んだ線とによって囲まれた区域。ただし、海底電線保護区域を除く。 基点1 広島市南区似島町田の浦新開北端の小川河口左岸角 基点2 広島市南区似島町天保山から北西へ2番目の突堤北側付け根 ア 1から広島市南区金輪島南端を見通す線と距岸5メートルの線との交点 イ 1から広島市南区金輪島南端を見通す線と距岸50メートルの線との交点 ウ 2から広島市南区元宇品南端を見通す線と距岸50メートルの線との交点 エ 2から広島市南区元宇品南端を見通す線と距岸5メートルの線との交点	第一種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	広島市南区似島町、仁保新町2丁目、向洋大原町	
区第112号	広島市漁業協同組合	広島市南区似島町大黄地先	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カアを結んだ6直線によって囲まれた区域 基点1 広島市南区似島町大黄船だまり石積防波堤東側付け根から海岸沿い北東へ60メートルの所 基点2 広島市南区似島町広島市南区似島臨海公園の小川河口左岸角 基点3 広島市南区似島町広島平和養老館南側護岸南西角から護岸沿い北へ43メートル(護岸階段南側付け根から南東へ3メートル)の所 ア 1から広島市南区似島町ひがくし鼻を見通す線上40メートルの所 イ 1から広島市南区似島町ひがくし鼻を見通す線上5メートルの所 ウ 2から広島市南区似島町ひがくし鼻を見通す線上30メートルの所 エ 3から江田島市江田島町大原山(343メートル)を見通す線上5メートルの所 オ 3から江田島市江田島町大原山(343メートル)を見通す線上85メートルの所 カ 2から広島市南区似島町ひがくし鼻を見通す線上40メートルの所	第一種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	広島市南区似島町	
区第113号	広島市漁業協同組合	広島市南区似島町大黄地先	次のアイ、イウ、ウエを結んだ3直線とエアを距岸5メートルで結んだ線とによって囲まれた区域 基点1 広島市南区似島町ひがくし鼻西側の護岸南端から護岸沿い北西へ71メートルの所(護岸階段北側付け根) 基点2 広島市南区似島町ひがくし鼻西側の護岸南端から護岸沿い北西へ9メートルの護岸角 ア 1から広島市南区似島町広島平和養老館東側突堤突端を見通す線と距岸5メートルの線との交点 イ 1から広島市南区似島町広島平和養老館東側突堤突端を見通す線と距岸上30メートルの所 ウ 2から広島平和養老館東側突堤突端を見通す線上40メートルの所	第一種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	広島市南区似島町	
区第114号	広島市漁業協同組合	広島市南区似島町外方鼻地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 広島市南区似島町大黄南風止吉田のくぼの護岸南角から海岸沿い南へ20メートルの所 基点2 広島市南区似島町大黄南風止吉田のくぼの護岸北角から海岸沿い北へ40メートルの所 ア 1から73度10メートルの所 イ 1から73度35メートルの所	第一種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	広島市南区似島町	
区第115号	広島市漁業協同組合	広島市南区似島町外方鼻地先	次のアイを結んだ直線とイウを距岸35メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエアを距岸10メートルで結んだ線とによって囲まれた区域 基点1 広島市南区似島町外方鼻突端から海岸沿い北へ354メートルの所 基点2 広島市南区似島町外方鼻突端から海岸沿い北へ490メートルの所 ア 1から70度の線と距岸10メートルの線との交点 イ 1から70度の線と距岸35メートルの線との交点 ウ 2から95度の線と距岸35メートルの線との交点	第一種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	広島市南区似島町	

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第116号	広島市漁業協同組合	広島市南区似島町深浦地先	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカを結んだ5直線とカアを距岸10メートルで結んだ線とによって囲まれた区域。ただし、広島市南区似島町深浦の東及び西のスベリに通じる幅員10メートルの船通しの区域を除く。 基点1 広島市南区似島町深浦白鼻（カーブミラーの所） 基点2 1から護岸沿い北へ170メートルの所 基点3 4から護岸沿い北西へ150メートルの所 基点4 1から85度の線と海岸線との交点 ア 2から広島市南区似島町深浦埋立地西側護岸付け根を見通す線と距岸10メートルの線との交点 イ 2から広島市南区似島町深浦埋立地西側護岸付け根を見通す線上80メートルの所 ウ 3から1を見通す線上80メートルの所 エ 3から1を見通す線上50メートルの所 オ 4から1を見通す線上50メートルの所 カ 4から1を見通す線と距岸10メートルの線と	第一種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	広島市南区似島町、仁保2～4丁目、仁保南1丁目、仁保新町2丁目、向洋大原町、西区草津南2丁目	
区第117号	広島市漁業協同組合	広島市南区似島町二階地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域。ただし、二階棧橋に通じる幅員10メートルの船通しの区域を除く。 基点1 広島市南区似島町二階入江奥のスベリ東側の鼻南側付け根（石積護岸との接点） 基点2 広島市南区似島町大磯鼻北西側コンクリート護岸の南角 ア 1から広島市南区似島町二階入江奥の砂浜西端を見通す線上76メートルの所 イ 1から広島市南区似島町二階入江奥の砂浜西端を見通す線上26メートルの所 ウ 2から広島市南区似島町桜木のくぼの大岩（桜木のくぼから海岸沿い南へ14メートルの所）を見通す線上65メートルの所 エ 2から広島市南区似島町桜木のくぼの大岩（桜木のくぼから海岸沿い南へ14メートルの所）を見通す線上115メートルの所	第一種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	広島市南区似島町、中区江波本町、江波東2丁目、江波西2丁目、江波二本松2丁目、西区草津浜町、草津南1・2丁目、草津東1丁目、井口台3丁目	
区第118号	広島市漁業協同組合	広島市南区似島町二階地先	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カアを結んだ6直線によって囲まれた区域 基点1 広島市南区似島町桜木の鼻の北側の鼻北東角 基点2 1から海岸沿い南へ57メートルの所 基点3 広島市南区似島町桜木のくぼの大岩（桜木のくぼから海岸沿い南へ14メートルの所） ア 1から広島市南区似島町二階入江奥のスベリ西側付け根を見通す（79度45分）線上70メートルの所 イ 1から広島市南区似島町二階入江奥のスベリ西側付け根を見通す（79度45分）線上20メートルの所 ウ 2から広島市南区似島町二階入江奥のスベリから南へ2番目の鼻北側付け根（護岸との接点）を見通す線上25メートルの所 エ 3から広島市南区似島町大磯鼻北西側コンクリート護岸の南角を見通す線上35メートルの所 オ 3から広島市南区似島町大磯鼻北西側コンクリート護岸の南角を見通す線上85メートルの所	第一種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	広島市南区似島町	

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第119号	広島市漁業協同組合	広島市南区金輪島地先	次のアイを結んだ直線とイウを距岸30メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエアを距岸40メートルで結んだ線とによって囲まれた区域 基点1 広島市南区金輪島ドウ石鼻 基点2 広島市南区金輪島長浦の鼻南側の護岸南角から海岸沿い南へ35メートルの所 ア 1から広島市南区元宇品北東側離岸堤の北端を見通す線と距岸40メートルの線との交点 イ 1から広島市南区元宇品北東側離岸堤の北端を見通す線と距岸30メートルの線との交点 ウ 2から広島市南区似島町オオイカダ鼻を見通す線と距岸30メートルの線との交点 エ 2から広島市南区似島町オオイカダ鼻を見通す線と距岸40メートルの線との交点	第一種区画漁業	のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	広島市南区仁保2・4丁目、丹那町、南大河町、北大河町、金輪島、山城町	
区第120号	広島市漁業協同組合	広島市南区金輪島地先	次のアイを結んだ直線とイウを距岸40メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエアを距岸30メートルで結んだ線とによって囲まれた区域 基点1 広島市南区金輪島ドウ石鼻 基点2 広島市南区金輪島小島の鼻西端(榊新来島宇品とつく北側ドッグ東端から護岸沿い西へ52.5メートルの所) ア 1から354度の線と距岸30メートルの線との交点 イ 1から354度の線と距岸40メートルの線との交点 ウ 2から安芸郡坂町広島大橋森山側第1橋脚中央を見通す線と距岸40メートルの線との交点	第一種区画漁業	のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	広島市南区仁保2～4丁目、仁保新町2丁目、日宇那町、丹那町、丹那新町、金輪島、山城町	
区第121号	広島市漁業協同組合	広島市南区元宇品町地先	次のアイを結んだ直線とイウを距岸10メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエアを距岸50メートルで結んだ線とによって囲まれた区域 基点1 広島市南区元宇品町宇品港東防波堤南側付け根から護岸沿い南へ50メートルの所 基点2 広島市南区元宇品町広島グランドプリンスホテル敷地南角から護岸沿い南西へ40メートルの所 ア 1から廿日市市宮島町弥山の高(530メートル)を見通す線と距岸50メートルの線との交点 イ 1から廿日市市宮島町弥山の高(530メートル)を見通す線と距岸10メートルの線との交点 ウ 2から広島市南区金輪島南端を見通す線と距岸10メートルの線との交点 エ 2から広島市南区金輪島南端を見通す線と距岸50メートルの線との交点	第一種区画漁業	わかめ養殖業 こんぶ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで 10月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	広島市南区元宇品町、宇品西2・6丁目、宇品神田5丁目、皆実町1・5丁目、宇品海岸1丁目、中区光南4・6丁目、吉島東1・2丁目、東白島町、千田町3丁目、西区大芝2丁目	
区第122号	広島市漁業協同組合	広島市西区観音新町4丁目地先(太田川放水路)	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 広島市西区観音新町4丁目南西角 基点2 1から護岸沿い北へ360メートルの所 ア 1から広島市西区観音新町4丁目南側護岸を西へ延長した線上90メートルの所 イ 1から広島市西区観音新町4丁目南側護岸を西へ延長した線上140メートルの所 ウ 2から太田川放水路左岸護岸に直角に西へ140メートルの所 エ 2から太田川放水路左岸護岸に直角に西へ90メートルの所	第一種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年3月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	広島市西区南観音5・7・8丁目、観音本町2丁目、鈴が峰町	

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第123号	広島市漁業協同組合	広島市南区金輪島地先	次のアイを結んだ直線とイウを距岸40メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエアを距岸50メートルで結んだ線とによって囲まれた区域 基点1 広島市南区金輪島ドウ右鼻 基点2 広島市南区金輪島長浦の鼻南側の護岸南角から海岸沿い南へ35メートルの所 ア 1から広島市南区元宇品北東側離岸堤の北端を見通す線と距岸50メートルの線との交点 イ 1から広島市南区元宇品北東側離岸堤の北端を見通す線と距岸40メートルの線との交点 ウ 2から広島市南区似島町オオイカダ鼻を見通す線と距岸40メートルの線との交点 エ 2から広島市南区似島町オオイカダ鼻を見通す線と距岸50メートルの線との交点	第一種区画漁業	わかめ養殖業 こんぶ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで 10月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	広島市南区仁保2・4丁目、丹那町、南大河町、北大河町、金輪島、山城町、西旭町	
区第124号	広島市漁業協同組合	広島市南区金輪島地先	次のアイを結んだ直線とイウを距岸50メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエアを距岸40メートルで結んだ線とによって囲まれた区域 基点1 広島市南区金輪島ドウ右鼻 基点2 広島市南区金輪島小島の鼻西端(榑新来島宇品どつく北側ドッグ東端から護岸沿い西へ52.5メートルの所) ア 1から354度の線と距岸40メートルの線との交点 イ 1から354度の線と距岸50メートルの線との交点 ウ 2から安芸郡坂町広島大橋森山側第1橋脚中央を見通す線と距岸50メートルの線との交点 エ 2から安芸郡坂町広島大橋森山側第1橋脚中央を見通す線と距岸40メートルの線との交点	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	広島市南区仁保2～4丁目、仁保新町2丁目、日字那町、丹那町、丹那新町、皆実町5丁目	
区第125号	広島市漁業協同組合	広島市南区金輪島地先	次のアイを結んだ直線とイウを距岸40メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエアを距岸30メートルで結んだ線とによって囲まれた区域 基点1 広島市南区金輪島榑新来島宇品どつく南側浮桟橋渡橋東側付け根の新護岸西端から海岸沿い南へ3番目の水底線路(海底通信ケーブル)陸標の標柱 基点2 広島市南区金輪島榑新来島宇品どつく南側浮桟橋渡橋東側付け根の新護岸西端から海岸沿い南へ490メートルの所(1から南へ2番目の鼻東端) ア 1から安芸郡坂町第六管区海上保安本部広島浮標基地鉄塔を見通す線と距岸30メートルの線との交点 イ 1から安芸郡坂町第六管区海上保安本部広島浮標基地鉄塔を見通す線と距岸40メートルの線との交点 ウ 2から安芸郡坂町鯛尾タツガ鼻の南側護岸南西角を見通す線と距岸40メートルの線との交点 エ 2から安芸郡坂町鯛尾タツガ鼻の南側護岸南西角を見通す線と距岸30メートルの線との交点	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	広島市南区仁保2～4丁目、丹那町、皆実町5丁目、西本浦町、山城町	
区第126号	広島市漁業協同組合	広島市西区観音新町4丁目地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 広島市西区観音新町4丁目南西角 基点2 1から護岸沿い南東へ120メートルの所 ア 1から209度30分1,020メートルの所 イ 1から209度30分810メートルの所 ウ 2から209度30分810メートルの所 エ 2から209度30分1,020メートルの所	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	広島市中区江波本町、江波南1丁目、江波東1・2丁目、吉島東2丁目、光南4・6丁目、東白島町、千田町3丁目、南区皆実町5丁目、西区大芝2丁目	

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第127号	広島市漁業協同組合	広島市佐伯区吉見新開地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 広島市西区商工センター8丁目護岸南西角 基点2 広島市西区商工センター8丁目船だまり西側防波堤南側付け根から防波堤沿い東へ20メートルの所 ア 1から155度1,550メートルの所 イ 1から155度1,850メートルの所 ウ 2から広島市南区小弁天島西端を見通す線上1,850メートルの所 エ 2から広島市南区小弁天島西端を見通す線上1,550メートルの所	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	広島市西区草津南1・2丁目、庚午南1・2丁目、南観音8丁目、鈴が崎町、中区広瀬北町、佐伯区三筋1丁目	
区第128号	広島市漁業協同組合	広島市南区金輪島地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 広島市南区金輪島金輪尻の鼻護岸南角から海岸沿い北へ750メートルの所 基点2 広島市南区金輪島金輪尻の鼻護岸南角から海岸沿い北へ450メートルの所 ア 1から広島市南区似島町オオイカダ鼻を見通す線上150メートルの所 イ 1から広島市南区似島町オオイカダ鼻を見通す線上110メートルの所 ウ 2から広島市南区似島町田の浦新開北端の小川河口左岸角を見通す線上110メートルの所 エ 2から広島市南区似島町田の浦新開北端	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	広島市南区仁保2・4丁目、丹那町、南大河町、北大河町、金輪島、山城町、西旭町	
区第129号	坂町漁業協同組合	安芸郡坂町森山地先	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オアを結んだ5直線によって囲まれた区域 基点1 安芸郡坂町鯛尾埋立地北西角の砂止め突端 基点2 安芸郡坂町鯛尾トクヤマ生コン(株)敷地護岸北西角 基点3 安芸郡坂町広島大橋森山側第1橋脚敷地南西角から道路沿い西へ24メートルの所 ア 2から広島市南区金輪島北側の高(88メートル)を見通す線と1から南区黄金山山頂の東側テレビ塔(RCC)を見通す線との交点 イ 1から黄金山山頂の東側テレビ塔(RCC)を見通す線上アから200メートルの所 ウ 3から広島市南区元宇品北端を見通す線上360メートルの所 エ 3から広島市南区元宇品北端を見通す線上70メートルの所 オ 2から広島市南区金輪島北側の高(88メートル)を見通す線上30メートルの所	第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	安芸郡坂町、広島市南区仁保1～4丁目	
区第130号	坂町漁業協同組合	安芸郡坂町地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 安芸郡坂町植田マツダスチール(株)第3工場敷地護岸南西角から護岸沿い北へ60メートルの所 基点2 安芸郡坂町植田マツダスチール(株)敷地護岸南側付け根 ア 1から275度1,180メートルの所 イ 1から275度820メートルの所 ウ 2から275度800メートルの所	第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	安芸郡坂町	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第131号	坂町漁業協同組合	安芸郡坂町亀石鼻地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域。ただし、オカ、カキ、キク、クオを結んだ4直線によって囲まれた区域を除く。 基点1 安芸郡坂町司企業(株)広島坂営業所北角から北西に70メートルの所 基点2 安芸郡坂町ホームプラザナフコ広島ベイサイド店敷地陸岸南西角から北西へ25メートルの所 ア 1から江田島市江田島町屋形石の燈台を見通す線上260メートルの所 イ 2から245度205メートルの所 ウ 2から245度705メートルの所 エ 1から江田島市江田島町屋形石の燈台を見通す線上760メートルの所 オ 1から江田島市江田島町屋形石の燈台を見通す線上480メートルの所 カ 2から245度425メートルの所 キ 2から245度485メートルの所	第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	安芸郡坂町	
区第132号	坂町漁業協同組合	安芸郡坂町小屋浦地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域。ただし、オカ、カキ、キク、クオを結んだ4直線によって囲まれた区域を除く。 基点1 安芸郡小屋浦天地川河口左岸スベリ北側付け根 基点2 呉市天応第2期埋立地北側付け根から陸岸沿い北へ25メートルの所 ア 1から江田島市江田島町切串江能汽船発着場棧橋付け根の中央を見通す線上280メートルの所 イ 2から江田島市江田島町クマン岳山頂(400メートル)を見通す線上240メートルの所 ウ 2から江田島市江田島町クマン岳山頂(400メートル)を見通す線上810メートルの所 エ 1から江田島市江田島町切串江能汽船発着場棧橋付け根の中央を見通す線上850メートルの所 オ 1から江田島市江田島町切串江能汽船発着場棧橋付け根の中央を見通す線上535メートルの所 カ 2から江田島市江田島町クマン岳山頂(400メートル)を見通す線上495メートルの所 キ 2から江田島市江田島町クマン岳山頂(400メートル)を見通す線上555メートルの所 ク 1から江田島市江田島町切串江能汽船発着場棧橋付け根の中央を見通す線上595メートルの所	第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	安芸郡坂町	
区第133号	坂町漁業協同組合	安芸郡坂町森山地先	次のアイ、イウを結んだ2直線とウアを距岸10メートルで結んだ線とによって囲まれた区域 基点1 安芸郡坂町鯛尾広島大橋第1橋脚敷地南東角から陸岸沿い東へ62メートルの所 基点2 安芸郡坂町森山漁業基地埋立地南西側付け根(道路陸岸との交点) ア 1から広島市南区猿猴川河口左岸側埋立地南側の送電線鉄塔を見通す(28度)線と距岸10メートルの線との交点 イ 1から広島市南区猿猴川河口左岸側埋立地南側の送電線鉄塔を見通す(28度)線上45メートルの所 ウ 2から1を見通す線と距岸10メートルの線との東側の交点	第一種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	安芸郡坂町	

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第134号	坂町漁業協同組合	安芸郡坂町森山地先	次のアイを結んだ直線とイウを距岸3メートルで結んだ線とウエ、エオ、オカを結んだ3直線とカアを距岸23メートルで結んだ線とによって囲まれた区域 基点1 安芸郡坂町広島大橋森山側第1橋脚敷地南西角から護岸沿い南西へ60メートルの所 基点2 安芸郡坂町広島大橋森山側第1橋脚敷地南西角から護岸沿い南西へ180メートルの所 基点3 安芸郡坂町漁船巻揚げ施設石積み護岸北線と道路との交点 ア 1から護岸に直角に見通す線と距岸23メートルの線との交点 イ 1から護岸に直角に見通す線と距岸3メートルの線との交点 ウ 2から護岸に直角に見通す線と距岸3メートルの線との交点 エ 3から護岸に直角に見通す線上26メートルの所		第一種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	安芸郡坂町	
区第135号	坂町漁業協同組合	安芸郡坂町森山地先	次のアイを結んだ直線とイウを距岸5メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエアを距岸25メートルで結んだ線とによって囲まれた区域 基点1 安芸郡坂町鯛尾トクヤマ生コン(株)埋立地北側付け根から護岸沿い北へ250メートルの所(役解体場南側付け根) 基点2 安芸郡坂町鯛尾トクヤマ生コン(株)埋立地北西角から護岸沿い東へ20メートルの所 ア 1から護岸に直角に引いた線と距岸25メートルの線との交点 イ 1から護岸に直角に引いた線と距岸5メートルの線との交点 ウ 2から354度の線と距岸5メートルの線との交点 エ 2から354度の線と距岸25メートルの線との交点		第一種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	安芸郡坂町	
区第136号	坂町漁業協同組合	呉市仁方本町3丁目地先	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カアの6直線によって囲まれた区域 基点1 呉市仁方本町3丁目呉市仁方ゴルフセンター敷地護岸南東角 基点2 1から護岸沿い西へ60メートルの所 基点3 1から護岸沿い西へ100メートルの所 ア 1から呉市下蒲刈町棒振鼻を見通す線上10メートルの所 イ 1から呉市下蒲刈町棒振鼻を見通す線上70メートルの所 ウ 2から護岸に直角に70メートルの所 エ 2から護岸に直角に25メートルの所 オ 3から護岸に直角に25メートルの所 カ 3から護岸に直角に10メートルの所		第一種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	安芸郡坂町	
区第138号	三高漁業協同組合	江田島市沖美町三吉、高祖地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 江田島市沖美町高祖三高中学校沖防波堤曲り角から防波堤沿い東へ40メートルの所 基点2 江田島市沖美町高祖三高中学校沖防波堤曲り角から防波堤沿い東へ560メートルの所 ア 1から広島市南区弁天島東端を見通す線上240メートルの所 イ 1から広島市南区弁天島東端を見通す線上990メートルの所 ウ 2から広島市南区似島町地獄鼻を見通す線上1,050メートルの所 エ 2から広島市南区似島町地獄鼻を見通す線		第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	江田島市沖美町三吉、高祖	

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第139号	三高漁業協同組合	江田島市沖美町三吉地先	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケコ、コサ、サシ、シス、スアを結んだ13直線によって囲まれた区域。ただし、サセ、セソ、ソタ、タサを結んだ4直線によって囲まれた区域を除く。 基点1 江田島市沖美町三高港東側防波堤突端 基点2 江田島市沖美町三吉テツマル海産埋立地南東角から護岸沿い東へ68メートルの所 基点3 江田島市沖美町三吉江田島市かき殻堆積場デッキ西側付け根から護岸沿い西へ253メートルの所 基点4 江田島市能美町と沖美町三吉との海岸線における境界 ア 1から13度380メートルの所 イ 1から13度1,620メートルの所 ウ 2から9度1,850メートルの所 エ 2から9度1,650メートルの所 オ 4から352度1,900メートルの所 カ 4から広島市南区似島の高を見通す線上670メートルの所 キ 4から23度310メートルの所 ク 3から17度230メートルの所 ケ 3から17度190メートルの所 コ 2から17度250メートルの所 サ 2から17度440メートルの所 シ 2から5度450メートルの所 ス 2から358度300メートルの所 セ 2から17度590メートルの所 ソ 3から355度530メートルの所	第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	江田島市沖美町三吉、高祖	
区第140号	三高漁業協同組合	江田島市沖美町三吉地先	次のアイ、イウ、ウエを結んだ3直線とエアを距岸10メートルで結んだ線とによって囲まれた区域 基点1 江田島市沖美町三吉野村水産埋立地北東角 基点2 江田島市沖美町三吉小島港西側防波堤西側付け根から護岸沿い西へ5メートルの所 ア 1から広島市南区似島町地獄鼻を見通す(6度30分)線と距岸10メートルの線との交点 イ 1から広島市南区似島町地獄鼻を見通す(6度30分)線上50メートルの所 ウ 2から江田島市沖美町安渡島の燈台を見通す線上50メートルの所 エ 2から江田島市沖美町安渡島の燈台を見通す線と距岸10メートルの線との交点	第一種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	江田島市沖美町三吉、高祖	
区第141号	三高漁業協同組合	江田島市沖美町三吉地先	次のアイ、イウ、ウエ、エオを結んだ4直線とオアを距岸7メートルで結んだ線とによって囲まれた区域。ただし、江田島市沖美町三吉江田島市かき殻堆積場の区域を除く。 基点1 江田島市沖美町三吉テツマル海産埋立地南東角から護岸沿い東へ10メートルの所 基点2 江田島市沖美町三吉江田島市かき殻堆積場デッキ西側付け根から護岸沿い西へ253メートルの所 基点3 江田島市沖美町三吉江田島市かき殻堆積場デッキ西側付け根から護岸沿い西へ21メートルの所 ア 1から広島市南区似島町地獄鼻の高を見通す(3度)線と距岸7メートルの線との交点 イ 1から広島市南区似島町地獄鼻の高を見通す(3度)線上60メートルの所 ウ 2から広島市南区似島町地獄鼻の高を見通す(358度)線上60メートルの所 エ 3から護岸に直角の線上60メートルの所 オ 3から護岸に直角の線と距岸7メートルの線との交点	第一種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	江田島市沖美町三吉、高祖	

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第142号	三高漁業協同組合	江田島市沖美町三吉地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 江田島市沖美町三吉野村水産埋立地北東角から護岸沿い西へ10メートルの所 基点2 江田島市沖美町三吉小島港東側防波堤西端 ア 1から広島市南区似島町地獄鼻の高を見通す(10度)線上150メートルの所 イ 1から広島市南区似島町地獄鼻の高を見通す(10度)線上250メートルの所 ウ 2から広島市南区似島町地獄鼻の高を見通す(5度)線上180メートルの所 エ 2から広島市南区似島町地獄鼻の高を見通す(5度)線上80メートルの所		第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	江田島市沖美町三吉、高祖	
区第143号	美能漁業協同組合	江田島市沖美町絵の島地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 江田島市沖美町絵の島北西の鼻 基点2 江田島市沖美町絵の島北東の鼻 ア 1から30度240メートルの所 イ 1から30度750メートルの所 ウ 2から広島市南区弁天島南端を見通す(58度)線上640メートルの所 エ 2から広島市南区弁天島南端を見通す(73度)線上130メートルの所		第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	江田島市沖美町美能	
区第144号	美能漁業協同組合	江田島市沖美町絵の島地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 江田島市沖美町絵の島東の鼻 ア 1から45度30分200メートルの所 イ 1から53度685メートルの所 ウ 1から68度740メートルの所 エ 1から90度230メートルの所		第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	江田島市沖美町美能	
区第145号	美能漁業協同組合	江田島市沖美町大奈佐美島北側地先	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キアを結んだ7直線によって囲まれた区域 基点1 江田島市沖美町大奈佐美島エンマ鼻北西端 基点2 江田島市沖美町大奈佐美島タナゴ石の鼻 基点3 2から東へ1番目の鼻(上源兵衛の浜と下源兵衛の浜との間の鼻) 基点4 江田島市沖美町大奈佐美島源兵衛鼻の高の下デコ岩(源兵衛鼻のくぼみの岩) ア 1から廿日市市宮島町権現鼻を見通す(328度)線上100メートルの所 イ 1から廿日市市宮島町権現鼻を見通す(328度)線上270メートルの所 ウ 2から9度30分500メートルの所 エ 3から広島市佐伯区津久根島の高を見通す(12度)線上760メートルの所 オ 4から広島市南区弁天島西端を見通す(29度)線上780メートルの所 カ 4から広島市南区弁天島西端を見通す(29度)線上50メートルの所		第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	江田島市沖美町美能	
区第146号	美能漁業協同組合	江田島市沖美町亀内地先	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カアを結んだ6直線によって囲まれた区域 基点1 江田島市沖美町美能銭亀の鼻 基点2 江田島市沖美町高祖西港西側物揚場西側護岸付け根から西へ370メートルの所 基点3 江田島市沖美町高祖西港西側物揚場北側の防波堤付け根から東へ22メートルの所 ア 1から広島市佐伯区津久根島の高を見通す線上270メートルの所 イ 1から広島市佐伯区津久根島の高を見通す線上720メートルの所 ウ 2から広島市佐伯区津久根島の高を見通す線上840メートルの所 エ 2から広島市佐伯区津久根島の高を見通す線上980メートルの所 オ 3から広島市南区弁天島東端を見通す(4度)線上1,100メートルの所 カ 3から広島市南区弁天島東端を見通す(4度)線上250メートルの所		第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	江田島市沖美町美能	

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
区第147号	美能漁業協同組合	江田島市沖美町大黒神島地先	次の1ア、アイ、イウ、ウエを結んだ直線とエオを距岸50メートルで結んだ線とオ1を結んだ直線とによって囲まれた区域 基点1 江田島市沖美町大黒神島押島鼻(北端) 基点2 江田島市沖美町大黒神島黒山鼻 基点3 江田島市沖美町大黒神島牛石ノ鼻 ア 1から江田島市沖美町入鹿鼻を見通す(0度)線上2,550メートルの所 イ 1から21度30分の線上2,750メートルの所 ウ 1から江田島市沖美町正光港西側石積スベリ西側付け根を見通す(46度)線と3から江田島市沖美町見付石を見通す(345度)延長線との交点 エ 3から江田島市沖美町見付石を見通す(345度)線上50メートルの所 オ 2から東へ距岸50メートルの線とエから1を見通す線との交点		第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	江田島市沖美町、能美町鹿川	
区第148号	美能漁業協同組合	江田島市沖美町美能漁港地先	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カアを結んだ6直線によって囲まれた区域 基点1 江田島市沖美町美能大泊の鼻の東側護岸の階段東側付け根から護岸沿い東へ85メートルの所(小川河口左岸角) 基点2 江田島市沖美町美能美能漁港内港東側埋立地防波堤北側付け根から護岸沿い東へ45メートルの所 基点3 江田島市沖美町美能美能漁港内港西側埋立地北側防波堤北側付け根から防波堤沿い東へ110メートルの所(防波堤北側曲がり角) ア 1から広島市津久根島西端を見通す線上580メートルの所 イ 1から広島市津久根島西端を見通す線上265メートルの所 ウ 2から広島市佐伯区津久根島西端を見通す線上265メートルの所 エ 2から広島市佐伯区津久根島西端を見通す線上115メートルの所 オ 3から広島市佐伯区津久根島西端を見通す線上90メートルの所		第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	江田島市沖美町美能、三吉、高祖、能美町鹿川	
区第149号	美能漁業協同組合	江田島市沖美町美能大泊地先	次のアイを結んだ直線とイウを距岸5メートルで結んだ線とウエ、エオ、オアを結んだ3直線とによって囲まれた区域 基点1 江田島市沖美町美能銭亀の鼻の南側護岸北端 基点2 江田島市沖美町美能大泊の鼻の東側護岸の階段東側付け根から護岸沿い東へ153メートルの所(護岸パラベツ東端) 基点3 江田島市沖美町美能大泊の鼻の東側護岸の階段東側付け根から護岸沿い東へ9メートルの所 ア 1から江田島市沖美町美能漁港内港東側防波堤北側付け根から北西へ48メートルの所を見通す線上30メートルの所 イ 1から江田島市沖美町美能漁港内港東側防波堤北側付け根から北西へ48メートルの所を見通す線と距岸5メートルの線との交点 ウ 3から江田島市沖美町大奈佐美島東端を見通す(344度)線と距岸5メートルの線との交点 エ 3から江田島市沖美町大奈佐美島東端を見通す(344度)線上40メートルの所 オ 2から江田島市沖美町大奈佐美島東端を		第一種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	江田島市沖美町美能	

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
区第150号	美能漁業協同組合	江田島市沖美町高祖地先	次のアイを結んだ直線とイウを距岸50メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエアを距岸10メートルで結んだ線とによって囲まれた区域 基点1 江田島市沖美町高祖亀田鼻 基点2 江田島市沖美町高祖西港西の宝原川河口右岸角から護岸沿い東へ65メートルの所 ア 1から広島市佐伯区津久根島の高を見通す線と距岸10メートルの線との交点 イ 1から広島市佐伯区津久根島の高を見通す線と距岸50メートルの線との交点 ウ 2から江田島市沖美町安渡島の高を見通す(20度)線と距岸50メートルの線との交点 エ 2から江田島市沖美町安渡島の高を見通す(20度)線と距岸10メートルの線との交点		第一種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	江田島市沖美町美能	
区第151号	美能漁業協同組合	江田島市沖美町大黒神島白瀬船着場地先	次のアイ、イウを結んだ2直線とウアを距岸10メートルで結んだ線とによって囲まれた区域 基点1 江田島市沖美町大黒神島白瀬湾西側の鼻 基点2 江田島市沖美町大黒神島白瀬船着場(スベリ)西側付け根から護岸沿い北西へ25メートルの所 ア 1から江田島市沖美町大黒神島白瀬川河口左岸角を見通す線と距岸10メートルの線との交点 イ 1から江田島市沖美町大黒神島白瀬川河口左岸角を見通す線と2から沖美町岡大王沖漁協建物西端を見通す(20度)線との交点		第一種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	江田島市沖美町美能	
区第152号	美能漁業協同組合	江田島市沖美町岸根の鼻地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線とによって囲まれた区域 基点1 江田島市沖美町旧がんね海水浴場船着場北側のスベリ南側付け根 基点2 江田島市沖美町岸根の鼻東端 ア 1から江田島市沖美町美能銭亀の鼻を見通す(100度)線上85メートルの所 イ 1から江田島市沖美町美能銭亀の鼻を見通す(100度)線上50メートルの所 ウ 2から江田島市沖美町美能銭亀の鼻を見通す(110度)線上30メートルの所 エ 2から江田島市沖美町美能銭亀の鼻を見通す(110度)線上65メートルの所		第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	江田島市沖美町美能	
区第153号	美能漁業協同組合	江田島市沖美町岸根の鼻地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線とによって囲まれた区域 基点1 江田島市沖美町旧がんね海水浴場船着場北側のスベリ南側付け根 基点2 江田島市沖美町岸根の鼻東端 ア 1から江田島市沖美町美能銭亀の鼻を見通す(100度)線上120メートルの所 イ 1から江田島市沖美町美能銭亀の鼻を見通す(100度)線上85メートルの所 ウ 2から江田島市沖美町美能銭亀の鼻を見通す(110度)線上65メートルの所 エ 2から江田島市沖美町美能銭亀の鼻を見通す(110度)線上100メートルの所		第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	江田島市沖美町美能	
区第154号	美能漁業協同組合	江田島市沖美町大奈佐美島地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線とによって囲まれた区域 基点1 江田島市沖美町奈佐美島南端から東へ2つ目の鼻 基点2 1から東へ1つ目の鼻 ア 1から江田島市沖美町豪頭亀を見通す線上40メートルの所 イ 1から江田島市沖美町豪頭亀を見通す線上100メートルの所 ウ 2から江田島市沖美町豪頭亀を見通す線上90メートルの所 エ 2から江田島市沖美町豪頭亀を見通す線上30メートルの所		第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	江田島市沖美町美能	

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
区第155号	沖漁業協同組合	江田島市沖美町大黒神島白瀬川地先	次のアイ、イウを結んだ2直線とウエを距岸10メートルで結んだ線とエアを結んだ2直線とによって囲まれた区域 基点1 江田島市沖美町大黒神島白瀬船着場(スベリ)付け根中央 基点2 1から護岸沿い南東へ30メートルの所 基点3 江田島市沖美町大黒神島白瀬川河口左岸角 基点4 江田島市沖美町大黒神島黒山鼻西の鼻(白瀬川河口東側護岸東端から北東へ1番目の鼻) ア 1から4を見通す線と2から江田島市沖美町大黒神島白瀬湾東の白石中央を見通す線との交点 イ 3から江田島市沖美町入鹿鼻を見通す線上110メートルの所 ウ 3から江田島市沖美町入鹿鼻を見通す線と距岸10メートルの線との交点 エ 2から江田島市沖美町大黒神島白瀬湾東		第一種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	江田島市沖美町沖	
区第156号	内能美漁業協同組合	江田島市江田島町津久茂裏長浜地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 江田島市江田島町たこ岩の鼻(西側のカーブミラーの所) 基点2 江田島市江田島町津久茂権現鼻北端 ア 1から江田島市沖美町大奈佐美島南端を見通す線上570メートルの所 イ 1から261度250メートルの所 ウ 2から281度540メートルの所 エ 2から281度870メートルの所		第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	江田島市能美町高田、中町、大柿町飛渡瀬	
区第157号	内能美漁業協同組合	江田島市江田島町津久茂裏長浜地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 江田島市江田島町たこ岩の鼻(西側のカーブミラーの所) 基点2 江田島市江田島町たこ岩の鼻から道路沿い東へ170メートルの所(スベリ付け根北西端から東へ10メートルの所) 基点3 江田島市江田島町津久茂権現鼻北端 ア 1から250度190メートルの所 イ 2から180度110メートルの所 ウ 3から281度130メートルの所 エ 3から281度470メートルの所		第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	江田島市能美町高田、中町、大柿町飛渡瀬、江田島町宮ノ原	
区第158号	内能美漁業協同組合	江田島市大柿町飛渡瀬地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 江田島市大柿町と江田島町との海岸線における境界(江田島湾奥)(大新聞樋門中央から護岸沿い東へ36メートルの所) ア 1から351度1,010メートルの所 イ 1から4度30分1,010メートルの所 ウ 1から4度30分470メートルの所 エ 1から351度470メートルの所		第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	江田島市大柿町飛渡瀬	

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第159号	内能美漁業協同組合	江田島市能美町高田、中町地先	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケアを結んだ9直線によって囲まれた区域 基点1 江田島市能美町高田港南防波堤突端から1番目の曲がり角 基点2 江田島市能美町高田と中町との海岸線における境界(中田ポンプ所東側道路中央線の延長と護岸との交点)から護岸沿い北西へ40メートルの所 基点3 江田島市能美町中町水の元橋左岸北角から護岸沿い北西へ78メートルの所(排水口西端から護岸沿い西へ4メートルの所) 基点4 江田島市能美町長瀬釣り桟橋突端の北角 基点5 江田島市能美町長瀬海水浴場護岸東端スベリ西側付け根 基点6 江田島市能美町長瀬松ヶ鼻西の埋立地護岸北西角 基点7 江田島市江田島町津久茂小島新開南西物揚場東のスベリ東側付け根から護岸沿い東へ95メートルの所 ア 1から江田島市江田島町自衛隊第一術科学校中央防波堤突端から1番目の曲がり角を見通す(71度30分)線と3から江田島町津久茂南西端を見通す(338度)線との交点(1から270メートルの所) イ 2から江田島市能美町松ヶ鼻を見通す(68度)線と3から江田島町津久茂南西端を見通す(338度)線との交点(2から580メートルの所) ウ 2から江田島市能美町松ヶ鼻を見通す線上1,020メートルの所 エ 4から江田島市江田島町津久茂水場西の護岸南端を見通す(331度30分)線上350メートルの所 オ 4から江田島市江田島町津久茂水場西の護岸南端を見通す(331度30分)線上690メートルの所 カ 5から江田島市江田島町津久茂の高(263メートル)を見通す(336度30分)線上900メートルの所 キ 5から江田島市江田島町津久茂の高(263メートル)を見通す(336度30分)線上780メートルの所 ク 6から7を見通す(347度)線上720メートルの所 ケ 6から7を見通す(347度)線と自衛隊第一術科学校中央防波堤の突端から1番目の曲がり角を見通す(71度30分)線との交点	第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	江田島市能美町高田、中町	
区第160号	内能美漁業協同組合	江田島市能美町高田松ヶ窪地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 江田島市能美町高田湯田かき作業場埋立地北西角(道路との交点)から護岸沿い北西へ100メートルの所 基点2 江田島市能美町高田新宮レンガ工場跡敷地北角(防波堤北側付け根) ア 1から江田島市江田島町津久茂山の高(263メートル)を見通す(59度)線上130メートルの所 イ 1から江田島市江田島町津久茂山の高(263メートル)を見通す(59度)線上260メートルの所 ウ 2から江田島市江田島町古鷹山の高(377メートル)を見通す(63度30分)線上210メートルの所	第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	江田島市能美町高田、中町	
区第161号	内能美漁業協同組合	江田島市能美町高田遠崎の鼻地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 江田島市能美町高田遠崎の鼻(能美水島観光さつき園進入道路北側の延長線と護岸との交点から護岸沿い北へ35メートルの所) 基点2 江田島市能美町高田平井興産桟敷地南端から北へ1番目の防潮扉南端 ア 1から江田島市江田島町権現鼻北西端を見通す線上70メートルの所 イ 1から江田島市江田島町権現鼻北西端を見通す線上140メートルの所 ウ 2から59度170メートルの所 エ 2から59度100メートルの所	第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	江田島市能美町高田	

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第162号	内能美漁業協同組合	江田島市大柿町飛渡瀬地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 江田島市大柿町飛渡瀬大正新開防波堤北側付け根から防波堤沿い東へ60メートルの所 基点2 江田島市大柿町飛渡瀬梅迫川河口右岸角から護岸沿い東へ10メートルの所 基点3 江田島市江田島町と大柿町との海岸線における境界(江田島湾奥)(大新開樋門中央から護岸沿い東へ36メートルの所) ア 2から1を見通す線上10メートルの所 イ 2から1を見通す線上95メートルの所 ウ 3から350度140メートルの所	第一種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	江田島市大柿町飛渡瀬	
区第163号	内能美漁業協同組合	江田島市大柿町飛渡瀬高須新開地先	次のアイを結んだ直線とイウを距岸60メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエアを距岸5メートルで結んだ線とによって囲まれた区域 基点1 江田島市大柿町飛渡瀬高須新開北角(新高須川河口右岸角) 基点2 江田島市大柿町飛渡瀬大正新開北角(高須川河口右岸角) ア 1から江田島市江田島町鷺部沖田新開(旧江田島ボウル敷地)南西角を見通す線と距岸5メートルの線との交点 イ 1から江田島市江田島町鷺部沖田新開(旧江田島ボウル敷地)南西角を見通す線と距岸60メートルの線との交点 ウ 2から50度の線と距岸60メートルの線との交点	第一種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	江田島市能美町高田、大柿町飛渡瀬	
区第164号	内能美漁業協同組合	江田島市大柿町飛渡瀬大盤新開地先	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カアを結んだ6直線によって囲まれた区域 基点1 江田島市大柿町飛渡瀬大盤新開北西角(内角)から護岸沿い南へ20メートルの所 基点2 1から護岸沿い南東へ50メートルの所 基点3 江田島市大柿町飛渡瀬大盤新開東角(小川河口左岸角)から護岸沿い北へ10メートルの所 ア 1から護岸に直角に10メートルの所 イ 1から護岸に直角に50メートルの所 ウ 2から護岸に直角に50メートルの所 エ 3から護岸に直角に70メートルの所 オ 3から護岸に直角に20メートルの所 カ 2から護岸に直角に10メートルの所	第一種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	江田島市能美町高田、中町、大柿町飛渡瀬	
区第165号	内能美漁業協同組合	江田島市能美町岡村新開、大柿町落走新開地先	次のアイ、イウ、ウエ、エオを結んだ4直線とオアを距岸5メートルで結んだ線とによって囲まれた区域。ただし、江田島市能美町岡村新開小川第1橋梁右岸付け根を中心とした半径35メートルの区域を除く。 基点1 2から護岸沿い北西へ130メートルの所 基点2 江田島市能美町岡村新開南角(小川河口左岸角) 基点3 江田島市大柿町落走新開南東角 ア 1から江田島市江田島町鷺部江田島市消防本部建物南西角を見通す線と距岸5メートルの線との交点 イ 1から江田島市江田島町鷺部江田島市消防本部建物南西角を見通す線上30メートルの所 ウ 2から江田島市消防本部建物南西角を見通す線上90メートルの所 エ 3から護岸に直角に60メートルの所 オ 3から護岸に直角の線と距岸5メートルの線との交点	第一種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	江田島市能美町高田、中町	

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第166号	内能美漁業協同組合	江田島市能美町中町坪崎地先	次のアイ、イウ、ウエ、エオを結んだ4直線とオアを距岸10メートルで結んだ線とによって囲まれた区域 基点1 江田島市能美町中町坪崎新開護岸北端 基点2 江田島市能美町中町岡村新開北東角 基点3 2から護岸沿い南へ35メートルの所 ア 1から江田島市江田島町鶯部公園護岸南西角を見通す線と距岸10メートルの線との交点 イ 1から江田島市江田島町鶯部公園護岸南西角を見通す線上50メートルの所 ウ 2から江田島市江田島町鶯部江田島市消防本部建物南西角を見通す線上50メートルの所 エ 3から江田島市消防本部建物南西角を見通す線上40メートルの所 オ 3から江田島市消防本部建物南西角を見通す線と距岸10メートルの線との交点		第一種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	江田島市能美町高田、中町	
区第167号	内能美漁業協同組合	江田島市能美町中町大あじろ地先	次のアイ、イウ、ウエ、エオを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 江田島市能美町松ヶ鼻南東側埋立地南東角 基点2 1から海岸沿い南へ102メートルの所(江田島市能美町松ヶ鼻西側の排水管コンクリート葺いから南へ6メートルの洞穴中央) ア 1から江田島市江田島町鶯部公園護岸南西角を見通す線上5メートルの所 イ 1から江田島市江田島町鶯部公園護岸南西角を見通す線上20メートルの所 ウ 2から江田島市江田島町鶯部公園護岸南西角を見通す線上50メートルの所 エ 2から江田島市江田島町鶯部公園護岸南西角を見通す線上10メートルの所		第一種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	江田島市能美町高田、中町	
区第168号	内能美漁業協同組合	江田島市能美町中町長瀬地先	次のアイ、イウ、ウエ、エオを結んだ4直線とオアを距岸10メートルで結んだ線とカアを結んだ直線とによって囲まれた区域 基点1 江田島市能美町中町長瀬海水浴場東側防波堤の東側付け根から防波堤沿い北西へ45メートルの所 基点2 江田島市能美町中町長瀬海岸養浜工の埋立地東付け根(道路との交点)から護岸沿い東へ7メートルの所 基点3 江田島市能美町中町長瀬松ヶ鼻西側の埋立地護岸北西角 基点4 江田島市能美町中町長瀬松ヶ鼻突端 ア 1とイを結んだ線と2から長瀬海水浴場東側防波堤の北西端を見通す線との交点 イ 3から江田島市江田島町津久茂南西端を見通す線上30メートルの所 ウ 3から江田島市江田島町津久茂南西端を見通す線上85メートルの所 エ 4から江田島市能美町能美海上ロッジ建物南角を見通す線上160メートルの所 オ 4から江田島市能美町能美海上ロッジ建物南角を見通す線と距岸10メートルの線との交点 カ 2から江田島市能美町中町長瀬海水浴場東側防波堤の北西端を見通す線と道路護岸沿い距岸10メートルの線との交点		第一種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	江田島市能美町高田、中町	

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第169号	内能美漁業協同組合	江田島市能美町中町胡川地先	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカを結んだ5直線とカキを距岸10メートルで結んだ線とキク、クアを結んだ2直線とによって囲まれた区域 基点1 江田島市能美町中町港棧橋駐車場埋立地南東角(歩道との交点)から護岸沿い東へ38メートルの所 基点2 江田島市能美町中町水の元橋左岸北側付け根から護岸沿い西へ40メートルの所 基点3 江田島市能美町中町水の元橋右岸北側付け根 基点4 江田島市能美町中町榊ガスネットサービス敷地西端の延長線と護岸との交点 ア 1から江田島市江田島町津久茂南西端を見通す線上10メートルの所 イ 1から江田島市江田島町津久茂南西端を見通す線上80メートルの所 ウ 2から江田島市江田島町津久茂南西端を見通す線上90メートルの所 エ 3から江田島市江田島町津久茂の高を見通す線上70メートルの所 オ 4から江田島市能美町遠崎の鼻を見通す線上50メートルの所 カ 4から江田島市能美町遠崎の鼻を見通す線と距岸10メートルの線との交点 キ 3から江田島市江田島町津久茂の高を見通す線と距岸10メートルの線との交点 ク 2から江田島市江田島町津久茂南西端を見通す線上20メートルの所	第一種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	江田島市能美町高田、中町	
区第170号	内能美漁業協同組合	江田島市能美町石井新開地先	次のアイ、イウ、ウエを結んだ3直線とエアを距岸10メートルで結んだ線とによって囲まれた区域 基点1 江田島市能美町高田南区船だまり南側防波堤南側付け根から防波堤沿い東へ70メートルの防波堤曲がり角 基点2 江田島市能美町高田森野造船所埋立地北角(スベリ段差上部北角)から護岸沿い南東へ10メートルの所 基点3 江田島市能美町高田高下川河口左岸角(階段の北側付け根)から道路沿い北へ13メートルの所 基点4 江田島市能美町中田港見浪防波堤北側の沖防波堤北西端 ア 2から江田島市江田島町古鷹山の高(377メートル)を見通す線と距岸10メートルの線との交点 イ 2から江田島市江田島町古鷹山の高(377メートル)を見通す線と1から4を見通す線との交点 ウ 3から江田島市能美町能美海上ロッジ建物	第一種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	江田島市能美町高田、中町	
区第171号	内能美漁業協同組合	江田島市能美町石井新開地先	次のアイ、イウ、ウエ、エオを結んだ4直線とオカを距岸10メートルで結んだ線とカアを結んだ直線とによって囲まれた区域 基点1 江田島市能美町高田高下川河口左岸角(階段北側付け根) 基点2 江田島市能美町高田高下川河口右岸角(護岸バラベツ西端から下流へ30メートルの所) 基点3 2から護岸沿い南へ100メートルの所 基点4 江田島市能美町中町麓川河口左岸角 基点5 江田島市能美町中町かき作業場石積砂防堤(中田港見浪防波堤北西の石積砂防堤)突端 ア 1から江田島市能美町能美海上ロッジ建物南角を見通す線上50メートルの所 イ 1から江田島市能美町能美海上ロッジ建物南角を見通す線と4から江田島市江田島町津久茂の高(263メートル)を見通す線との交点 ウ 2から5を見通す線と4から江田島市江田島町津久茂の高(263メートル)を見通す線との交点 エ 5から2を見通す線上30メートルの所 オ 4から江田島市江田島町津久茂の高(263	第一種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	江田島市能美町高田、中町	

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第172号	内能美漁業協同組合	江田島市能美町高田 南区船だまり地先	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オアを結んだ5直線によって囲まれた区域 基点1 江田島市能美町高田沖南区船だまり南側防波堤南側付け根から防波堤沿い東へ20メートルの所 基点2 江田島市能美町高田沖南区船だまり南側防波堤突端 基点3 江田島市能美町高田南区船だまり北側防波堤突端 基点4 江田島市能美町高田南区船だまり北側防波堤付け根から1番目の曲がり角 基点5 江田島市能美町高田南区船だまり北側防波堤北側付け根 ア 1から5を見通す線上10メートルの所 イ 1から江田島市能美町長瀬松ヶ鼻を見通す線と2から3を見通す線との交点 ウ 4から20度の線と2から3を見通す線との交点 エ 4から20度の線上20メートルの所	第一種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	江田島市能美町高田、 中町	
区第173号	内能美漁業協同組合	江田島市能美町高田 松ヶ窪地先	次のアイを結んだ直線とイウを距岸40メートルで結んだ線とウエ、エオ、オカ、カキを結んだ4直線とキアを距岸10メートルで結んだ線とによって囲まれた区域 基点1 江田島市能美町高田湯田かき作業場埋立地南西角から護岸沿い南東へ30メートルの所 基点2 江田島市能美町高田本庄鉄工埋立地北側付け根(道路との交点)から護岸沿い北へ150メートルの所(排水口南側) 基点3 江田島市能美町高田本庄鉄工埋立地北側付け根(道路との交点)から護岸沿い北へ45メートルの所 基点4 江田島市能美町高田本庄鉄工埋立地北角(防波堤北側付け根) ア 1から江田島市江田島町津久茂の高(263メートル)を見通す線と距岸10メートルの線との交点 イ 1から江田島市江田島町津久茂の高(263メートル)を見通す線と距岸40メートルの線との交点 ウ 4から江田島市江田島町津久茂の高(263メートル)を見通す線と距岸40メートルの線との交点 エ 4から江田島市江田島町津久茂の高(263メートル)を見通す線と距岸10メートルの線との交点 オ 3から護岸に直角に5メートルの所 カ 2から護岸に直角に5メートルの所 キ 2から護岸に直角の線と距岸10メートルの線との交点	第一種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	江田島市能美町高田	
区第174号	内能美漁業協同組合	江田島市能美町高田 湯田地先	次のアイを結んだ直線とイウを距岸25メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエアを距岸5メートルで結んだ線とによって囲まれた区域 基点1 江田島市能美町高田湯田の窪の棧橋跡中央(小川暗渠の北側)から護岸沿い北へ150メートルの所 基点2 江田島市能美町高田湯田の窪の棧橋跡中央(小川暗渠の北側)から護岸沿い南へ70メートルの所 ア 1から江田島市江田島町津久茂の高(263メートル)を見通す線と距岸5メートルの線との交点 イ 1から江田島市江田島町津久茂の高(263メートル)を見通す線と距岸25メートルの線との交点 ウ 2から江田島市江田島町津久茂の高(263メートル)を見通す線と距岸25メートルの線との	第一種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	江田島市能美町高田、 中町	

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第175号	内能美漁業協同組合	江田市市能美町高田遠崎地先	次のアイ、イウ、ウエを結んだ3直線とエアを距岸5メートルで結んだ線とによって囲まれた区域 基点1 江田市市能美町高田内能美漁業協同組合冷蔵庫跡の東側の護岸防潮扉中央から護岸沿い北へ2メートルの所 基点2 江田市市能美町高田内能美漁業協同組合冷蔵庫跡埋地の南側埋立地北東角から護岸沿い南へ32メートルの護岸内角 ア 1から江田市市江田島町津久茂西端(デコ石の鼻)を見通す線と距岸5メートルの線との交点 イ 1から江田市市江田島町津久茂西端(デコ石の鼻)を見通す線上35メートルの所 ウ 2から江田市市江田島町津久茂の高(263メートル)を見通す(84度)線上25メートルの所 エ 2から江田市市江田島町津久茂の高(263メートル)を見通す(84度)線と距岸5メートルの		第一種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	江田市市能美町高田、中町	
区第176号	内能美漁業協同組合	江田市市能美町高田遠崎地先	次のアイを結んだ直線とイウを距岸25メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエアを距岸7メートルで結んだ線とによって囲まれた区域 基点1 江田市市能美町高田内能美漁業協同組合冷蔵庫跡の東側護岸防潮扉中央から護岸沿い北西へ50メートルの所 基点2 江田市市能美町高田内能美漁業協同組合冷蔵庫跡の東側護岸防潮扉中央から護岸沿い北西へ5メートルの所 ア 1から江田市市江田島町津久茂西端(デコ石の鼻)を見通す線と距岸7メートルの線との交点 イ 1から江田市市江田島町津久茂西端(デコ石の鼻)を見通す線と距岸25メートルの線との交点 ウ 2から江田市市江田島町津久茂西端(デコ石の鼻)を見通す線と距岸25メートルの線との		第一種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	江田市市能美町高田、中町	
区第177号	内能美漁業協同組合	江田市市能美町高田遠崎地先	次のアイを結んだ直線とイウを距岸20メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエアを距岸5メートルで結んだ線とによって囲まれた区域 基点1 江田市市能美町高田内能美水島観光さつき園進入道路北側の延長線と護岸との交点から護岸沿い北へ20メートルの所 基点2 江田市市能美町高田遠崎内能美漁協冷蔵庫跡埋地の小川河口鉄扉中央から護岸沿い北へ138メートルの所 ア 1から江田市市江田島町古鷹山の高(377メートル)を見通す線と距岸5メートルの線との交点 イ 1から江田市市江田島町古鷹山の高(377メートル)を見通す線と距岸20メートルとの交点 ウ 2から江田市市江田島町津久茂西端(デコ石の鼻)を見通す線と距岸20メートルの線との交点		第一種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	江田市市能美町高田、中町	

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第178号	内能美漁業協同組合	江田島市能美町高田と うみだ地先	次のアイを結んだ直線とイウを距岸28メートル で結んだ線とウエを結んだ直線とエアを距岸8 メートルで結んだ線とによって囲まれた区域 基点1 江田島市能美町高田と沖美町三吉との 海岸線における境界 基点2 1から護岸沿い南東へ200メートルの所 ア 1から江田島市江田島町たこ岩の鼻を見通 す線と距岸8メートルの線との交点 イ 1から江田島市江田島町たこ岩の鼻を見通 す線と距岸28メートルの線との交点 ウ 2から江田島市江田島町たこ岩の鼻を見通 す線と距岸28メートルの線との交点 エ 2から江田島市江田島町たこ岩の鼻を見通 す線と距岸8メートルの線との交点	第一種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	江田島市能美町高田、 中町	
区第179号	鹿川漁業協同組合	江田島市能美町鹿川 大矢地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線に よって囲まれた区域 基点1 江田島市能美町鹿川大矢北防波堤南 側付け根から護岸沿い南へ90メートルの所 基点2 江田島市能美町鹿川石垣新開護岸北 角から護岸沿い北へ50メートルの所 ア 1から江田島市能美町鹿川鎌木灯台防波 堤(鹿川漁業協同組合南西の船だまり南側防 波堤)中央曲がり角南端を見通す線上140メー トルの所 イ 1から江田島市能美町鹿川鎌木灯台防波 堤(鹿川漁業協同組合南西の船だまり南側防 波堤)中央曲がり角南端を見通す線上400メー トルの所 ウ 2から江田島市能美町ヒク岩を見通す線上 320メートルの所	第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	江田島市能美町鹿川	
区第180号	鹿川漁業協同組合	江田島市能美町鹿川 鎌木地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線に よって囲まれた区域 基点1 江田島市能美町鹿川鎌木南防波堤(灯 台防波堤)南側付け根から護岸沿い南へ20メー トルの所 基点2 江田島市能美町鹿川と大柿町との海岸 線における境界線 ア 1から江田島市能美町鹿川エムシーターミ ナル桟114号タンク南端を見通す線上200メー トルの所 イ 1から江田島市能美町鹿川エムシーターミ ナル桟114号タンク南端を見通す線上350メー トルの所 ウ 2から江田島市能美町鹿川エムシーターミ ナル桟108号タンク南端を見通す線上380メー	第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	江田島市能美町鹿川	

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第181号	鹿川漁業協同組合	江田市市沖美町大黒神島深浦地先	次のアイ、イウ、ウエ、エオを結んだ4直線とオカを距岸50メートルで結んだ線とカキ、キク、クアを結んだ3直線とによって囲まれた区域 基点1 江田市市沖美町大黒神島牛石ノ鼻 基点2 江田市市沖美町大黒神島深浦のクボ新開石垣護岸南角から護岸沿い北へ55メートルの所 基点3 江田市市沖美町大黒神島ガンブリの鼻 基点4 江田市市沖美町大黒神島刈浜の北西端(3から南へ1番目の鼻) 基点5 江田市市沖美町大黒神島宮城鼻 ア 1から江田市市沖美町大矢鼻(江田市市能美町と沖美町との海岸線における境界)を見通す(76度)線上50メートルの所 イ 1から江田市市沖美町大矢鼻(江田市市能美町と沖美町との海岸線における境界)を見通す(76度)線上200メートルの所 ウ 4から江田市市大柿町沖野島片山鼻北端を見通す(97度)線上350メートルの所 エ 5から江田市市大柿町沖野島片山鼻と沖野島丸山崎の間を見通す(97度)線上200メートルの所 オ 5から江田市市大柿町沖野島片山鼻と沖野島丸山崎の間を見通す(97度)線と距岸50メートルの線との交点 カ 4から江田市市大柿町沖野島片山鼻北端を見通す(97度)線と距岸50メートルの線との交点 キ 3から江田市市大柿町深江赤羽根崎を見通す(79度)線上50メートルの所 ク 2から赤羽根崎を見通す(84度)線上150メートルの所	第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	江田市市能美町鹿川、沖美町美能	
区第182号	鹿川漁業協同組合	江田市市能美町鹿川大矢地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 江田市市能美町鹿川石垣新開南側付け根の護岸階段南側付け根(カーブミラー) 基点2 1から護岸沿い南へ165メートルの所(護岸上の漁業権消滅標識小鉄柱) ア 1から江田市市大柿町と能美町鹿川との海岸線における境界を見通す線上7メートルの所 イ 1から江田市市大柿町と能美町鹿川との海岸線における境界を見通す線上50メートルの所 ウ 2から江田市市大柿町と能美町鹿川との海岸線における境界を見通す線上50メートルの所 エ 2から江田市市大柿町と能美町鹿川との海岸線における境界を見通す線上7メートルの所	第一種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	江田市市能美町鹿川	
区第183号	鹿川漁業協同組合	江田市市能美町鹿川大矢地先	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、クアを結んだ9直線によって囲まれた区域 基点1 江田市市能美町鹿川石垣新開護岸北角 基点2 1から護岸沿い北へ55メートルの所 基点3 1から護岸沿い北へ180メートルの所 基点4 江田市市能美町鹿川大矢川河口護岸のスベリ東側付け根から護岸沿い南へ59メートルの所 基点5 江田市市能美町鹿川大矢川河口護岸のスベリ東側付け根から護岸沿い南へ36メートルの所(カーブミラー) ア 1から江田市市能美町鹿川鎌木江能広域浄化センター排水口を見通す線上50メートルの所 イ 3から江田市市能美町ヒク岩を見通す線上30メートルの所 ウ 4から江田市市能美町鎌木南防波堤(灯台防波堤)突端を見通す線上30メートルの所 エ 5から江田市市能美町鹿川鹿川漁業協同組合北西の船だまりの南側防波堤曲がり角を見通す線上20メートルの所 オ 5から江田市市能美町鹿川鹿川漁業協同組合北西の船だまりの南側防波堤曲がり角を見通す線上4メートルの所 カ 4から江田市市能美町鎌木南防波堤突端を見通す線上3メートルの所 キ 3から江田市市能美町ヒク岩を見通す線上3メートルの所	第一種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	江田市市能美町鹿川	

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第184号	鹿川漁業協同組合	江田市市能美町鹿川地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 江田市市能美町鹿川大矢北防波堤南側付け根から護岸沿い南へ71メートルの所 基点2 江田市市能美町鹿川大矢川河口護岸のスベリ西側付け根から北へ20メートルの所(排水口中央) ア 1から江田市市能美町鎌木埋立地北西角を見通す線上5メートルの所 イ 1から江田市市能美町鎌木埋立地北西角を見通す線上30メートルの所 ウ 2から江田市市能美町鎌木灯台防波堤(鹿川漁業協同組合南西の船だまり南側防波堤)中央曲がり角南端を見通す線上30メートルの所 エ 2から江田市市能美町鎌木灯台防波堤(鹿川漁業協同組合南西の船だまり南側防波堤)中央曲がり角南端を見通す線上5メートルの所	第一種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	江田市市能美町鹿川	
区第185号	鹿川漁業協同組合	江田市市能美町鹿川文久新開地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 江田市市能美町鹿川文久新開第2樋門西側の護岸角 基点2 1から護岸沿い西へ120メートルの所 ア 1から江田市市大柿町大原大附防波堤突端を見通す線上12メートルの所 イ 1から江田市市大柿町大原大附防波堤突端を見通す線上69メートルの所 ウ 2から江田市市能美町鹿川大矢北防波堤突端を見通す線上69メートルの所 エ 2から江田市市能美町鹿川大矢北防波堤突端を見通す線上12メートルの所	第一種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	江田市市能美町鹿川	
区第186号	大原漁業協同組合	江田市市大柿町小古江地先	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケアを結んだ9直線によって囲まれた区域 基点1 江田市市大柿町大原と能美町との海岸線における境界 基点2 江田市市大柿町小古江船頭鼻 基点3 江田市市大柿町小古江小船頭鼻 基点4 江田市市大柿町小古江余防川河口左岸角から東へ1つ目の階段北西側付け根 基点5 江田市市大柿町小古江余防樋門中央(4から護岸沿い南東へ100メートルの所) 基点6 江田市市大柿町小古江明神鼻南のスベリ北側護岸西角 ア 1から江田市市沖美町大黒神島南東端を見通す線上100メートルの所 イ 2から216度80メートルの所 ウ 5から江田市市大柿町深江大附ガンコウジ北東角を見通す線上60メートルの所 エ 6から265度30分30メートルの所 オ 6から265度30分110メートルの所 カ 4からガンコウジ北東角を見通す線上130メートルの所 キ 3から215度310メートルの所 ク 2から216度330メートルの所 ケ 1から江田市市沖美町大黒神島南東端を	第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	江田市市大柿町大原	
区第187号	大原漁業協同組合	江田市市大柿町深江大附地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 江田市市大柿町深江大附防波堤南側付け根 基点2 1から海岸沿い南へ136メートルの所 ア 2から江田市市能美町鹿川エムシーターミナル棟103号タンク北端を見通す線上170メートルの所 イ 2から江田市市能美町鹿川エムシーターミナル棟103号タンク北端を見通す線上425メートルの所 ウ 1から江田市市能美町鹿川エムシーターミナル棟115号タンク北端を見通す線上375メートルの所	第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	江田市市大柿町大原	

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第188号	大原漁業協同組合	江田島市大柿町大原地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 江田島市大柿町大原柿木鼻から北東へ1番目の鼻の南端 基点2 江田島市大柿町大原土石の鼻南端から護岸沿い北東へ70メートルの所 ア 1から180度150メートルの所 イ 1から180度590メートルの所 ウ 2から166度440メートルの所 エ 2から166度140メートルの所	第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	江田島市大柿町大原	
区第189号	大原漁業協同組合	江田島市大柿町小古江地先	次のアイを結んだ直線とイウを距岸3メートルで結んだ線とウエ、エオを結んだ2直線とオカを距岸4メートルで結んだ線とキク、クケ、ケコ、コサ、サシ、スエを結んだ8直線とによって囲まれた区域 基点1 江田島市大柿町小古江江田島市交流促進センター埋立地北西角から護岸沿い西へ35メートルの所 基点2 江田島市大柿町小古江江田島市交流促進センター埋立地南西角 基点3 江田島市大柿町小古江余防川河口左岸角から東へつ目の階段西側付け根から護岸沿い南東へ70メートルの所 基点4 3から護岸沿い南東へ22メートルの所 基点5 4から護岸沿い南東へ20メートルの所 基点6 5から護岸沿い南東へ58メートルの所 基点7 6から護岸沿い南東へ32メートルの所 基点8 江田島市大柿町深江大附舎比羅宮北側の護岸階段西側付け根から護岸沿い南西へ178メートルの護岸内角 基点9 江田島市大柿町深江大附ガンコウジ北東角から護岸沿い南東へ180メートルの所(棧橋渡橋の護岸側付け根) ア 1から江田島市大柿町小古江明神鼻を見通す線と2からガンコウジ北東角を見通す線との交点 イ 2から江田島市大柿町深江大附ガンコウジ北東角を見通す線と距岸3メートルの線との交点 ウ 江田島市大柿町小古江余防川右岸の延長線と距岸3メートルの線との交点 エ 3から8を見通す線上18メートルの所 オ 4から8を見通す線と距岸4メートルの線との交点 カ 6から江田島市大柿町深江大附ガンコウジ北東角を見通す線と距岸4メートルの線との交点 キ 6から江田島市大柿町深江大附ガンコウジ北東角を見通す線上10メートルの所 ク 7から9を見通す線上10メートルの所 ケ 7から9を見通す線上20メートルの所 コ 6から江田島市大柿町深江大附ガンコウジ北東角を見通す線上20メートルの所 サ 6から江田島市大柿町深江大附ガンコウジ北東角を見通す線上40メートルの所 シ 5から8を見通す線上44メートルの所 ス 1から江田島市大柿町小古江明神鼻を見通す線上210メートルの所	第一種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	江田島市大柿町大原	
区第190号	大原漁業協同組合	江田島市大柿町小古江地先	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケコ、コアを結んだ10直線によって囲まれた区域。ただし、江田島市大柿町小古江峰ヶ迫川両岸の延長線ではさまれた区域を除く。 基点1 江田島市大柿町小古江明神鼻護岸南西角から東へ15メートルの所(護岸内角) 基点2 1から護岸沿い南東へ88メートルの所 基点3 江田島市大柿町小古江峰ヶ迫川河口右岸角 基点4 江田島市大柿町小古江萩造船所前防波堤北側付け根から防波堤沿い西へ9メートルの所 基点5 江田島市大柿町小古江萩造船所前防波堤北側付け根から防波堤沿い西へ33メートルの所 ア 1から江田島市大柿町深江川河口左岸角を見通す線上13メートルの所 イ 1から232度の線(江田島市大柿町深江大附ガンコウジ護岸南端と道路の交点から北へ25メートルを見通す線)上30メートルの所 ウ 3から江田島市大柿町深江大附ガンコウジ護岸南端と道路の交点を見通す線上80メートルの所 エ 3から江田島市大柿町深江大附ガンコウジ護岸南端と道路の交点を見通す線上72メートルの所 オ 5から防波堤に直角に5メートルの所 カ 4から防波堤に直角に5メートルの所 キ 4から1を見通す線上29メートルの所 ク 3から江田島市大柿町深江大附ガンコウジ護岸南端と道路の交点を見通す線上29メートルの所	第一種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	江田島市大柿町大原	

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第191号	大原漁業協同組合	江田島市大柿町小古江地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線とによって囲まれた区域 基点1 江田島市大柿町大原漁協西側埋立地北東角 基点2 江田島市大柿町大原漁協製氷施設前棧橋南側付け根 基点3 江田島市大柿町深江大附ガンコウジ護岸南端から護岸沿い北へ54メートルの所(護岸東角) 基点4 3から護岸沿い北へ33メートルの所(階段南側付け根) ア 1から4を見通す線上120メートルの所 イ 1から4を見通す線上150メートルの所 ウ 2から3を見通す線上110メートルの所	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	江田島市大柿町大原	
区第192号	深江漁業協同組合	江田島市大柿町深江大附地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線とによって囲まれた区域 基点1 江田島市大柿町深江赤羽根崎西端から海岸沿い北へ115メートルの所 基点2 江田島市大柿町深江大附西側防波堤南側付け根から海岸沿い南へ136メートルの所 ア 1から江田島市能美町鹿川大矢鼻南端はなれ石を見通す(279度)線上220メートルの所 イ 1から江田島市能美町鹿川大矢鼻南端はなれ石を見通す(279度)線上410メートルの所 ウ 2から江田島市能美町鹿川エムシーターミナル(株)103号タンク北端を見通す(280度)線上350メートルの所 エ 2から江田島市能美町鹿川エムシーターミナル(株)103号タンク北端を見通す(280度)線上170メートルの所	第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	江田島市大柿町深江	
区第193号	深江漁業協同組合	江田島市大柿町沖野島片山鼻地先	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキを結んだ6直線とキアを距岸100メートルで結んだ線とによって囲まれた区域 基点1 江田島市大柿町沖野島中殿の鼻南西端 基点2 江田島市大柿町沖野島中殿の鼻北西端 基点3 江田島市大柿町沖野島片山鼻北西端 基点4 江田島市大柿町沖野島片山鼻の北東側護岸の東角から護岸沿い北西へ7メートルの所 ア 1から江田島市沖美町小黒神島の高を見通す線と距岸100メートルの線との交点 イ 1から江田島市沖美町小黒神島の高を見通す線上389メートルの所 ウ 2から江田島市沖美町小黒神島の高を見通す線上389メートルの所 エ 2から江田島市沖美町小黒神島の高を見通す線上600メートルの所 オ 4から354度690メートルの所 カ 4から江田島市大柿町深江赤羽根崎防波堤の付け根から南へ1番目の曲り角を見通す線上420メートルの所	第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	江田島市大柿町深江	
区第194号	深江漁業協同組合	江田島市大柿町沖野島地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線とによって囲まれた区域 基点1 江田島市大柿町沖野島片山鼻の北東側護岸の北角から護岸沿い南東へ21メートルの所 基点2 江田島市大柿町沖野島こじヶ窪の鼻 基点3 江田島市大柿町沖野島中の鼻北端 基点4 江田島市大柿町深江深江産業(株)入口北側付け根から護岸沿い北へ104メートルの所 基点5 江田島市大柿町深江唐串の鼻西端(深江漁港南側防波堤に隣接する深江汚水中継ポンプ場南側付け根から道路沿い南西へ54メートルの所) ア 2から江田島市大柿町深江赤羽崎防波堤突端(黄色灯標)を見通す線上380メートルの所 イ 2から江田島市大柿町深江赤羽崎防波堤突端(黄色灯標)を見通す線上570メートルの所	第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	江田島市大柿町深江	

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第195号	深江漁業協同組合	江田島市大柿町深江白水地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 江田島市大柿町深江釣附こんぼうず岩西端 基点2 江田島市大柿町深江釣附芦の浦コンクリート護岸北西角 ア 1から江田島市沖美町大黒神島鵜泊鼻南端を見通す線上120メートルの所 イ 1から江田島市沖美町大黒神島鵜泊鼻南端を見通す線上330メートルの所 ウ 2から江田島市大柿町沖野島周気崎南端を見通す線上430メートルの所 エ 2から江田島市大柿町沖野島周気崎南端を見通す線上200メートルの所	第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	江田島市大柿町深江	
区第196号	深江漁業協同組合	江田島市大柿町深江大附ガンコウジ地先	次のアイを結んだ直線とイウを距岸30メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエオを距岸5メートルで結んだ線とオカ、カアを結んだ2直線とによって囲まれた区域 基点1 江田島市大柿町深江大附稲荷神社北側の護岸階段西側付け根から護岸沿い南西へ178メートルの護岸内角 基点2 江田島市大柿町深江大附稲荷神社北側の護岸階段西側付け根から護岸沿い南西へ27メートルの所 基点3 江田島市大柿町深江大附ガンコウジ北東角から護岸沿い南へ60メートルの所 ア 1から320度80メートルの所 イ 2から310度の線と距岸30メートルの線との交点 ウ 3から江田島市大柿町小古江明神鼻を見通す線と距岸30メートルの線との交点 エ 3から江田島市大柿町小古江明神鼻を見通す線と距岸5メートルの線との交点 オ 2から310度の線と距岸5メートルの線との交点	第一種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	江田島市大柿町深江	
区第197号	深江漁業協同組合	江田島市沖美町大黒神島深浦地先	次のアイ、イウを結んだ2直線とウアを距岸10メートルで結んだ線によって囲まれた区域 基点1 江田島市沖美町大黒神島深浦のくぼ北側1番目の鼻 基点2 江田島市沖美町大黒神島深浦のくぼ新開石垣護岸南角から護岸沿い北へ30メートルの所(護岸階段北側付け根) 基点3 江田島市沖美町大黒神島深浦のくぼ新開石垣護岸南角から海岸沿い東へ60メートルの所 ア 1から3を見通す線と距岸10メートルの線との交点 イ 1から3を見通す線と2から江田島市大柿町深江赤羽根崎を見通す(84度)線との交点 ウ 2から江田島市大柿町深江赤羽根崎を見通す線と2から江田島市大柿町深江釣附こんぼうず岩西端	第一種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	江田島市大柿町深江、 沖美町是永、畑、岡大王	
区第198号	深江漁業協同組合	江田島市大柿町深江白水地先	次のアイ、イウ、ウエを結んだ3直線とエアを距岸20メートルで結んだ線によって囲まれた区域 基点1 江田島市大柿町親休鼻から西回り2番目の鼻の大岩 基点2 江田島市大柿町深江釣附こんぼうず岩西端 ア 1から江田島市大柿町長島の洲鼻を見通す線上20メートルの所 イ 1から江田島市大柿町長島の洲鼻を見通す線上170メートルの所 ウ 2から江田島市沖美町大黒神島鵜泊鼻南端を見通す線上170メートルの所 エ 2から江田島市沖美町大黒神島鵜泊鼻南端を見通す線上20メートルの所	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	江田島市大柿町深江	

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第199号	深江漁業協同組合	江田島市大柿町沖野島地先	次のアイ、イウ、ウエを結んだ3直線及びアエを距岸10メートルで結んだ線によって囲まれた区域 基点1 江田島市大柿町沖野島周寄鼻から北へ250メートルの所(浜の端にある岩) 基点2 江田島市沖美町大黒神島宮城鼻南西護岸角から南西へ60メートルの所 基点3 江田島市大柿町沖野島西端 ア 1から江田島市沖美町大黒神島宮城鼻を見通す線上10メートルの所 イ 1から江田島市沖美町大黒神島宮城鼻を見通す線と3から江田島市大柿町我島北端を見通す線との交点 ウ 2から江田島市大柿町沖野島周寄鼻を見通す線と3から江田島市大柿町我島北端の見通す線との交点 エ 2から江田島市大柿町沖野島周寄鼻を見通す線と江田島市大柿町沖野島の距岸10メートル		第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	江田島市大柿町深江	
区第200号	深江漁業協同組合	江田島市大柿町深江白水地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線とによって囲まれた区域 基点1 江田島市大柿町深江釣附芦の浦コンクリート護岸北西角 基点2 江田島市大柿町茶臼山南の道路護岸南端 ア 1から江田島市大柿町沖野島周寄鼻南端を見通す線上200メートルの所 イ 1から江田島市大柿町沖野島周寄鼻南端を見通す線上400メートルの所 ウ 2から江田島市大柿町沖野島南西の高(95メートル)を見通す線上320メートルの所 エ 2から江田島市大柿町沖野島南西の高(95		第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	江田島市大柿町深江、大原、柿浦	
区第201号	大柿町漁業協同組合	江田島市大柿町大原地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線とによって囲まれた区域 基点1 江田島市大柿町大原土石の東鼻から護岸沿い北東へ130メートルの所 基点2 江田島市大柿町大原ゲゲトリハナ鼻南端護岸角から護岸沿い北西へ60メートルの所 ア 1から呉市倉橋町重生旧重生小学校西の鼻を見通す(166度30分)線上200メートルの所 イ 2から160度130メートルの所 ウ 2から160度380メートルの所 エ 1から呉市倉橋町重生旧重生小学校西の鼻を見通す(166度30分)線上470メートルの所		第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	江田島市大柿町大君、柿浦	
区第202号	大柿町漁業協同組合	江田島市大柿町大原黒嶽地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線とによって囲まれた区域 基点1 江田島市大柿町大原ゲゲトリハナ鼻東側付け根の護岸放水口右岸角 基点2 江田島市大柿町大原下方鼻東側付け根(丸石) ア 1から160度200メートルの所 イ 2から呉市倉橋町小串の鼻を見通す線上270メートルの所 ウ 2から呉市倉橋町小串の鼻を見通す線上590メートルの所 エ 1から160度460メートルの所		第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	江田島市大柿町大君、柿浦	
区第203号	大柿町漁業協同組合	江田島市大柿町大君臼ヶ浦、長浜地先	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カアを結んだ6直線によって囲まれた区域 基点1 江田島市大柿町長瀬鼻南端 基点2 江田島市大柿町大君追の浦の中間鼻東端 基点3 江田島市大柿町大君長浜海岸南側防砂堤付け根から南へ1番目の鼻 基点4 江田島市大柿町大君長浜海岸南側防砂堤付け根から南へ1番目の鼻の東側付け根から海岸沿い東へ42メートルの所 ア 1から呉市倉橋町小串の東鼻を見通す線上50メートルの所 イ 2から3を見通す線上170メートルの所 ウ 3から170度100メートルの所 エ 4から呉市倉橋町宇和木ナキリ東鼻を見通す線上70メートルの所 オ 4から呉市倉橋町宇和木ナキリ東鼻を見通す線上240メートルの所 カ 1から呉市倉橋町小串の東鼻を見通す線上		第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	江田島市大柿町大君、柿浦	

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第204号	大柿町漁業協同組合	江田島市大柿町大君明神鼻地先	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オアを結んだ5直線によって囲まれた区域 基点1 江田島市大柿町大君南城鼻から南へ1番目の護岸階段南側付け根から護岸沿い北へ17メートルの所 基点2 江田島市大柿町大君まちが鼻南側埋立地北側付け根から護岸沿い北へ72メートルの所 基点3 江田島市大柿町大君まちが鼻南側埋立地南側付け根から護岸沿い南へ140メートルの所 ア 1から呉市音戸町田原ホーン鼻を見通す線上50メートルの所 イ 1から呉市音戸町田原ホーン鼻を見通す線上150メートルの所 ウ 3から呉市音戸町早瀬流田鼻を見通す線上150メートルの所 エ 3から呉市音戸町早瀬流田鼻を見通す線上80メートルの所	第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	江田島市大柿町大君、柿浦	
区第205号	大柿町漁業協同組合	江田島市大柿町大君地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 江田島市大柿町大君大君棧橋南側付け根から護岸沿い南へ40メートルの所 基点2 江田島市大柿町大君大君棧橋南側付け根から護岸沿い南へ265メートルの所 ア 1から呉市音戸町田原漁港防波堤赤灯台を見通す線上90メートルの所 イ 1から呉市音戸町田原漁港防波堤赤灯台を見通す線上190メートルの所 ウ 2から呉市音戸町田原山本造船所船台北西角を見通す線上220メートルの所 エ 2から呉市音戸町田原山本造船所船台北西角を見通す線上130メートルの所	第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	江田島市大柿町大君、柿浦	
区第206号	大柿町漁業協同組合	江田島市大柿町引島地先	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カギ、キク、クアを結んだ8直線によって囲まれた区域 基点1 江田島市大柿町柿浦漁港東側防波堤とかき筏組立場北側護岸との交点から防波堤沿い63メートルの所(東側付け根から1番目の曲り角) 基点2 江田島市大柿町大君大君棧橋南側付け根から護岸沿い南へ145メートルの所 基点3 江田島市大柿町引島南側防波堤東側付け根 ア 1から呉市音戸町三子島の北の高(16メートル)を見通す(59度)線上790メートルの所 イ 1から呉市音戸町三子島の第1棧橋北ブロック北西角を見通す(61度)線上1,290メートルの所 ウ 2から呉市音戸町田原原漁業協同組合の建物南角を見通す(88度)線上700メートルの所 エ 2から呉市音戸町田原原漁業協同組合の建物南角を見通す(88度)線上380メートルの所	第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	江田島市大柿町大君、柿浦	
区第207号	大柿町漁業協同組合	江田島市大柿町柿浦漁港地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 江田島市大柿町柿浦山本かき作業場北側の小川河口右岸角の階段東側付け根から護岸沿い東へ27メートルの所(作業場と護岸の接点) 基点2 江田島市大柿町柿浦柿浦漁港埋立地北側付け根 ア 1から呉市音戸町渡子井ノ尻沖埋立地西側付け根を見通す(89度)線上240メートルの所 イ 1から呉市音戸町渡子井ノ尻沖埋立地西側付け根を見通す(89度)線上630メートルの所 ウ 2から87度630メートルの所	第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	江田島市大柿町大君、柿浦	

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第208号	大柿町漁業協同組合	江田島市大柿町大君坪土地先	次のアイを結んだ直線とイウを距岸30メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエアを距岸5メートルで結んだ線とによって囲まれた区域 基点1 江田島市大柿町大君坪土の南鼻北東端 基点2 江田島市大柿町大君梶掛ノ鼻北端 ア 1から江田島市大柿町大君坪土の北鼻南端を見通す線と距岸5メートルの線との交点 イ 1から江田島市大柿町大君坪土の北鼻南端を見通す線と距岸30メートルの線との交点 ウ 2から江田島市大柿町大君釣出し鼻を見通す線と距岸30メートルの線との交点 エ 2から江田島市大柿町大君釣出し鼻を見通	第一種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	江田島市大柿町大君、柿浦	
区第209号	大柿町漁業協同組合	江田島市大柿町大君中の鼻地先	次のアイを距岸5メートルで結んだ線とイウを結んだ直線とウエを距岸25メートルで結んだ線とエアを結んだ直線とによって囲まれた区域 基点1 江田島市大柿町大君坪土の北鼻南端から海岸沿い北へ80メートルの所 基点2 江田島市大柿町大君中の鼻南端から海岸沿い北西へ20メートルの所 ア 1から2を見通す線と距岸5メートルの線との交点 イ 2から1を見通す線と距岸5メートルの線との交点 ウ 2から1を見通す線と距岸25メートルの線との交点 エ 1から2を見通す線と距岸25メートルの線との交点	第一種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	江田島市大柿町大君、柿浦	
区第210号	大柿町漁業協同組合	江田島市大柿町大君中の鼻地先	次のアイを結んだ直線とイアを距岸5メートルで結んだ線とによって囲まれた区域 基点1 江田島市大柿町大君中の鼻北側魚類養殖場棧橋北側付け根 基点2 江田島市大柿町大君中の鼻北東端 ア 1から2を見通す線と距岸5メートルの線との交点 イ 2から1を見通す線と距岸5メートルの線との交点	第一種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	江田島市大柿町大君、柿浦	
区第211号	大柿町漁業協同組合	江田島市大柿町大君王泊地先	次のアイ、イウ、ウエを結んだ3直線とエアを距岸5メートルで結んだ線とによって囲まれた区域 基点1 江田島市大柿町大君釣出し鼻南東端 基点2 江田島市大柿町大君丸小島南端 基点3 江田島市大柿町大君中の鼻北端 基点4 江田島市大柿町大君中の鼻北東端 ア 1から4を見通す線と距岸5メートルの線との交点 イ 1から4を見通す線上80メートルの所 ウ 2から3を見通す線上70メートルの所 エ 3から2を見通す線と距岸5メートルの線との交点	第一種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	江田島市大柿町大君、柿浦	
区第212号	大柿町漁業協同組合	江田島市大柿町大君源八鼻地先	次のアイ、イウを結んだ2直線とウアを距岸5メートルで結んだ線とによって囲まれた区域 基点1 江田島市大柿町大君泉市営駐車場南側の突堤南側付け根 基点2 江田島市大柿町大君源八鼻北端 ア 1から105度の線と距岸5メートルの線との交点 イ 1から105度の線と距岸45メートルの所 ウ 2からイを見通す線と距岸5メートルの線と	第一種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	江田島市大柿町大君、柿浦	
区第213号	大柿町漁業協同組合	江田島市大柿町大君地先	次のアイを結んだ直線とイウを距岸50メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエアを距岸10メートルで結んだ線とによって囲まれた区域 基点1 江田島市大柿町大君泉市営駐車場埋立地北西側付け根から護岸沿い北東へ67メートルの所 基点2 江田島市大柿町大君泉市営駐車場埋立地南側の突堤北側付け根 ア 1から呉市音戸町早瀬阿弥陀堂の屋根中央を見通す線と距岸10メートルの線との交点 イ 1から呉市音戸町早瀬阿弥陀堂の屋根中央を見通す線と距岸50メートルの線との交点 ウ 2から105度の線と距岸50メートルの線との	第一種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	江田島市大柿町大君、柿浦	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第214号	大柿町漁業協同組合	江田島市大柿町大君コシマ地先	次のアイ、イウ、ウエを結んだ3直線とエアを距岸10メートルで結んだ線とによって囲まれた区域 基点1 江田島市大柿町大君コシマ鼻埋立地南側付け根(県道護岸との交点)から護岸沿い北へ55メートルの所 基点2 江田島市大柿町大君瀬本鼻北側の小川河口中央から南へ13メートルの所 ア 1から呉市音戸町早瀬サタメノ鼻を見通す線と距岸10メートルの線との交点 イ 1から呉市音戸町早瀬サタメノ鼻を見通す線上70メートルの所 ウ 2から呉市音戸町早瀬阿弥陀堂の屋根中央を見通す線上52メートルの所 エ 2から呉市音戸町早瀬阿弥陀堂の屋根中		第一種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	江田島市大柿町大君、柿浦	
区第215号	大柿町漁業協同組合	江田島市大柿町大君明神鼻地先	次のアイ、イウ、ウエを結んだ3直線とエアを距岸10メートルで結んだ線とによって囲まれた区域 基点1 江田島市大柿町大君ましが鼻南側埋立地南西側付け根から護岸沿い南へ175メートルの所 基点2 江田島市大柿町大君明神鼻から西へ1番目の護岸階段西側付け根 ア 1から呉市音戸町猿ヶ鼻を見通す線と距岸10メートルの線との交点 イ 1から呉市音戸町猿ヶ鼻を見通す線上50メートルの所 ウ 2から呉市音戸町猿ヶ鼻を見通す線上50メートルの所		第一種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	江田島市大柿町大君、柿浦	
区第216号	大柿町漁業協同組合	江田島市大柿町大君地先	次のアイを距岸5メートルで結んだ線とイウ、ウエ、エアを結んだ3直線によって囲まれた区域 基点1 江田島市大柿町大君平後川河口(大君小学校北側の川)左岸角から護岸沿い北へ6メートルの所 基点2 1から護岸沿い北へ90メートルの所 ア 1から呉市音戸町田原小学校埋立地南西角を見通す線と距岸5メートルの線との交点 イ 2から呉市音戸町田原小学校埋立地南西角を見通す線と距岸5メートルの線との交点 ウ 2から呉市音戸町田原小学校埋立地南西角を見通す線上70メートルの所 エ 1から呉市音戸町田原小学校埋立地南西角を見通す線上50メートルの所		第一種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	江田島市大柿町大君、柿浦	
区第217号	大柿町漁業協同組合	江田島市大柿町柿浦三東新開地先	次のアイ、イウを結んだ2直線とウアを距岸5メートルで結んだ線とによって囲まれた区域 基点1 江田島市大柿町柿浦三東新開の北の新開南東角から護岸沿い北へ10メートルの所 基点2 江田島市大柿町柿浦楠田新開北東角 ア 1から江田島市江田島町秀崎の鼻南端を見通す線と距岸5メートルの線との交点 イ 1から江田島市江田島町秀崎の鼻南端を見通す線上30メートルの所 ウ 2からイを見通す線との距岸5メートルの線との交点		第一種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	江田島市大柿町大君、柿浦	
区第218号	大柿町漁業協同組合	江田島市大柿町柿浦地先	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カアを結んだ6直線によって囲まれた区域 基点1 江田島市大柿町柿浦芸南クリニック北側護岸北東角 基点2 江田島市大柿町柿浦中国電力株大柿変電所敷地東側護岸の北東角 基点3 2から護岸沿い南へ20メートルの所 ア 1から呉市音戸町田原猿ヶ鼻を見通す線上10メートルの所 イ 1から呉市音戸町田原猿ヶ鼻を見通す線上50メートルの所 ウ 2から呉市音戸町田原猿ヶ鼻を見通す線上30メートルの所 エ 3から呉市音戸町田原猿ヶ鼻を見通す線上30メートルの所 オ 3から呉市音戸町田原猿ヶ鼻を見通す線上5メートルの所 カ 2から呉市音戸町田原猿ヶ鼻を見通す線上5メートルの所		第一種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	江田島市大柿町大君、柿浦	

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第219号	大柿町漁業協同組合	江田島市大柿町大君中の鼻地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 江田島市大柿町大君中の鼻北端 基点2 1から海岸沿い南東へ40メートルの所 ア 1から呉市音戸町早瀬老人憩の家南角を見通す線上80メートルの所 イ 1から呉市音戸町早瀬老人憩の家南角を見通す線上100メートルの所 ウ 2から呉市音戸町早瀬島ヶ首防波堤突端を見通す線上100メートルの所 エ 2から呉市音戸町早瀬島ヶ首防波堤突端を見通す線上80メートルの所	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年3月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	江田島市大柿町大君、柿浦	
区第220号	大柿町漁業協同組合	江田島市大柿町大君中の鼻地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 江田島市大柿町大君中の鼻北端 基点2 1から海岸沿い南東へ40メートルの所 ア 1から呉市音戸町早瀬老人憩の家南角を見通す線上15メートルの所 イ 1から呉市音戸町早瀬老人憩の家南角を見通す線上80メートルの所 ウ 2から呉市音戸町早瀬島ヶ首防波堤突端を見通す線上80メートルの所 エ 2から呉市音戸町早瀬島ヶ首防波堤突端を見通す線上15メートルの所	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	江田島市大柿町大君、柿浦	
区第221号	東江漁業協同組合	江田島市江田島町二ツ小島地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 江田島市江田島町二ツ小島南側付け根(石垣護岸北端)から護岸沿い南へ80メートルの所 基点2 江田島市江田島町二ツ小島中国化薬第一火薬庫入口前15番倉庫北西角から護岸に平行に南東へ9メートルの護岸点 ア 1から呉市天応天狗城山の高(239メートル)を見通す線上150メートルの所 イ 1から呉市天応天狗城山の高(239メートル)を見通す線上350メートルの所 ウ 2から呉市天応島帽子岩北側の高(392メートル)を見通す線上350メートルの所 エ 2から呉市天応島帽子岩北側の高(392メートル)を見通す線上150メートルの所	第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	江田島市江田島町小用、切串	
区第222号	東江漁業協同組合	江田島市江田島町高須浜地先	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カアを結んだ6直線によって囲まれた区域 基点1 江田島市江田島町二ツ小島中国化薬荷揚護岸北角 基点2 江田島市江田島町高須鼻 基点3 江田島市江田島町高須南鼻 ア 1から呉市天応島帽子岩北側の高(392メートル)を見通す線上100メートルの所 イ 1から呉市天応島帽子岩北側の高(392メートル)を見通す線上260メートルの所 ウ 2から呉市吉浦町猪山隧道中央を見通す(80度)線上260メートルの所 エ 3から呉市シビトノ鼻を見通す線上260メートルの所 オ 3から呉市シビトノ鼻を見通す線上100メートルの所 カ 2から呉市吉浦町猪山隧道中央を見通す(80度)線上100メートルの所	第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	江田島市江田島町小用	

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第223号	東江漁業協同組合	江田島市江田島町小用ももだか地先	次のアエ、エオ、オカ、カキ、キケを結んだ5直線とケコを距岸20メートルで結んだ線とコアを結んだ直線とによって囲まれた区域。ただし、イウ、ウキ、キク、クイを結んだ4直線によって囲まれた区域を除く。 基点1 江田島市江田島町小用東江漁協共同作業所埋立地護岸北東角 基点2 江田島市江田島町小用(旧)木葉水産作業場東側護岸南東角(内角) 基点3 江田島市江田島町小用ももだか埋立地南東角 ア 1から呉市若葉町大麗女島南端を見通す線と2から江田島市江田島町小用東江漁協東側船だまり南側防波堤南側付け根を見通す線との交点 イ 1から呉市若葉町大麗女島南端を見通す線上250メートルの所 ウ 1から呉市若葉町大麗女島南端を見通す線上350メートルの所 エ 1から呉市若葉町大麗女島南端を見通す線上470メートルの所 オ 3から江田島市江田島町秋月島ノ首北端を見通す線上280メートルの所 カ 3から江田島市江田島町秋月島ノ首北端を見通す線上145メートルの所 キ 2から101度230メートルの所 ク 2から101度120メートルの所 ケ 2から101度の線と距岸20メートルの線との交点 コ 2から江田島市江田島町小用東江漁協東	第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	江田島市江田島町小用	
区第224号	東江漁業協同組合	江田島市江田島町小用島ノ首地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 江田島市江田島町小用ももだか埋立地北東角から護岸沿い南へ30メートルの所 基点2 江田島市江田島町秋月弾薬庫旧燃料置場護岸東側付け根 ア 1から呉市若葉町大麗女島南端を見通す線上580メートルの所 イ 1から呉市若葉町大麗女島南端を見通す線上780メートルの所 ウ 2から117度400メートルの所 エ 2から117度200メートルの所	第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	江田島市江田島町小用	
区第225号	東江漁業協同組合	江田島市江田島町秋月若宮地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 江田島市江田島町秋月弾薬庫南門に隣接する防波堤の突端 基点2 江田島市江田島町秋月弾薬庫南側護岸の鉄扉北側取り付け部から護岸沿い北東へ90メートルの所 ア 1から呉市若葉町小麗女島の灯台を見通す線上550メートルの所 イ 2から122度460メートルの所 ウ 2から175度400メートルの所 エ 2から175度200メートルの所	第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	江田島市江田島町小用	
区第226号	東江漁業協同組合	江田島市江田島町秋月地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 江田島市江田島町秋月(有)島井鉄工所東側護岸南東角 基点2 江田島市江田島町秋月全農グリーンリソース隣接出し岸壁北側の護岸パラベット北端(護岸内角)から護岸沿い北へ44メートルの所 ア 1から94度125メートルの所 イ 1から94度700メートルの所 ウ 2から94度730メートルの所 エ 2から94度155メートルの所	第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	江田島市江田島町小用、呉市音戸町(田原、早瀬を除く。)、江田島市大柿町柿浦	

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第227号	東江漁業協同組合	江田島市江田島町鷺部ひるがさこ地先	次のアイを距岸10メートルで結んだ線とイウ、ウエ、エアを結んだ3直線とによって囲まれた区域 基点1 江田島市江田島町鷺部ひるがさこ防波堤の南側を東へ延長した線と道路護岸との交点 基点2 江田島市江田島町鷺部榑岡本組埋立地南側付け根から護岸沿い南へ148メートルの所 ア 1から江田島市能美町能登呂山の高(542メートル)を見通す線と距岸10メートルの線との交点 イ 2から江田島市能美町能登呂山の高(542メートル)を見通す線と距岸10メートルの線との交点		第一種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	江田島市江田島町小用	
区第228号	東江漁業協同組合	江田島市江田島町江南地先	次のアイを距岸10メートルで結んだ線とイウ、ウエ、エオ、オアを結んだ4直線とによって囲まれた区域 基点1 江田島市江田島町と大柿町との海岸線(外海)における境界から護岸沿い東へ10メートルの所(外海ポンプ場樋門東側から護岸沿い東へ18メートルの所) 基点2 1から南東へ1番目の護岸外角(江南2丁目24番地の南角) 基点3 江田島市江田島町秀崎の新開護岸南端 ア 1から江田島市大柿町引島東端を見通す線と距岸10メートルの線との交点 イ 3から249度30分の線と距岸10メートルの線との交点 ウ 3から249度30分50メートルの所 エ 2から2の北西側護岸に直角に40メートル		第一種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	江田島市江田島町小用	
区第229号	江田島漁業協同組合	江田島市能美町松ヶ鼻地先	次のアイ、イ2、2ウ、ウエ、エオ、オカ、カアを結んだ7直線によって囲まれた区域 基点1 江田島市能美町高田港南防波堤突端から1番目の曲がり角 基点2 江田島市能美町松ヶ鼻北端 基点3 江田島市能美町松ヶ鼻西側の埋立地護岸北西角 ア 1から江田島市江田島町海上自衛隊第一術科学校中央防波堤の突端から1番目の曲がり角を見通す線(71度30分)と3から江田島町津久茂2丁目の南端(小島新聞南西物揚場東のスベリ取付部東端から護岸沿い東へ95メートルの所)を見通す(347度)線との交点 イ 3から江田島市江田島町津久茂2丁目の南端を見通す(347度)線上270メートルの所 ウ 2から江田島市江田島町鷺部矢ノ浦港北側防波堤南端を見通す(68度30分)線上175メートルの所 エ 2から江田島市江田島町世上漁港イウシ浜3号防波堤付け根から1番目の曲り角を見通す(6度30分)線上510メートルの所 オ 2から江田島市江田島町津久茂2丁目津久茂小学校跡地南角を見通す(341度)線上710メートルの所 カ 1から江田島市江田島町海上自衛隊第一術科学校中央防波堤突端から1番目の曲がり角を見通す(71度30分)線上1,660メートルの所		第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	江田島市江田島町(ただし、小用、切串を除く。)	
区第230号	江田島漁業協同組合	江田島市江田島町鷺部地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 江田島市江田島町鷺部2丁目鷺部公園護岸南西角から護岸沿い北へ60メートルの所 基点2 江田島市江田島町鷺部3丁目7号と8号の境界にある小川の流出口の南端から護岸沿い南へ33メートルの所 ア 1から江田島市能美町松ヶ鼻を見通す線上240メートルの所 イ 2から江田島市能美町能登呂山の高(542メートル)を見通す線上265メートルの所 ウ 2から江田島市能美町能登呂山の高(542メートル)を見通す線上565メートルの所 エ 1から江田島市能美町松ヶ鼻を見通す線上		第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	江田島市江田島町宮ノ原	

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第231号	江田島漁業協同組合	江田島市江田島町大原地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 江田島市江田島町津久茂2丁目小島新開北東の小川の第1渡橋下流側右岸付け根から護岸沿い南へ60メートルの所 基点2 江田島市江田島町津久茂2丁目津久茂小学校跡地護岸南東角から護岸沿い北へ220メートルの所 基点3 江田島市江田島町宮ノ原2丁目立石かき筏組立場南西角 基点4 江田島市江田島町宮ノ原2丁目世上漁港北側の船だまり南側防波堤南側付け根から護岸沿い南へ38メートルの所 ア 1から4を見通す線上130メートルの所 イ 2から3を見通す線上100メートルの所 ウ 3から2を見通す線上120メートルの所 エ 4から1を見通す線上220メートルの所	第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	江田島市江田島町宮ノ原	
区第232号	江田島漁業協同組合	江田島市江田島町差須浜地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域。ただし、江田島市江田島町大須港に通じる船通しの区域を除く。 基点1 江田島市江田島町鼻グリ南西端 基点2 江田島市江田島町たこ岩の鼻(西側カーブミラー)から護岸沿い北へ20メートルの所 ア 1から江田島市江田島町差須浜西端を見通す線上40メートルの所 イ 2から江田島市沖美町大奈佐美島北東端(源兵衛鼻)を見通す線上390メートルの所 ウ 2から江田島市沖美町大奈佐美島北東端(源兵衛鼻)を見通す線上590メートルの所 エ 1から江田島市沖美町大奈佐美島大塔山の高(91メートル)を見通す線上260メートルの所	第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	江田島市江田島町宮ノ原	
区第233号	江田島漁業協同組合	江田島市江田島町江関地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 江田島市江田島町幸の浦鯨石の鼻(石碑の鼻の北側付け根の石垣護岸端から護岸沿い北東へ50メートルの所) 基点2 江田島市江田島町エセキ川東側の埋立地東側付け根の排水路右岸角から護岸沿い東へ45メートルの所 ア 1から広島市南区似島東端を見通す線上150メートルの所 イ 1から広島市南区似島東端を見通す線上560メートルの所 ウ 2から広島市南区峠島南西端を見通す線上750メートルの所 エ 2から広島市南区峠島南西端を見通す線上150メートルの所	第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	江田島市江田島町宮ノ原	
区第234号	江田島漁業協同組合	江田島市江田島町小用ももだか地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 江田島市江田島町小用東江漁協共同作業所埋立地護岸北東角 基点2 江田島市江田島町小用ももだか埋立地南東角 基点3 江田島市江田島町小用島ノ首突端 ア 1から呉市若葉町大龍女島南端を見通す線上470メートルの所 イ 3から江田島市江田島町高須東端(高須中央鼻)を見通す線上250メートルの所 ウ 3から江田島市江田島町高須東端(高須中央鼻)を見通す線上30メートルの所 エ 2から3を見通す線上280メートルの所	第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	江田島市江田島町宮ノ原	

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第235号	江田島漁業協同組合	江田島市江田島町鷺部地先	次のアイを距岸10メートルで結んだ線とイウを結んだ直線とウエを距岸60メートルで結んだ線とエアを結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 江田島市江田島町鷺部2丁目江田島市消防団鷺部駐屯所南側の小川河口左岸角 基点2 江田島市江田島町鷺部3丁目ひるがさこ防波堤跡の石積南側を東へ延長した線と道路護岸との交点 ア 1から江田島市能美町松ヶ鼻を見通す線と距岸10メートルの線との交点 イ 2からの江田島市能美町能登呂山の高(542メートル)を見通す線と距岸10メートルの線との交点 ウ 2からの江田島市能美町能登呂山の高(542メートル)を見通す線と距岸60メートルの線との交点	第一種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	江田島市江田島町宮ノ原	
区第236号	江田島漁業協同組合	江田島市江田島町宮ノ原地先	次のアイを距岸10メートルで結んだ線とイウ、ウエ、エアを結んだ3直線とによって囲まれた区域 基点1 江田島市江田島町宮ノ原1丁目農林水産省所有地北西の埋立地護岸南西角 基点2 1から護岸沿い南東へ107メートルの護岸北西角 ア 1から江田島市能美町トウガ鼻島居の小島北端を見通す線と距岸10メートルの線との交点 イ 2から242度の線と距岸10メートルの線との交点 ウ 2から242度50メートルの所	第一種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	江田島市江田島町宮ノ原	
区第237号	江田島漁業協同組合	江田島市江田島町津久茂地先	次のアイを距岸10メートルで結んだ線とイウ、ウエ、エアを結んだ3直線とによって囲まれた区域 基点1 江田島市江田島町津久茂水揚西の護岸南端(スベリの東の護岸角)から護岸沿い北東へ12メートルの護岸内角 基点2 江田島市江田島町津久茂阿重田川河口暗渠中央 ア 1から江田島市能美町中町棧橋突端を見通す線と距岸10メートルの線との交点 イ 2から江田島市能美町中町棧橋突端を見通す線と距岸10メートルの線との交点 ウ 2から江田島市能美町中町棧橋突端を見通す線と距岸60メートルの所 エ 1から江田島市能美町中町棧橋突端を見通す線と距岸60メートルの所	第一種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	江田島市江田島町宮ノ原	
区第238号	江田島漁業協同組合	江田島市江田島町津久茂地先	次のアイを距岸10メートルで結んだ線とイウを結んだ直線とウエを距岸10メートルで結んだ線とエオ、オカ、カアを結んだ3直線とによって囲まれた区域 基点1 江田島市江田島町津久茂小松の窪の西端(3丁目20の電柱前護岸角) 基点2 1から護岸沿い東へ63メートルの所 基点3 4から護岸沿い北西へ81メートルの所(3丁目9の電柱前) 基点4 江田島市江田島町津久茂小松の窪の南端(護岸角) ア 1から江田島市能美町能登呂山の高(542メートル)を見通す線と距岸10メートルの線との交点 イ 2から3を見通す線と距岸10メートルの線との交点 ウ 3から2を見通す線と距岸10メートルの線との交点 エ 4から江田島市能美町能登呂山の高(542メートル)を見通す線と距岸10メートルの線との交点 オ 4から江田島市能美町能登呂山の高(542	第一種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	江田島市江田島町宮ノ原	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
区第239号	江田島漁業協同組合	江田島市江田島町大須地先	次のアイを距岸10メートルで結んだ線とイウを結んだ直線とウエを距岸50メートルで結んだ線とエアを結んだ直線とによって囲まれた区域 基点1 江田島市江田島町たこ岩の鼻(西側のカーブミラーの所) 基点2 江田島市江田島町サコウタの鼻(カーブミラーの所) ア 1から江田島市江田島町津久茂西端を見通す線と距岸10メートルの線との交点 イ 2から江田島市沖美町岸根の鼻北端を見通す線と距岸10メートルの線との交点 ウ 2から江田島市沖美町岸根の鼻北端を見通す線と距岸50メートルの線との交点 エ 1から江田島市江田島町津久茂西端を見通す線と距岸50メートルの線との交点		第一種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	江田島市江田島町宮ノ原	
区第240号	江田島漁業協同組合	江田島市江田島町切串地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 江田島市江田島町切串大橋下流側右岸付け根から護岸沿い下流へ77メートルの所(階段南側付け根) 基点2 江田島市江田島町切串1丁目広成建設棟江田島研修センター東側護岸北東角から護岸沿い西へ10メートルの所 ア 1から広島市南区峠島西端を見通す線上80メートルの所 イ 1から広島市南区峠島西端を見通す線上145メートルの所 ウ 2から広島市南区似島の高(278メートル)を見通す線上60メートルの所 エ 2から広島市南区似島の高(278メートル)を見通す線上10メートルの所		第一種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	江田島市江田島町切串1丁目、宮ノ原	
区第241号	切串漁業協同組合	江田島市江田島町幸の浦地先	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オアを結んだ5直線によって囲まれた区域 基点1 江田島市江田島町幸の浦椎の木鼻北東端 基点2 江田島市江田島町幸の浦新開(埋立地)の北側付け根から護岸沿い北西へ120メートルの所 基点3 江田島市江田島町幸の浦物揚場突堤西側付け根 基点4 江田島市江田島町幸の浦鯨石の鼻(石碑の鼻の北側付け根石垣護岸端から護岸沿い北東へ50メートルの所) ア 1から江田島市江田島町屋形石の鼻を見通す線上100メートルの所 イ 4から広島市南区似島東端を見通す線上480メートルの所 ウ 4から広島市南区似島東端を見通す線上150メートルの所 エ 1から3を見通す線と2からウを見通す線と		第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	江田島市江田島町	
区第242号	切串漁業協同組合	江田島市江田島町江関地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 江田島市江田島町切串エセキ川東側の埋立地東側付け根の排水路右岸角から護岸沿い東へ45メートルの所 基点2 江田島市江田島町切串タカノス北東端 ア 1から広島市南区峠島南西端を見通す線上150メートルの所 イ 1から広島市南区峠島南西端を見通す線上750メートルの所 ウ 2から広島市南区峠島東端を見通す線上990メートルの所 エ 2から広島市南区峠島東端を見通す線上250メートルの所		第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	江田島市江田島町切串	

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第243号	切串漁業協同組合	江田島市江田島町切串地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 江田島市江田島町切串タカノス鼻北東端のカキ殻堆積場渡橋東側付け根から通路沿い北東へ13メートルの所 基点2 江田島市江田島町切串切串湾西側防波堤(タカノス鼻から2番目の防波堤)南側付け根から護岸沿い南東へ59メートルの所(階段工の南端) 基点3 江田島市江田島町切串西沖棧橋埋立地北東角から護岸沿い西へ15メートルの所 基点4 江田島市江田島町切串1丁目広成建設棟江田島研修センター東側護岸付け根から護岸沿い北東へ137メートルの所 基点5 江田島市江田島町切串カワモチ共同作業場埋立地南西角 基点6 江田島市江田島町切串カワモチ防波堤北側付け根から海岸沿い北へ120メートルの所 ア 1から6を見通す線と3から広島市南区似島北東端を見通す線との交点 イ 1から6を見通す線と4から広島市南区峠島東側の鼻を見通す(336度)線との交点 ウ 2から5を見通す線と4から広島市南区峠島東側の鼻を見通す(336度)線との交点 エ 2から5を見通す線と3から峠島の高(129	第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	江田島市江田島町切串	
区第244号	切串漁業協同組合	江田島市江田島町切串神が浦鼻地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 江田島市江田島町切串神が浦鼻北東角(神が浦鼻北側の敷地内道路三又路から道路沿い東へ75メートルの排水管中央)から護岸沿い北西へ70メートルの所 基点2 江田島市江田島町切串いちご鼻の自衛隊棧橋北側付け根から護岸沿い北西へ41メートルの所 ア 1から安芸郡坂町天狗岩の高(371メートル)を見通す(39度)線上220メートルの所 イ 1から安芸郡坂町天狗岩の高(371メートル)を見通す(39度)線上400メートルの所 ウ 2から広島市安芸区矢野町絵下山山頂の南側電波塔を見通す(4度)線上290メートルの所 エ 2から広島市安芸区矢野町絵下山山頂の	第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	江田島市江田島町切串	
区第245号	切串漁業協同組合	江田島市江田島町江関地先	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クアを結んだ8直線によって囲まれた区域 基点1 江田島市江田島町切串鴻治組埋立地東側付け根から護岸沿い東へ36メートルの所 基点2 1から護岸沿い南東へ60メートルの所 基点3 江田島市江田島町切串エセキ川河口左岸角 基点4 江田島市江田島町切串エセキ川河口右岸角から護岸沿い東へ50メートルの所 ア 1から広島市南区峠島西端を見通す線上20メートルの所 イ 1から広島市南区峠島西端を見通す線上40メートルの所 ウ 2から広島市南区峠島西端を見通す線上40メートルの所 エ 3から広島市南区峠島西端を見通す線上40メートルの所 オ 4から広島市南区峠島西端を見通す線上40メートルの所 カ 4から広島市南区峠島西端を見通す線上20メートルの所 キ 3から広島市南区峠島西端を見通す線上20メートルの所 ク 2から広島市南区峠島西端を見通す線上20メートルの所	第一種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	江田島市江田島町切串	

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第246号	切串漁業協同組合	江田島市江田島町江関地先	次のアイを結んだ直線とイウを距岸40メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエアを距岸20メートルで結んだ線とによって囲まれた区域 基点1 江田島市江田島町切串エセキ川東側の埋立地護岸北東角から護岸沿い南東へ30メートルの所 基点2 江田島市江田島町切串エセキ川東側の埋立地東側付け根 ア 1から広島市南区峠島西端を見通す線と距岸20メートルの線との交点 イ 1から広島市南区峠島西端を見通す線と距岸40メートルの線との交点 ウ 2から広島市南区峠島東端を見通す線と距岸40メートルの線との交点 エ 2から広島市南区峠島東端を見通す線と距岸20メートルの線との交点	第一種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	江田島市江田島町切串	
区第247号	切串漁業協同組合	江田島市江田島町切串東新開地先	次のアイ、イウを結んだ2直線とウアを距岸10メートルで結んだ線とによって囲まれた区域 基点1 江田島市江田島町切串1丁目広成建設㈱江田島研修センター東側護岸付け根から護岸沿い北東へ10メートルの所 基点2 江田島市江田島町切串カワモチ共同作業場埋立地南側付け根 ア 1から広島市南区似島北東端を見通す線と距岸10メートルの線との交点 イ 1から広島市南区似島北東端を見通す線上125メートルの所 ウ 2から1を見通す線と距岸10メートルの線との交点	第一種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	江田島市江田島町切串	
区第248号	音戸漁業協同組合	呉市音戸町波多見大浦崎地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 呉市音戸町波多見6丁目5番地大本建設㈱倉庫敷地北東角 基点2 呉市音戸町波多見大浦崎北東端(亀の浦鼻)から海岸沿い南西へ175メートルの所 ア 1から呉市広小坪1丁目西側の船だまり西側防波堤西側付け根を見通す(65度)線上440メートルの所 イ 1から呉市広小坪1丁目西側の船だまり西側防波堤西側付け根を見通す(65度)線上620メートルの所 ウ 2から呉市広小坪下猫崎東端を見通す(65度)線上645メートルの所 エ 2から呉市広小坪下猫崎東端を見通す(65度)線上460メートルの所	第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	呉市音戸町(ただし、早瀬、田原を除く。)	
区第249号	音戸漁業協同組合	呉市音戸町波多見大浦崎地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 呉市音戸町波多見6丁目5番地大本建設㈱倉庫敷地北東角 基点2 呉市音戸町波多見大浦崎北東端(亀の浦鼻)から海岸沿い南西へ175メートルの所 ア 1から呉市広小坪1丁目西側の船だまり西側防波堤西側付け根を見通す(65度)線上785メートルの所 イ 1から呉市広小坪1丁目西側の船だまり西側防波堤西側付け根を見通す(65度)線上970メートルの所 ウ 2から呉市広小坪下猫崎東端を見通す(65度)線上1,020メートルの所 エ 2から呉市広小坪下猫崎東端を見通す(65度)線上835メートルの所	第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	呉市音戸町(ただし、早瀬、田原を除く。)	
区第250号	音戸漁業協同組合	呉市音戸町波多見小学校地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 呉市音戸町波多見波多見小学校敷地南西角 基点2 呉市音戸町波多見7丁目5番の埋立地護岸南東角から護岸沿い北西へ8メートルの所 ア 1から呉市倉橋町鈴鹿島の高を見通す線と2から244度の線との交点 イ 2から244度275メートルの所 ウ 2から呉市音戸町池田の鼻北東端を見通す線上265メートルの所 エ 1から呉市倉橋町鈴鹿島の高を見通す線と2から音戸町池田の鼻北東端を見通す線との	第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	呉市音戸町(ただし、早瀬、田原を除く。)	

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第251号	音戸漁業協同組合	呉市音戸町波多見地先	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クアを結んだ8直線によって囲まれた区域 基点1 呉市音戸町波多見7丁目きびが鼻の埋立地護岸における河部水産作業場と南側住宅との敷地の境界 基点2 呉市音戸町波多見6丁目呉市営大崎住宅南側護岸南西角 基点3 呉市音戸町波多見大浦崎南端 ア 1から呉市音戸町池田の鼻南東端を見通す線上160メートルの所 イ 2から呉市音戸町赤石鼻を見通す線上150メートルの所 ウ 3から呉市音戸町先奥と倉橋町長谷との海岸線における境界(堤川河口中央)を見通す線上110メートルの所 エ 3から呉市音戸町先奥と倉橋町長谷との海岸線における境界(堤川河口中央)を見通す線上850メートルの所 オ 2から呉市音戸町赤石鼻を見通す線上800メートルの所 カ 2から234度760メートルの所 キ 2から234度400メートルの所 ク 1から呉市音戸町池田の鼻南東端を見通す線上400メートルの所	第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	呉市音戸町(ただし、早瀬、田原を除く。)	
区第252号	音戸漁業協同組合	呉市音戸町波多見大浦崎地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 呉市音戸町波多見6丁目広島県立水産海洋技術センター敷地護岸北西角から護岸沿い南東へ40メートルの所 基点2 呉市音戸町波多見6丁目広島県立水産海洋技術センター南側取水ポンプ用渡橋北側付け根 基点3 呉市音戸町波多見6丁目呉市営大崎住宅南側護岸南角から護岸沿い東へ20メートルの所 ア 1から呉市音戸町池田の鼻北東端を見通す線上125メートルの所 イ 2から呉市音戸町池田の鼻南東端を見通す線上155メートルの所 ウ 2から呉市音戸町池田の鼻南東端を見通す線と3から阿賀町小情島の高を見通す線との交	第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	呉市音戸町(ただし、早瀬、田原を除く。)	
区第253号	音戸漁業協同組合	呉市阿賀町小情島地先	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、クアを結んだ9直線によって囲まれた区域 基点1 呉市阿賀町小情島南西端から北西へ1番目の鼻 基点2 3から南西へ1番目の鼻 基点3 呉市阿賀町小情島北端 基点4 3から南東へ1番目の鼻 ア 2から269度180メートルの所 イ 1から呉市音戸町畑区純田川河口右岸角を見通す線上640メートルの所 ウ 1から呉市音戸町畑区純田川河口右岸角を見通す線上1,020メートルの所 エ 1から呉市音戸町池田の鼻北東端を見通す線上1,120メートルの所 オ 4から呉市阿賀町三津峰山の高を見通す(357度)線上950メートルの所 カ 4から呉市阿賀町三津峰山の高を見通す(357度)線上600メートルの所 キ 3から302度820メートルの所 ク 3から280度685メートルの所	第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	呉市音戸町(ただし、早瀬、田原を除く。)	

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第254号	音戸漁業協同組合	呉市音戸町波多見赤崎地先	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カアを結んだ6直線によって囲まれた区域 基点1 呉市音戸町赤崎鼻の埋立地南角 基点2 呉市音戸町赤石鼻 ア 1から呉市倉橋町弁天島東端を見通す線上330メートルの所 イ 1から142度340メートルの所 ウ 1から120度220メートルの所 エ 2から呉市倉橋町鈴鹿島の高を見通す線上200メートルの所 オ 2から呉市倉橋町鈴鹿島の高を見通す線上680メートルの所 カ 1から呉市倉橋町弁天島東端を見通す線上520メートルの所		第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	呉市音戸町(ただし、早瀬、田原を除く。)	
区第255号	音戸漁業協同組合	呉市音戸町畑区西新開地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 呉市音戸町畑区太田川河口右岸角 基点2 呉市音戸町畑区太田川河口左岸角から護岸沿い東へ20メートルの所 基点3 呉市音戸町赤崎鼻の埋立地南角 ア 1から呉市倉橋町江の浦西埋立地護岸東角を見通す線上150メートルの所 イ 2から159度130メートルの所 ウ 2から159度の線と3から呉市音戸町奥の内有清の船だまり防波堤の付け根から南東へ2番目の防波堤角(防波堤東側付け根から防波堤沿い南東へ87メートルの所)を見通す線との交点 エ 1から呉市倉橋町江の浦西埋立地護岸東角を見通す線と3から有清の船だまり防波堤付け根から南東へ2番目の防波堤角(防波堤東側付け根から防波堤沿い南東へ87メートルの所)		第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	呉市音戸町(ただし、早瀬、田原を除く。)	
区第256号	音戸漁業協同組合	呉市音戸町渡子地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 呉市音戸町渡子3丁目新井川河口右岸角 基点2 1から護岸沿い東へ30メートルの所 ア 1から護岸に直角に10メートルの所 イ 1から護岸に直角に30メートルの所 ウ 2から護岸に直角に30メートルの所		第一種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	呉市音戸町(ただし、早瀬、田原を除く。)	
区第257号	音戸漁業協同組合	呉市音戸町波多見地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 呉市音戸町波多見7丁目5番の埋立地西側付け根から護岸沿い西へ40メートルの所 基点2 呉市音戸町波多見7丁目5番の埋立地西側付け根から護岸沿い西へ10メートルの所 ア 1から呉市倉橋町トロブ山の高(207メートル)を見通す線上5メートルの所 イ 2から呉市倉橋町トロブ山の高(207メートル)を見通す線上5メートルの所 ウ 2から呉市倉橋町トロブ山の高(207メートル)を見通す線上40メートルの所 エ 1から呉市倉橋町トロブ山の高(207メートル)を見通す線上40メートルの所		第一種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	呉市音戸町(ただし、早瀬、田原を除く。)	
区第258号	音戸漁業協同組合	呉市音戸町波多見田ノ浦地先	次のアイを距岸20メートルで結んだ線とイウ、ウエ、エアを結んだ3直線とによって囲まれた区域 基点1 呉市音戸町池田の鼻護岸階段北側付け根から護岸沿い北西へ30メートルの所 基点2 呉市音戸町波多見小学校埋立地の西側付け根から護岸沿い西へ52メートルの所 ア 1とウを結ぶ線と距岸20メートルの線との交点 イ 2から呉市阿賀町小情島北端を見通す線と距岸20メートルの線との交点 ウ 2から呉市阿賀町小情島北端を見通す線上80メートルの所 エ 1から呉市音戸町波多見小学校西側の埋		第一種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	呉市音戸町(ただし、早瀬、田原を除く。)	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第259号	音戸漁業協同組合	呉市音戸町畑地区地先	次のアイを距岸10メートルで結んだ線とイウ、ウエ、エオ、オアの4直線とによって囲まれた区域。ただし、太田川に通じる幅員20メートルの区域を除く。 基点1 呉市音戸町畑区太田川河口右岸角から護岸沿い西へ250メートルの所 基点2 呉市音戸町赤崎鼻の北側埋立地北側付け根から護岸沿い北西へ10メートルの所 基点3 呉市音戸町赤崎鼻の北側埋立地北西角 ア 1から護岸に直角に引いた線と距岸10メートルの線との交点 イ 2から護岸に直角に引いた線と距岸10メートルの線との交点 ウ 3から埋立地北西側護岸に直角に10メートルの所		第一種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	呉市音戸町(ただし、早瀬、田原を除く。)	
区第260号	音戸漁業協同組合	呉市音戸町波多見大浦崎地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 呉市音戸町波多見6丁目広島県立水産海洋技術センター敷地護岸北西角から護岸沿い西へ45メートルの所 基点2 呉市音戸町波多見6丁目広島県立水産海洋技術センター敷地護岸北西角から護岸沿い南東へ40メートルの所 基点3 呉市音戸町波多見6丁目広島県立水産海洋技術センター敷地護岸南角 ア 1から呉市阿賀町小情島の高を見通す線と2から音戸町池田の鼻北東端を見通す線との交点 イ 1から呉市阿賀町小情島の高を見通す線と3から音戸町池田の鼻南東端を見通す線との交点 ウ 3から呉市音戸町池田の鼻南東端を見通す線と175メートルの所		第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	呉市音戸町(ただし、早瀬、田原を除く。)	
区第261号	音戸漁業協同組合	呉市音戸町波多見大浦崎地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 呉市音戸町波多見6丁目呉市営大崎住宅西側の埋立地北側付け根から護岸沿い北へ50メートルの所 基点2 呉市音戸町波多見6丁目呉市営大崎住宅南側護岸西角 ア 1から呉市音戸町赤石鼻を見通す線上50メートルの所 イ 2から呉市音戸町赤石鼻を見通す線上20メートルの所 ウ 2から呉市音戸町赤石鼻を見通す線上70メートルの所 エ 1から呉市音戸町赤石鼻を見通す線上100メートルの所		第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	呉市音戸町(ただし、早瀬、田原を除く。)	
区第262号	田原漁業協同組合	呉市音戸町田原猿ヶ鼻地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 呉市音戸町田原猿ヶ鼻のカーブミラーから護岸沿い東へ132メートルの所(排水口中央) 基点2 呉市音戸町田原1丁目11番かき組合共有埋立地南西角 ア 1から江田島市江田島町海上自衛隊呉補給所貯油所飛渡瀬支所見張台護岸南角を見通す(314度)線上320メートルの所 イ 1から江田島市江田島町海上自衛隊呉補給所貯油所飛渡瀬支所見張台護岸南角を見通す(314度)線上160メートルの所 ウ 2から江田島市江田島町秀崎を見通す(296度)線上100メートルの所 エ 2から江田島市江田島町秀崎を見通す(296		第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	呉市音戸町田原	

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁業の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第263号	田原漁業協同組合	呉市音戸町田原下大田地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 呉市音戸町田原1丁目11番と12番の境の水路中央 基点2 呉市音戸町田原2丁目1番の北側の埋立地南西角 ア 1から江田島市江田島町秀崎を見通す(298度)線上290メートルの所 イ 1から江田島市江田島町秀崎を見通す(298度)線上100メートルの所 ウ 2から江田島市大柿町柿浦小学校体育館南角を見通す(274度30分)線上120メートルの所 エ 2から江田島市大柿町柿浦小学校体育館	第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	呉市音戸町田原	
区第264号	田原漁業協同組合	呉市音戸町田原地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 呉市音戸町田原2丁目1番の南側の埋立地北西角から護岸沿い南へ23メートルの所 基点2 呉市音戸町田原2丁目田原漁港北側新防波堤の北側付け根(かき殻堆積場エプロンとの西側付け根) ア 1から江田島市大柿町柿浦小学校体育館南角を見通す(276度)線上360メートルの所 イ 1から江田島市大柿町柿浦小学校体育館南角を見通す(276度)線上180メートルの所 ウ 2から江田島市大柿町引島北端を見通す(278度)線上133メートルの所 エ 2から江田島市大柿町引島北端を見通す(278度)線上313メートルの所	第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	呉市音戸町田原	
区第265号	田原漁業協同組合	呉市音戸町田原地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 呉市音戸町田原漁港南防波堤南側付け根 基点2 呉市音戸町田原3丁目ホーン鼻(宝石)北側埋立地西角から護岸沿い北へ25メートルの所 ア 1から江田島市大柿町引島北側灯台を見通す(289度30分)線上310メートルの所 イ 1から江田島市大柿町引島北側灯台を見通す(289度30分)線上170メートルの所 ウ 2から江田島市大柿町牛ノ赤黒標識を見通す(280度)線上110メートルの所	第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	呉市音戸町田原	
区第266号	田原漁業協同組合	呉市音戸町田原猿ヶ鼻地先	次のアイ、イウを結んだ2直線とウアを距岸10メートルで結んだ線とによって囲まれた区域 基点1 呉市音戸町田原猿ヶ鼻の南のコンクリート護岸北端 基点2 1から護岸沿い南へ130メートルの所 ア 1から呉市音戸町田原1丁目11番かき組合共有埋立地南西角を見通す(207度30分)線と距岸10メートルの線との交点 イ 1から呉市音戸町田原1丁目11番かき組合共有埋立地南西角を見通す(207度30分)線と2から江田島市江田島町秀崎を見通す線との交点 ウ 2から江田島市江田島町秀崎を見通す線と	第一種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	呉市音戸町田原	
区第267号	田原漁業協同組合	呉市音戸町田原地先	次のアイを結んだ直線とイアを距岸5メートルで結んだ線とによって囲まれた区域 基点1 呉市音戸町田原2丁目1番の北側の埋立地南西角 基点2 呉市音戸町田原2丁目1番の南側の埋立地北西角 ア 1から2を見通す線と距岸5メートルの線との交点 イ 2から1を見通す線と距岸5メートルの線との交点	第一種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	呉市音戸町田原	

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第268号	田原漁業協同組合	呉市音戸町田原磯石地先	次のアイを結んだ直線とイウを距岸3メートルで結んだ線とウエ、エアを結んだ2直線とによって囲まれた区域 基点1 呉市音戸町田原2丁目田原保育所埋立地護岸南西角 基点2 呉市音戸町田原2丁目田原保育所埋立地護岸南東角(石垣護岸との交点) 基点3 呉市音戸町田原2丁目土井川河口右岸角 ア 1から呉市音戸町田原漁港北側新防波堤の曲がり角から北東へ20メートルの所を見通す線上5メートルの所 イ 2から江田島市大柿町柿浦小学校体育館南角を見通す(284度30分)線と距岸3メートルの線との交点 ウ 3から江田島市大柿町引島南端を見通す(269度)線と距岸3メートルの線との交点 エ 3から江田島市大柿町引島南端を見通す(269度)線と1から田原漁港北側新防波堤の曲	第一種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	呉市音戸町田原	
区第269号	田原漁業協同組合	呉市音戸町田原地先	次のアイを結んだ直線とイウを距岸5メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエアを距岸45メートルで結んだ線とによって囲まれた区域 基点1 呉市音戸町田原3丁目吉ヶ谷川河口右岸スベリ北側付け根から護岸沿い北東へ25メートルの所 基点2 呉市音戸町田原3丁目吉ヶ谷川河口左岸角から護岸沿い南西へ75メートルの所(田原造船所敷地北角から護岸沿い北東へ5メートルの所) ア 1から江田島市大柿町柿浦中国電力大柿変電所敷地東側護岸の北東角を見通す(305度30分)線と距岸45メートルの線との交点 イ 1から江田島市大柿町柿浦中国電力大柿変電所敷地東側護岸の北東角を見通す(305度30分)線と距岸5メートルの線との交点 ウ 2から江田島市大柿町引島北側灯台を見通す(298度)線と距岸5メートルの線との交点 エ 2から江田島市大柿町引島北側灯台を見通	第一種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	呉市音戸町田原	
区第270号	田原漁業協同組合	呉市安浦町大泊新開地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 呉市安浦町大泊新開東角から護岸沿い西へ85メートルの所 基点2 呉市安浦町大泊新開東角から護岸沿い西へ5メートルの所 ア 1から護岸に直角に5メートルの所 イ 2から護岸に直角に5メートルの所 ウ 2から護岸に直角に70メートルの所 エ 1から護岸に直角に70メートルの所	第一種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	呉市音戸町田原	
区第271号	早瀬漁業協同組合	呉市音戸町早瀬流田地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 呉市音戸町田原3丁目ホーン鼻(宝石) 基点2 呉市音戸町早瀬1丁目下流田の小川河口右岸埋立地北東角(道路との接点)から護岸沿い北東へ48メートルの所(階段の南側付け根) ア 1から江田島市大柿町南城鼻北側の埋立地南東側付け根を見通す(272度)線上250メートルの所 イ 1から江田島市大柿町南城鼻北側の埋立地南東側付け根を見通す(272度)線上80メートルの所 ウ 2から江田島市大柿町南城鼻北側の埋立	第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	呉市音戸町早瀬	
区第272号	早瀬漁業協同組合	呉市音戸町早瀬藤の脇地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 呉市音戸町早瀬3丁目鳥ヶ首南側護岸と県道護岸との接点から護岸沿い西へ66メートルの所 基点2 呉市音戸町藤脇藤脇造船所桟橋付け根の護岸南角 ア 1から154度390メートルの所 イ 1から154度100メートルの所 ウ 2から187度50メートルの所 エ 2から187度280メートルの所	第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	呉市音戸町早瀬	

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第273号	早瀬漁業協同組合	呉市音戸町早瀬ホーシ鼻地先	次のアイを結んだ直線とイウを距岸5メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエアを距岸30メートルで結んだ線とによって囲まれた区域 基点1 呉市音戸町田原3丁目ホーシ鼻(宝石)から護岸沿い南へ11メートルの所(ヒューム管中央) 基点2 1から護岸沿い南へ42メートルの所(ホーシ鼻南側の道路護岸バラベツ北端) ア 1から江田島市大柿町南城鼻北側埋立地南東側付け根を見通す(273度)線と距岸30メートルの線との交点 イ 1から江田島市大柿町南城鼻北側埋立地南東側付け根を見通す(273度)線と距岸5メートルの線との交点 ウ 2から江田島市大柿町南城鼻北側埋立地南東付け根を見通す(275度30分)線と距岸5メートルの線との交点 エ 2から江田島市大柿町南城鼻北側埋立地南東付け根を見通す(275度30分)線と距岸30	第一種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	呉市音戸町早瀬	
区第274号	早瀬漁業協同組合	呉市音戸町早瀬下流田地先	次のアイ、イウ、ウエを結んだ3直線とエアを距岸5メートルで結んだ線とによって囲まれた区域 基点1 呉市音戸町早瀬1丁目下流田の小川河口右岸埋立地北側付け根から護岸沿い北東へ15メートルの所 基点2 1から護岸沿い北へ142メートルの所(呉市音戸町田原3丁目ホーシ鼻の南側の道路護岸バラベツ北端から護岸沿い南へ60メートルの所) ア 1から江田島市大柿町南城鼻北側埋立地南東側付け根を見通す(285度30分)線と距岸5メートルの線との交点 イ 1から江田島市大柿町南城鼻北側埋立地南東側付け根を見通す(285度30分)線上30メートルの所 ウ 2から江田島市大柿町南城鼻北側埋立地南東側付け根を見通す(279度)線上30メートルの所 エ 2から江田島市大柿町南城鼻北側埋立地	第一種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	呉市音戸町早瀬	
区第275号	早瀬漁業協同組合	呉市音戸町早瀬サメの埋立地北側地先	次のアイ、イウを結んだ2直線とウエを距岸5メートルで結んだ線とエオ、オカ、カアを結んだ3直線とによって囲まれた区域 基点1 呉市音戸町早瀬1丁目下流田の小川河口右岸埋立地南西角 基点2 呉市音戸町早瀬1丁目下流田砲台山林道入口前の護岸北端(カーブミラーの所) 基点3 呉市音戸町早瀬サメの埋立地北側付け根から護岸沿い北へ60メートルの所 ア 1から江田島市大柿町南城鼻北側埋立地南東側付け根を見通す(290度)線上30メートルの所 イ 1からウを見通す線上5メートルの所 ウ 2から江田島市大柿町南城鼻北側埋立地南東側付け根を見通す(293度30分)線と距岸5メートルの線との交点 エ 3から江田島市大柿町南城鼻北側埋立地南東側付け根を見通す(302度)線と距岸5メートルの線との交点 オ 3から江田島市大柿町南城鼻北側埋立地南東側付け根を見通す(302度)線上40メートルの所 カ 2から江田島市大柿町南城鼻北側埋立地	第一種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	呉市音戸町早瀬	
区第276号	倉橋西部漁業協同組合	呉市倉橋町本浦地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 呉市倉橋町本浦シャミセン岩南側護岸付け根から護岸沿い南へ16メートルの岩の先端 基点2 1から護岸沿い南へ194メートルの所 ア 1から呉市倉橋町本浦桂ヶ浜トンネル入口を見通す線上80メートルの所 イ 1から呉市倉橋町本浦桂ヶ浜トンネル入口を見通す線上150メートルの所 ウ 2から呉市倉橋町長串ノ鼻西側中央のツブセ岩を見通す線上110メートルの所 エ 2から呉市倉橋町長串ノ鼻西側中央のツブ	第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	呉市倉橋町本浦	

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第277号	倉橋西部漁業協同組合	呉市倉橋町本浦地先	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オアを結んだ5直線によって囲まれた区域 基点1 呉市倉橋町本浦影の浦すべり北側付け根から南へ45メートルの所(岩) 基点2 1から護岸沿い南西へ158メートルの所 基点3 呉市倉橋町本浦ドンガメ岩の鼻 ア 1から呉市倉橋町本浦桂ヶ浜東端を見通す線上25メートルの所 イ 1から呉市倉橋町本浦桂ヶ浜東端を見通す線上70メートルの所 ウ 3から呉市倉橋町長串ノ鼻西側中央のツブセ岩を見通す線上50メートルの所 エ 3から呉市倉橋町長串ノ鼻西側中央のツブセ岩を見通す線上10メートルの所 オ 2から呉市倉橋町本浦桂ヶ浜東端を見通す線上33メートルの所	第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	呉市倉橋町本浦	
区第278号	倉橋西部漁業協同組合	呉市倉橋町重生地先	次のアイ、イウ、ウエを結んだ3直線とエアを距岸10メートルで結んだ線とによって囲まれた区域 基点1 呉市倉橋町重生田の尻鼻 基点2 呉市倉橋町重生西防波堤西側付け根 ア 1から江田島市大柿町柿木鼻を見通す線と距岸10メートルの線との交点 イ 1から江田島市大柿町柿木鼻を見通す線上50メートルの所 ウ 2から江田島市大柿町一本松山の標高304メートルの山の高(三角点)を見通す線上150メートルの所 エ 2から江田島市大柿町一本松山の標高304メートルの山の高(三角点)を見通す線と距岸10	第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	呉市倉橋町本浦、光ヶ瀬	
区第279号	倉橋西部漁業協同組合	呉市倉橋町重極地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 呉市倉橋町重極小串の鼻の南西の鼻 基点2 呉市倉橋町重極出島の鼻 ア 1から呉市倉橋町重極湾口西の鼻北端を見通す線上300メートルの所 イ 1から呉市倉橋町重極湾口西の鼻北端を見通す線上180メートルの所 ウ 2から呉市倉橋町重極奥の錨地西鼻を見通す線上50メートルの所 エ 2から呉市倉橋町重極奥の錨地西鼻を見通す線上280メートルの所	第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	呉市倉橋町本浦、光ヶ瀬	
区第280号	倉橋西部漁業協同組合	呉市倉橋町重極、鳴滝、光ヶ瀬地先	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキを結んだ6直線とキアを距岸20メートルで結んだ線とによって囲まれた区域 基点1 呉市倉橋町重極小串の鼻 基点2 呉市倉橋町鳴滝かき殻一時堆積場西の埋立地北東護岸と県道との接点 基点3 呉市倉橋町鳴滝昭和石材興業埋立地護岸北東角(道路護岸との接点) 基点4 呉市倉橋町光ヶ瀬(旧)川本水産護岸北西角から護岸沿い東へ9メートルの所 ア 1から321度の線と距岸20メートルの線との交点 イ 3から江田島市大柿町長瀬鼻から東へ1番目の鼻を見通す(338度)線上300メートルの所 ウ 4から347度237メートルの所 エ 4から347度110メートルの所 オ 3から江田島市大柿町長瀬鼻から東へ1番目の鼻を見通す(338度)上100メートルの所 カ 3から2を見通す線上20メートルの所 キ 2から3を見通す線と距岸20メートルの線と	第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	呉市倉橋町本浦、光ヶ瀬	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第281号	倉橋西部漁業協同組合	呉市倉橋町宇和木地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 呉市倉橋町宇和木大白明川河口左岸側埋立地北側護岸の北西角 基点2 呉市倉橋町宇和木大白明川河口左岸角 ア 1から呉市音戸町藤脇西側防波堤西側付け根を見通す線上215メートルの所 イ 1から呉市音戸町藤脇西側防波堤西側付け根を見通す線上480メートルの所 ウ 2から呉市音戸町明徳中学校南東側のNTドコモ音戸藤脇基地局中継塔(18度30分)を見通す線上480メートルの所 エ 2から呉市音戸町明徳中学校南東側のNTドコモ音戸藤脇基地局中継塔(18度30分)を見	第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	呉市倉橋町本浦、光ヶ瀬	
区第282号	倉橋西部漁業協同組合	呉市倉橋町重極地先	次のアイを結んだ直線とイアを距岸10メートルで結んだ線とによって囲まれた区域 基点1 呉市倉橋町重極奥の錨地西鼻から北へ1番目の鼻 基点2 呉市倉橋町重極奥のだんご岩から護岸沿い南へ37メートルの所(排水口) ア 1から2を見通す線と距岸10メートルの線との交点 イ 2から1を見通す線と距岸10メートルの線との交点	第一種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	呉市倉橋町本浦、光ヶ瀬	
区第283号	倉橋西部漁業協同組合	呉市倉橋町宇和木地先	次のアイ、イウを結んだ2直線とウアを距岸10メートルで結んだ線とによって囲まれた区域 基点1 呉市倉橋町宇和木大白明川河口左岸側埋立地北側護岸の北西角 基点2 呉市倉橋町宇和木大白明川河口右岸の新開の護岸と県道護岸との交点から県道護岸沿い北へ9メートルの所(排水口) ア 1から呉市音戸町藤脇西側防波堤突端を見通す線上10メートルの所 イ 1から呉市音戸町藤脇西側防波堤突端を見通す線と2から倉橋町宇和木西側埋立地防波堤南側付け根を見通す線との交点 ウ 2から呉市倉橋町宇和木西側埋立地防波堤南側付け根を見通す線上10メートルの所	第一種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	呉市倉橋町本浦、光ヶ瀬	
区第284号	倉橋西部漁業協同組合	呉市倉橋町大向地先	次のアイを結んだ直線とイウを距岸10mで結んだ線とウエ、エアを結んだ2直線とによって囲まれた区域 基点1 呉市倉橋町大向東側防波堤先端 基点2 呉市倉橋町大向東側防波堤付け根から南へ167メートルの所(スベリ北側) 基点3 呉市倉橋町大向東側防波堤付け根から南へ510メートルの所 ア 1から呉市倉橋町鍋島東端を見通した線と2から270度の線との交点 イ 2から270度の線上10メートルの所 ウ 3から270度の線上10メートルの所 エ 3から270度の線と1から呉市倉橋町鍋島東	第一種区画漁業	わかめ養殖業 ひじき養殖業	10月1日から翌年4月30日まで 10月1日から翌年6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	呉市倉橋町大向	
区第285号	倉橋島漁業協同組合	呉市倉橋町弁天島地先	次のアイを結んだ直線とイウを距岸50メートルで結んだ線とウ4、4エ、エオ、オアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 呉市倉橋町長谷船だまり防波堤東側曲がり角(パラベット東端) 基点2 呉市倉橋町弁天島南西端 基点3 呉市倉橋町弁天島東端 基点4 呉市倉橋町長谷立石の鼻の沖の岩 基点5 呉市倉橋町長谷新開船磯鼻 ア 1から2を見通す線上50メートルの所 イ 2から1を見通す線と距岸50メートルの線との交点 ウ 3から4を見通す線と距岸50メートルの線との交点 エ 4から呉市倉橋町長谷立石の鼻を見通す線上50メートルの所 オ 5から2を見通す線上150メートルの所	第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	呉市倉橋町室尾、長谷	

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第286号	倉橋島漁業協同組合	呉市倉橋町弁天島地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 呉市倉橋町長谷立石の鼻から海岸沿い東へ55メートルの所 基点2 呉市倉橋町長谷鷺の巣東の鼻北端 ア 1から呉市音戸町赤崎東方の高(92メートル)を見通す線上100メートルの所 イ 1から呉市音戸町赤崎東方の高(92メートル)を見通す線上460メートルの所 ウ 2から呉市音戸町池田の鼻を見通す線上440メートルの所 エ 2から呉市音戸町池田の鼻を見通す線上80メートルの所	第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	呉市倉橋町室尾、尾立、長谷	
区第287号	倉橋島漁業協同組合	呉市倉橋町トロブ地先	次のアイ、イウ、ウエを結んだ3直線とエオを距岸80メートルで結んだ線とオカを結んだ直線とカキを距岸30メートルで結んだ線とキクを結んだ直線とクケを距岸30メートルで結んだ線とケコを結んだ直線とコサを距岸50メートルで結んだ線とサアを結んだ直線とによって囲まれた区域 基点1 呉市倉橋町江の浦東の鼻東端 基点2 呉市倉橋町鷺の巣東の鼻北端 基点3 呉市倉橋町朝網網代北の鼻北東端 基点4 呉市倉橋町トロブ湾奥西側の北へ1番目の鼻東端 基点5 呉市倉橋町トロブ湾奥東側の北へ2番目の鼻西端 基点6 呉市倉橋町トロブ堤西の鼻西端 基点7 呉市倉橋町トロブ北端 基点8 呉市倉橋町鈴鹿島北の岩北端 ア 2から呉市音戸町池田の鼻を見通す線と1から阿賀町小情島北端を見通す線との交点 イ 3から呉市音戸町波多見元谷山の高(136メートル)を見通す線と1から阿賀町小情島北端を見通す線との交点 ウ 8から1を見通す線上50メートルの所 エ 7から呉市阿賀町小情島南端を見通す線と距岸80メートルの線との交点 オ 6から3を見通す線と距岸80メートルの線との交点 カ 6から3を見通す線と距岸30メートルの線との交点 キ 5から4を見通す線と距岸30メートルの線との交点 ク 4から5を見通す線と距岸30メートルの線との交点 ケ 3から6を見通す線と距岸30メートルの線との交点	第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	呉市倉橋町室尾	
区第288号	倉橋島漁業協同組合	呉市倉橋町脇田、塩屋、先田地先	次のアイを距岸50メートルで結んだ線とイウを結んだ直線とウエを距岸50メートルで結んだ線とエオ、オカ、カアを結んだ3直線とによって囲まれた区域 基点1 呉市倉橋町池の浦北側の鼻東端 基点2 呉市倉橋町脇田護岸南詰から護岸沿い北へ105メートルの一番目の階段南側付け根 基点3 呉市倉橋町先田川河口暗渠中央 基点4 呉市倉橋町おはなの鼻東端 基点5 呉市倉橋町塩屋の北の鼻南端 ア 1から呉市広小坪白岳山の高を見通す線と距岸50メートルの線との交点 イ 2から3を見通す線と距岸50メートルの線との交点 ウ 3から2を見通す線と距岸50メートルの線との交点 エ 4から呉市倉橋町大尻郷西の鼻を見通す線と距岸50メートルの線との交点 オ 4から呉市倉橋町大尻郷西の鼻を見通す線と5から倉橋町洲の崎荷揚場埋立地護岸北角を見通す線との交点 カ 5から呉市倉橋町洲の崎荷揚場埋立地護岸北角を見通す線と1から白岳山の高を見通す	第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	呉市倉橋町室尾、尾立	

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第289号	倉橋島漁業協同組合	呉市倉橋町洲の崎地先	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カアを結んだ6直線によって囲まれた区域 基点1 呉市倉橋町洲の崎岡本水産かき作業場護岸北角(かき殻堆積場南西角) 基点2 呉市倉橋町洲の崎荷揚場棧橋南側付け根から護岸沿い南へ32メートルの所 基点3 呉市倉橋町洲の崎荷揚場棧橋南西角 基点4 呉市倉橋町洲の崎荷揚場棧橋北東角 ア 1から呉市倉橋町納防波堤付け根から防波堤沿い南へ70メートルの所(2番目の曲がり角)を見通す線上50メートルの所 イ 1から呉市倉橋町納防波堤付け根から防波堤沿い南へ70メートルの所(2番目の曲がり角)を見通す線上190メートルの所 ウ 4から呉市倉橋町おはなの鼻南端を見通す線上150メートルの所 エ 4から呉市倉橋町おはなの鼻南端を見通す線上20メートルの所 オ 2から護岸に直角の線とエから4と3を結んだ線と平行に引いた線との交点 カ 2から護岸に直角に20メートルの所	第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	呉市倉橋町室尾	
区第290号	倉橋島漁業協同組合	呉市倉橋町飛路井地先	次のアイ、イウを結んだ2直線とウエを距岸50メートルで結んだ線とエアを結んだ直線とによって囲まれた区域 基点1 呉市倉橋町おはなの鼻南端 基点2 呉市倉橋町洲の崎荷揚場埋立地東側付け根(カーブミラーから護岸沿い西へ3メートルの所) 基点3 呉市倉橋町小尻郷西の鼻(カーブミラー) ア 1から呉市倉橋町大尻郷西の鼻北端を見通す線と2から阿賀町情島の高を見通す線との交点 イ 1から呉市倉橋町大尻郷西の鼻北端を見通す線と3から呉市倉橋町鈴鹿島の高を見通す線との交点 ウ 3から呉市倉橋町鈴鹿島の高を見通す線と	第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	呉市倉橋町室尾	
区第291号	倉橋島漁業協同組合	呉市倉橋町亀ヶ首地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 呉市倉橋町亀ヶ首池の浦中央の鼻の西側護岸西端 基点2 呉市倉橋町亀ヶ首池の浦中央の鼻の東側護岸西端 基点3 呉市倉橋町亀ヶ首かもめ石 基点4 呉市倉橋町亀ヶ首てらのだばの鼻 ア 1から4を見通す線上300メートルの所 イ 4から1を見通す線上100メートルの所 ウ 3から2を見通す線上100メートルの所 エ 2から3を見通す線上100メートルの所	第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	呉市倉橋町大迫、室尾	
区第292号	倉橋島漁業協同組合	呉市倉橋町鹿老渡地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 呉市倉橋町鹿老渡北側防波堤東側付け根 基点2 呉市倉橋町鹿老渡岩屋西の鼻 ア 1から呉市倉橋町堀切明神山の鼻西側護岸西端を見通す線上160メートルの所 イ 1から呉市倉橋町堀切明神山の鼻西側護岸西端を見通す線上200メートルの所 ウ 2から呉市倉橋町堀切明神山の鼻南端を見通す線上200メートルの所 エ 2から呉市倉橋町堀切明神山の鼻南端を見通す線上200メートルの所	第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	呉市倉橋町室尾、鹿老渡	
区第293号	倉橋島漁業協同組合	呉市倉橋町大江地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 呉市倉橋町大江川河口右岸角から護岸沿い東へ80メートルの所 基点2 呉市倉橋町大江川河口右岸角から護岸沿い東へ180メートルの所 ア 1から呉市音戸町先奥老人集会所東側護岸南東角(カーブミラー)を見通す線上10メートルの所 イ 1から呉市音戸町先奥老人集会所東側護岸南東角(カーブミラー)を見通す線上90メートルの所	第一種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	呉市倉橋町室尾、長谷	

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第294号	倉橋島漁業協同組合	呉市倉橋町大江地先	次のアイ、イウ、ウエ、エオを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 呉市倉橋町大江川河口右岸角から護岸沿い東へ193メートルの所 基点2 呉市倉橋町大江川河口右岸角から護岸沿い東へ272メートルの所 ア 1から護岸に直角に10メートルの所 イ 1から護岸に直角に40メートルの所 ウ 2から護岸に直角に40メートルの所 エ 2から護岸に直角に10メートルの所	第一種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	呉市倉橋町室尾、長谷	
区第295号	倉橋島漁業協同組合	呉市倉橋町長谷地先	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オアを結んだ5直線によって囲まれた区域 基点1 呉市倉橋町長谷船磯鼻北西端 基点2 呉市倉橋町長谷船磯鼻北東端(1から海岸沿い東へ53メートルの所) 基点3 4から海岸沿い南西へ50メートルの所 基点4 呉市倉橋町弁天向の鼻 ア 1から呉市倉橋町弁天島西端を見通す線上20メートルの所 イ 1から呉市倉橋町弁天島西端を見通す線と4から倉橋町長谷倉橋マリンパーク建物北端を見通す線との交点 ウ 3から呉市倉橋町弁天島東端を見通す線と4から倉橋マリンパーク建物北端を見通す線との交点 エ 3から呉市倉橋町弁天島東端を見通す線上15メートルの所 オ 2から呉市倉橋町弁天島東端を見通す線上	第一種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	呉市倉橋町室尾、長谷	
区第296号	倉橋島漁業協同組合	呉市倉橋町トロブ地先	次のアウ、ウイを結んだ2直線とイアを距岸5メートルで結んだ線とによって囲まれた区域 基点1 呉市倉橋町トロブ湾奥西側の北へ1番目の鼻東端 基点2 呉市倉橋町トロブ湾奥東側の北へ2番目の鼻西端 ア 1から2を見通す線と距岸5メートルの線との交点 イ 2から1を見通す線と距岸5メートルの線との交点 ウ 2から呉市倉橋町トロブ湾奥東側の北へ1番目の鼻を見通す線上90メートルの所	第一種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	呉市倉橋町室尾、尾立	
区第297号	倉橋島漁業協同組合	呉市倉橋町先田地先	次のアイを結んだ直線とイウを距岸10メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエオを距岸50メートルで結んだ線とオカ、カアを結んだ2直線によって囲まれた区域 基点1 呉市倉橋町脇田コンクリート護岸南詰め(池浦北側の鼻の付け根)から護岸沿い北へ118メートルの所 基点2 呉市倉橋町猿田水路の東側護岸北東角(スベリ)の北側付け根)から護岸沿い南へ40メートルの所 基点3 呉市倉橋町脇田脇田橋左岸下流側付け根から護岸沿い東へ43メートルの所 基点4 呉市倉橋町先田川河口暗渠中央から護岸沿い南西へ70メートルの所 基点5 呉市倉橋町おはなの鼻南端 ア 2から呉市倉橋町小尻郷西の鼻(カーブミラー)を見通す線上25メートルの所 イ 3からアを見通す線と距岸10メートルの線との交点 ウ 5から呉市倉橋町ひとこしきの鼻東端を見通す線と距岸10メートルの線との交点 エ 5から呉市倉橋町ひとこしきの鼻東端を見通す線と距岸50メートルの線との交点 オ 4から1を見通す線と距岸50メートルの線との交点 カ 4から1を見通す線と2から呉市倉橋町小尻郷西の鼻を見通す線との交点	第一種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	呉市倉橋町室尾、尾立	

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第298号	倉橋島漁業協同組合	呉市倉橋町洲の崎地先	次のアイ、イウ、ウエ、エオを結んだ4直線とオアを距岸10メートルで結んだ線とによって囲まれた区域 基点1 呉市倉橋町洲の崎清原養魚場埋立地護岸の北西角から護岸沿い南へ40メートルの所 基点2 呉市倉橋町洲の崎荷揚場埋立地護岸南側付け根から護岸沿い南へ108メートルの所（バラベツ切目） 基点3 呉市倉橋町洲の崎荷揚場埋立地護岸南側付け根から護岸沿い南へ50メートルの所 ア 1から呉市倉橋町ひとこしきの鼻大岩を見通す線と距岸10メートルの線との交点 イ 1から呉市倉橋町ひとこしきの鼻大岩を見通す線上50メートルの所 ウ 2から283度40メートルの所 エ 3から呉市倉橋町おはなの鼻南端を見通す線上50メートルの所		第一種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	呉市倉橋町室尾	
区第299号	倉橋島漁業協同組合	呉市倉橋町大尻郷地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 呉市倉橋町大尻郷米沢忠栄かき作業場荷揚げリフト付け根から護岸沿い北へ18メートルの所 基点2 1から海岸沿い北へ117メートルの所 ア 1から289度30分10メートルの所 イ 1から289度30分45メートルの所 ウ 2から287度45メートルの所		第一種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	呉市倉橋町室尾、大迫	
区第300号	倉橋島漁業協同組合	呉市倉橋町洲の崎地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 2から護岸沿い南へ81メートルの所 基点2 呉市倉橋町洲の崎清原養魚場埋立地護岸北西角から護岸沿い南へ40メートルの所 ア 1から呉市倉橋町納防波堤北側付け根を見通す線上20メートルの所 イ 1から呉市倉橋町納防波堤北側付け根を見通す線上60メートルの所 ウ 2から呉市倉橋町ひとこしきの鼻の大岩を見通す線上60メートルの所 エ 2から呉市倉橋町ひとこしきの鼻の大岩を見通す線上20メートルの所		第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	呉市倉橋町室尾	
区第301号	倉橋島漁業協同組合	呉市倉橋町鹿老渡地先	次のアイ、イウ、ウエを結んだ3直線とエアを距岸20メートルで結んだ線とによって囲まれた区域 基点1 呉市倉橋町鹿老渡岩屋北端 基点2 呉市倉橋町鹿老渡船害の鼻 ア 1から呉市倉橋町亀ヶ首南東端を見通す線と距岸20メートルの線との交点 イ 1から呉市倉橋町亀ヶ首南東端を見通す線上160メートルの所 ウ 2から呉市豊浜町斎島北端を見通す線上160メートルの所 エ 2から呉市豊浜町斎島北端を見通す線と距		第一種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	呉市倉橋町室尾、鹿老渡	
区第302号	下蒲刈町漁業協同組合	呉市下蒲刈町上黒島地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 呉市下蒲刈町上黒島オシアゲの鼻 基点2 呉市下蒲刈町上黒島オシアゲの鼻の南側護岸北端 基点3 呉市下蒲刈町上黒島竹ヶ谷の鼻の南東側護岸西端 基点4 呉市下蒲刈町上黒島竹ヶ谷の鼻 ア 1から呉市下蒲刈町芋城の鼻を見通す線上100メートルの所 イ 2から3を見通す線上50メートルの所 ウ 3から2を見通す線上50メートルの所 エ 4から呉市下蒲刈町牛ヶ首を見通す線上100メートルの所		第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	呉市下蒲刈町	

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第303号	下蒲刈町漁業協同組合	呉市下蒲刈町塩浜新開地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 呉市下蒲刈町見戸代港埋立地南船溜まりの南側防波堤から南へ1番目の棧橋南側付け根 基点2 呉市下蒲刈町塩浜新開北側下島大川河口右岸角から護岸沿い南東へ40メートルの所 基点3 呉市下蒲刈町塩浜新開北側下島大川河口右岸角から護岸沿い南東へ115メートルの所 基点4 呉市下蒲刈町塩浜新開南側の橋下流側左岸付け根から護岸沿い北西へ43メートルの所 基点5 呉市下蒲刈町塩浜新開南側の橋下流側右岸付け根から護岸沿い北東へ35メートルの所 基点6 呉市下蒲刈町塩浜新開南側の橋下流側右岸付け根から護岸沿い北東へ120メートルの所 ア 2から5を見通す線と3から呉市川尻町柏島西端を見通す線との交点	第一種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	呉市下蒲刈町	
区第304号	下蒲刈町漁業協同組合	呉市下蒲刈町鳩岡地先	次のアイを結んだ直線とイウを距岸50メートルで結んだ線とウエ、エアを結んだ2直線とによって囲まれた区域 基点1 呉市下蒲刈町鳩岡の南端の鼻の付け根護岸部中央(水準点金属標識から護岸沿い北へ10メートルの所) 基点2 呉市下蒲刈町鳩岡の北端の鼻 ア 1から呉市下蒲刈町臼石南端を見通す線上120メートルの所 イ 1から呉市下蒲刈町臼石南端を見通す線と距岸50メートルの線との交点 ウ 2から呉市下蒲刈町臼石北端を見通す線と距岸50メートルの線との交点 エ 2から呉市下蒲刈町臼石北端を見通す線上120メートルの所	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	呉市下蒲刈町、蒲刈町向	
区第305号	下蒲刈町漁業協同組合	呉市下蒲刈町宇都迫地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 呉市下蒲刈町芋城の鼻 基点2 呉市下蒲刈町大地蔵西防波堤北西埋立地南側付け根の階段東側付け根の南側バラベツ西端 ア 1から呉市下蒲刈町上黒島北端(オシアゲの鼻)を見通す線上200メートルの所 イ 1から呉市下蒲刈町上黒島北端(オシアゲの鼻)を見通す線上50メートルの所 ウ 2から呉市下蒲刈町牛ヶ首を見通す線上50メートルの所 エ 2から呉市下蒲刈町牛ヶ首を見通す線上200メートルの所	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	呉市下蒲刈町、蒲刈町向	
区第306号	下蒲刈町漁業協同組合	呉市蒲刈町向福泊地先	次のアイを結んだ直線とイウを距岸50メートルで結んだ線とウエ、エアを結んだ2直線とによって囲まれた区域 基点1 呉市蒲刈町向福泊の浜の東端の鼻(カーブミラー) 基点2 呉市蒲刈町向白崎鼻北西端(カーブミラー) ア 1から呉市川尻町女猫島の灯台を見通す線上120メートルの所 イ 1から呉市川尻町女猫島の灯台を見通す線と距岸50メートルの線との交点 ウ 2から呉市川尻町女猫島の灯台を見通す線と距岸50メートルの線との交点 エ 2から呉市川尻町女猫島の灯台を見通す線	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	呉市下蒲刈町、蒲刈町向	

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第307号	蒲刈町漁業協同組合	呉市蒲刈町原地先	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カアを結んだ6直線によって囲まれた区域 基点1 呉市蒲刈町大浦かまがり海の駅埋立地岸壁北端 基点2 呉市蒲刈町大浦かまがり海の駅埋立地岸壁西端 基点3 呉市蒲刈町大浦ふれあい広場南側斜路岸壁南端 ア 1から離岸堤北側面の中央部を見通す線上120メートル イ 1から離岸堤北側面の中央部を見通す線上132メートル ウ 2から離岸堤屈曲部を見通す線上96メートル エ 3から離岸堤南東面中央を見通す線上102メートル オ 3から離岸堤南東面中央を見通す線上68メートル	第一種区画漁業	あさり垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	呉市蒲刈町(ただし、向は除く。)	
区第308号	吉浦漁業協同組合	呉市天応大浜3丁目地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 呉市天応大浜3丁目天応浄化センター西側護岸(天応第1期埋立地)北西角(内角) 基点2 呉市天応大浜3丁目天応浄化センター西側護岸(天応第1期埋立地)南西角から護岸沿い北西へ40メートルの所 ア 1から江田島市江田島町二ツ小島を見通す線上620メートルの所 イ 1から江田島市江田島町二ツ小島を見通す線上320メートルの所 ウ 2から江田島市江田島町一ツ小島を見通す線上310メートルの所 エ 2から江田島市江田島町一ツ小島を見通す線上610メートルの所	第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	呉市天応伝十原町、天応西条1～4丁目、天応大浜1・2丁目、天応東久保1・2丁目、天応南町、天応宮町、汐見町、大山町	
区第309号	吉浦漁業協同組合	呉市汐見町地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 呉市汐見町船だまり北側の埋立地北西角(宅垣内川河口左岸角) 基点2 呉市梅木町1番の埋立地南西角から護岸沿い北へ72メートルの所 ア 1から江田島市江田島町二ツ小島を見通す線上630メートルの所 イ 1から江田島市江田島町二ツ小島を見通す線上330メートルの所 ウ 2から270度300メートルの所 エ 2から270度600メートルの所	第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	呉市天応伝十原町、天応西条1～4丁目、天応大浜1・2丁目、天応東久保1・2丁目、天応南町、天応宮町、汐見町、大山町	
区第310号	吉浦漁業協同組合	呉市狩留賀町地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 呉市吉浦町吉浦漁業協同組合かき殻堆積場エブロン南側付け根から護岸沿い南へ80メートルの所 基点2 呉市狩留賀町3番の埋立地の北側の護岸階段北側付け根から護岸沿い北へ15メートルの所 ア 1から江田島市江田島町一ツ小島中国化薬荷揚護岸北角を見通す(264度)線上470メートルの所 イ 1から江田島市江田島町一ツ小島中国化薬荷揚護岸北角を見通す(264度)線上270メートルの所	第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	呉市天応伝十原町、天応西条1～4丁目、天応大浜1・2丁目、天応東久保1・2丁目、天応南町、天応宮町、汐見町、大山町	
区第311号	吉浦漁業協同組合	呉市天応大浜2丁目地先	次のアイを距岸10メートルで結んだ線とイウ、ウアを結んだ2直線によって囲まれた区域 基点1 呉市天応大浜3丁目埋立地南東側付け根から護岸沿い西へ60メートルの所 基点2 呉市天応大浜2丁目船だまり北側防波堤西側付け根から護岸沿い北へ41メートルの所 ア 1から呉市天応大浜2丁目船だまり南側防波堤突端中央を見通す線と距岸10メートルの線との交点 イ 2から呉市天応大浜3丁目埋立地南西角を見通す線と距岸10メートルの線との交点 ウ 1から呉市天応大浜2丁目船だまり南側防	第一種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	呉市天応伝十原町、天応西条1～4丁目、天応大浜1・2丁目、天応東久保1・2丁目、天応南町、天応宮町、汐見町、大山町	

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第312号	吉浦漁業協同組合	呉市若葉町大麗女島地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 呉市若葉町海上保安大学校南側突堤南側付け根から護岸沿い西へ134メートルの所 基点2 呉市若葉町海上保安大学校練習船棧橋西側付け根 基点3 呉市吉浦町豆倉鼻 基点4 呉市吉浦町シトノ鼻 ア 1から249度230メートルの所(基点1から江田島市江田島町秋月秀の鼻を見通す線と基点3から大麗女島東端を見通す線との交点) イ 1から249度455メートルの所(基点1から江田島市江田島町秋月秀の鼻を見通す線と基点4から大麗女島西端を見通す線との交点) ウ 2から249.5度580メートルの所(基点2から江田島市江田島町秋月弾薬庫北東の斜路東側突堤南東端を見通す線と基点4から大麗女島西端を見通す線との交点) エ 2から249.5度350メートルの所(基点2から江田島市江田島町秋月弾薬庫北東の斜路東側突堤南東端を見通す線と基点3から大麗女島東端を見通す線との交点)	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	呉市天応福浦町、天応佐十原町、天応西条1～4丁目、天応大浜1・2丁目、天応東久保1・2丁目、天応南町、天応宮町、天応塩谷町、汐見町、弥生町、梅木町、大山町、狩留賀町、長谷町、吉浦上城町、吉浦松葉町、吉浦岩神町、吉浦西城町、吉浦宮花町、吉浦本町1～3丁目、吉浦中町1～3丁目、吉浦東本町1～4丁目、吉浦新町1・2丁目、吉浦新出町、吉浦神賀町、吉浦東町、吉浦澤鼓町、吉浦池ノ浦町、晴海町、新宮町、瀬戸見町、若葉町、海岸1～4丁目、東川原石町、西川原石町、西塩屋町、東塩屋町、両城1・2丁目、三条1～4丁目、東愛宕町、西三津田町、山手1・2丁目、西中央1～5丁目、中央1～7丁目、東中央1～4丁目、西惣付町、朝日町、和庄	
区第313号	阿賀漁業協同組合	呉市阿賀南一文字防波堤地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 呉市広多賀谷4丁目埋立地護岸南西角 基点2 呉市阿賀南7丁目阿賀マリノポリス埋立地南東側防波堤の東側付け根から防波堤沿い南西へ310メートルの所 ア 1から209度1,030メートルの所 イ 1から196度1,120メートルの所 ウ 2から呉市下蒲刈町下黒島南端を見通す(141度)線上935メートルの所 エ 2から呉市下蒲刈町下黒島南端を見通す	第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	呉市阿賀南1～9丁目	
区第314号	阿賀漁業協同組合	呉市阿賀町情島地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 呉市阿賀町情島高山の鼻(情島家村の北の鼻から北へ2番目の鼻) 基点2 呉市阿賀町情島北端から南西へ1番目の鼻 ア 1から呉市音戸町大浦崎北東端(亀の浦鼻)を見通す(311度30分)線上100メートルの所 イ 1から呉市音戸町大浦崎北東端(亀の浦鼻)を見通す(311度30分)線上300メートルの所 ウ 2から呉市音戸町波多見5丁目の埋立地北東角を見通す線上270メートルの所 エ 2から呉市音戸町波多見5丁目の埋立地北東角を見通す線上70メートルの所	第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	呉市阿賀南1～9丁目	
区第315号	阿賀漁業協同組合	呉市阿賀町小情島地先	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カアを結んだ6直線によって囲まれた区域 基点1 呉市阿賀町小情島北端から南東へ一番目の鼻 基点2 呉市阿賀町小情島北端 ア 1から呉市阿賀町三津峰山の高を見通す(357度)線上570メートルの所 イ 1から呉市阿賀町三津峰山の高を見通す(357度)線上200メートルの所 ウ 2から295度290メートルの所 エ 2から299度310メートルの所 オ 2から280度685メートルの所 カ 2から300度800メートルの所	第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	呉市阿賀南1～9丁目	

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第316号	阿賀漁業協同組合	呉市阿賀南1丁目地先	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キアを結んだ7直線によって囲まれた区域 基点1 呉市阿賀南1丁目護岸南東角 基点2 1から護岸沿いに北西へ89メートルの所 基点3 呉市広多賀谷3丁目広浄化センターと呉市東部処理場の間の道路の中央線の西への延長線と護岸の交点から護岸沿い北西へ18メートルの所 基点4 呉市広多賀谷3丁目広浄化センターと呉市東部処理場の間の道路の中央線の西への延長線と護岸の交点から護岸沿い南東へ100メートルの所 ア 2から207度240メートルの所 イ 2から207度10メートルの所 ウ 1から206度10メートルの所 エ 3からウを見通す線上210メートルの所 オ 4から呉市阿賀南5丁目旧フェリー乗り場東	第一種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	呉市阿賀南1～9丁目	
区第317号	阿賀漁業協同組合	呉市阿賀南7丁目地先	次のアイ、イウ、ウエを結んだ3直線とエアを距岸10メートルで結んだ線とによって囲まれた区域 基点1 呉市阿賀南7丁目3の1番地前の暗渠南端から護岸沿い南西へ69メートルの所 基点2 呉市阿賀マリノボリス埋立地北側護岸の西から1番目の暗渠西端から護岸沿い北西へ45メートルの所 ア 1から呉市阿賀南一文字防波堤南西端の燈火を見通す線と距岸10メートルの線との交点 イ 1から呉市阿賀南一文字防波堤南西端の燈火を見通す線上138メートルの所 ウ 2から呉市広小坪下猫崎南端を見通す線上100メートルの所 エ 2から呉市広小坪下猫崎南端を見通す線と	第一種区画漁業	のり養殖業	9月20日から翌年3月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	呉市阿賀南1～9丁目	
区第318号	阿賀漁業協同組合	呉市阿賀南1丁目、2丁目地先	次のアイを呉市阿賀南2丁目南側護岸及び埋立地予定地西側の捨石から5メートルで結んだ線とイウ、ウエ、エアを結んだ3直線とによって囲まれた区域。ただし、オ及びビカを中心とする直径10.5メートルの円によって囲まれた2区域を除く。 基点1 呉市阿賀南3丁目護岸南西角から護岸沿い東へ125メートルの所 基点2 1から166度560メートルの所 基点3 1から166度の線と呉市阿賀南1丁目護岸南東角から206度の線との交点 ア 1から2を見通す線と距岸5メートルの線との交点 イ 3から2を見通す線上5メートルの所 ウ イから1と3を結んだ線に直角(256度)に西へ50メートルの所 エ アから1と3を結んだ線に直角(256度)に西へ50メートルの所 オ 1から157度441.9メートルの所	第一種区画漁業	のり養殖業	9月20日から翌年3月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	呉市阿賀南1～9丁目	
区第319号	阿賀漁業協同組合	呉市阿賀南一文字防波堤地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 呉市阿賀南一文字防波堤西側の燈火 基点2 呉市阿賀南一文字防波堤東側の燈火 ア 1から339度20メートルの所 イ 1から339度120メートルの所 ウ 2から339度120メートルの所 エ 2から339度20メートルの所	第一種区画漁業	のり養殖業	9月20日から翌年3月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	呉市阿賀南1～9丁目	
区第320号	阿賀漁業協同組合	呉市阿賀南8丁目地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 呉市阿賀南8丁目駿河防波堤南端 基点2 呉市阿賀南8丁目大入第一防波堤北端 ア 1から呉市倉橋町亀ヶ首北端を見通す線上200メートルの所 イ 1から愛媛県松山市安居島西南端を見通す線上420メートルの所 ウ 2から呉市下蒲刈島大平山山頂(275メートル)を見通す線上430メートルの所 エ 2から呉市広長浜5丁目長浜東防波堤突端	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	呉市阿賀南1～9丁目	

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第321号	広漁業協同組合	呉市広多賀谷4丁目埋立地地先	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カアを結んだ6直線によって囲まれた区域 基点1 呉市阿賀南1丁目南東角 基点2 呉市広多賀谷4丁目埋立地南西角から護岸沿い東へ30メートルの所 基点3 呉市広多賀谷4丁目埋立地南西角から護岸沿い東へ280メートルの所 ア 1から188度1,520メートルの所 イ 2から187度700メートルの所 ウ 2から187度940メートルの所 エ 3から192度910メートルの所 オ 3から192度1,150メートルの所 カ 1から188度2,020メートルの所	第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	呉市広小坪	
区第322号	広漁業協同組合	呉市広長浜4丁目地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 呉市広長浜2丁目長浜西船だまり東側防波堤東側付け根から護岸沿い東へ85メートルの所 基点2 呉市広長浜4丁目長浜小学校敷地中央南側護岸角南端 ア 1から呉市倉橋町亀ヶ首東端を見通す線上330メートルの所 イ 2から呉市倉橋町亀ヶ首東端を見通す線上330メートルの所 ウ 2から呉市倉橋町亀ヶ首東端を見通す線上590メートルの所 エ 1から呉市倉橋町亀ヶ首東端を見通す線上	第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	呉市広小坪、阿賀南	
区第323号	広漁業協同組合	呉市阿賀南1丁目地先(黒瀬川)	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 呉市阿賀南1丁目南東角 基点2 呉市阿賀南1丁目黒瀬川虹村大橋右岸下流側1番目の階段北側付け根 ア 1から114度90メートルの所 イ 1から114度15メートルの所 ウ 2から114度14メートルの所 エ 2から114度60メートルの所	第一種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	呉市広小坪、阿賀南	
区第324号	広漁業協同組合	呉市広多賀谷2丁目地先(黒瀬川)	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域。ただし、オカ、カキ、キク、クオを結んだ4直線によって囲まれた区域を除く。 基点1 呉市広多賀谷1丁目黒瀬川県工業用水管橋の左岸下流側付け根の防潮扉南端から護岸沿い南へ3メートルの所 基点2 呉市広多賀谷3丁目南西角の旧護岸角(広多賀谷4丁目埋立地護岸との境界) 基点3 呉市阿賀南1丁目黒瀬川県工業用水管橋の右岸下流側付け根の防潮扉南端から護岸沿い南へ6メートルの所 基点4 呉市阿賀南1丁目黒瀬川県工業用水管橋の右岸上流側付け根から北寄りの路上の金属標(街区多角点) ア 1から3を見通す線上65メートルの所 イ 1から3を見通す線上15メートルの所 ウ 2から286度15メートルの所 エ 2から286度65メートルの所 オ 4から150.46度242メートルの所 カ 4から149.55度247メートルの所 キ 4から151.22度252メートルの所	第一種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	呉市広小坪、阿賀南	
区第325号	広漁業協同組合	呉市広小坪1丁目地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 呉市広小坪1丁目沖の離岸堤東端から西へ45メートルの所 基点2 呉市広小坪1丁目西側の船だまり西側防波堤西側付け根から護岸沿い西へ200メートルの所 ア 1から195度80メートルの所 イ 1から195度280メートルの所 ウ 2から195度380メートルの所	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	呉市広小坪	

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第326号	広漁業協同組合	呉市広小坪2丁目地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 呉市広小坪1丁目下猫崎東側埋立地東側付け根から道路護岸沿い東へ30メートルの所 基点2 呉市広小坪1丁目下猫崎東側埋立地東側付け根から道路護岸沿い東へ220メートルの所 ア 1から204度40メートルの所 イ 1から204度140メートルの所	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	呉市広小坪	
区第327号	広漁業協同組合	呉市広長浜3丁目地先	次の4ア、アイ、イ3を結んだ3直線と呉市長浜港西側船だまり離岸堤とによって囲まれた区域。ただし、離岸堤沿い北側2メートルの区域を除く。 基点1 呉市長浜港西側船だまり北防波堤南端から防波堤沿い北東へ10メートルの所 基点2 呉市長浜港西側船だまり北防波堤東側付け根から護岸沿い南東へ29メートルの所 基点3 離岸堤東側北端 基点4 離岸堤西側北端 ア 呉市長浜港西側船だまり東防波堤南端と呉市長浜港西側船だまり西防波堤南側突端を結ぶ直線と2から4を見通す線との交点 イ 呉市長浜港西側船だまり東防波堤南端と呉市長浜港西側船だまり西防波堤南側突端を結ぶ直線と2から4を見通す線との交点	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業 あさり垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	呉市広長浜、広小坪、広末広、広本町、広白岳、広白石、広大新開、広中新開、広古新聞、広駅前、広三芦、広塩焼、広町田、広吉松、広横路、広大広、阿賀、郷原町、下蒲刈、安浦、東広島市黒瀬、西条町	
区第328号	広漁業協同組合	呉市広小坪1丁目地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを順次結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 呉市広小坪船だまり東側防波堤付け根から東側の小坪埋立地前面護岸沿い東へ25.5メートルの所 基点2 呉市広小坪船だまり東側防波堤付け根から東側の小坪埋立地前面護岸沿い東へ135.5メートルの所 ア 1から離岸堤西端を見通す線上80メートルの所 イ 1から離岸堤西端を見通す線上109メートルの所 ウ 2から離岸堤東端を見通す線上109メートルの所	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業 あさり垂下式養殖業 うに養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	呉市広長浜、広小坪、広末広、広本町、広白岳、広白石、広大新開、広中新開、広古新聞、広駅前、広三芦、広塩焼、広町田、広吉松、広横路、広大広、阿賀、郷原町、下蒲刈、安浦、東広島市黒瀬、西条町	
区第329号	仁方漁業協同組合	呉市仁方本町3丁目地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを順次結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 呉市仁方本町3丁目の仁方ゴルフセンター東側調整池護岸西角から護岸沿い南東へ60メートルの所 基点2 呉市仁方本町3丁目の仁方ゴルフセンター東側調整池護岸南東角(護岸付け根から護岸沿い南西へ65メートルの所) ア 基点1から呉市仁方皆実町仁方漁業協同組合共同作業所棧橋付根を見通す線上40メートルの地点 イ 基点1から呉市仁方皆実町仁方漁業協同組合共同作業所棧橋付根を見通す線上70メートルの地点 ウ 基点2から呉市仁方皆実町11の埋立地護岸東角を見通す線上70メートルの所 エ 基点2から呉市仁方皆実町11の埋立地護岸東角を見通す線上40メートルの所	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	呉市仁方町、仁方本町、仁方錦町、仁方宮上町、仁方西神町、仁方皆実町、仁方大蔵町、仁方中筋町、仁方棧橋通	

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第330号	安浦漁業協同組合	呉市安浦町三津口深之浦地先	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケアを結んだ9直線によって囲まれた区域 基点1 呉市安浦町三津口かき作業場団地西側埋立地西角から道路沿い南東へ26メートルの所の護岸点(護岸裂け目) 基点2 呉市安浦町三津口かき作業場団地西側埋立地西角から道路沿い南東へ164メートルの所の護岸点(ヒューム管排水口) 基点3 呉市安浦町三津口かき作業場団地西側埋立地北東付け根から道路沿い西へ50メートルの所の護岸点 基点4 呉市安浦町三津口かき作業場団地東側埋立地南東角 基点5 呉市安浦町三津口黒地鼻西側の石積護岸と道路護岸(コンクリート護岸)との接点から護岸沿い北西へ50メートルの所 ア 1から呉市安浦町三津口亀戸婆石の鼻を見通す線上450メートルの所 イ 1から呉市安浦町三津口亀戸婆石の鼻を見通す線上100メートルの所 ウ 2から呉市安浦町三津口小日之浦賀茂神社の鼻を見通す線上100メートルの所 エ 2から呉市安浦町三津口小日之浦賀茂神社の鼻を見通す線上180メートルの所 オ 3から呉市安浦町柏島恵比須神社を見通す線上180メートルの所 カ 3から呉市安浦町柏島恵比須神社を見通す線上100メートルの所 キ 4から恵比須神社を見通す線上100メートルの所 ク 5から呉市川尻町柏島南東端を見通す線上50メートルの所 ケ 5から呉市川尻町柏島南東端を見通す線上	第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	呉市安浦町	
区第331号	安浦漁業協同組合	呉市安浦町柏島地先	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケアを結んだ9直線に囲まれた区域 基点1 呉市川尻町柏島柏島神社島居東の柱前の護岸階段東側付け根 基点2 呉市川尻町柏島北東端の突堤東側付け根 基点3 呉市安浦町柏島南東端(上モタセの鼻) ア 1から呉市安浦町黒地鼻を見通す線上30メートルの所 イ 1から呉市安浦町黒地鼻を見通す線上260メートルの所 ウ 2から50度530メートルの所 エ 3から90度390メートルの所 オ 3から呉市安浦町馬島北端を見通す線上195メートルの所 カ 3から呉市安浦町馬島北端を見通す線上125メートルの所 キ 2からカを見通す線上100メートルの所 ク 2から119度135メートルの所	第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	呉市安浦町	

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第332号	安浦漁業協同組合	呉市安浦町柏島地先	次のアイを結んだ直線とイウを距岸200メートルで結んだ線とウエ、エオ、オカを結んだ3直線とカアを距岸30メートルで結んだ線とによって囲まれた区域 基点1 呉市安浦町柏島ハゲの鼻 基点2 呉市川尻町柏島恵比須神社前のコンクリート護岸と石積護岸の継目から護岸沿い東へ63メートルの所 基点3 呉市川尻町柏島柏島神社鳥居東の柱前の護岸階段東側付け根から護岸沿い西へ80メートルの所 ア 1から呉市安浦町三津口小日之浦賀茂神社の鼻を見通す線と距岸30メートルの線との交点 イ 1から呉市安浦町三津口小日之浦賀茂神社の鼻を見通す線と距岸200メートルの線との交点 ウ 3から呉市安浦町仏崎(護岸排水管の所)を見通す線と距岸200メートルの線との交点 エ 3から呉市安浦町仏崎(護岸排水管の所)を見通す線と95メートルの所 オ 2から呉市安浦町安浦漁業協同組合かき殻堆積場進入路東側付け根を見通す線上100メートルの所	第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	呉市安浦町	
区第333号	安浦漁業協同組合	呉市安浦町三津口小日之浦地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 呉市安浦町猿すべりの鼻から北東へ1番目の鼻 基点2 呉市安浦町柏島柏島神社御座船艇庫西側のスベリの護岸西端から海岸沿い西へ91メートルの鼻 基点3 呉市安浦町柏島南端 基点4 呉市安浦町三津口小日之浦賀茂神社の鼻 ア 1から2を見通す線上360メートルの所 イ 1から2を見通す線上750メートルの所 ウ 4から3を見通す線上405メートルの所	第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	呉市安浦町	
区第334号	安浦漁業協同組合	呉市安浦町三津口小日之浦地先	次のアイ、イウ、ウエ、エオを結んだ4直線とオアを距岸10メートルで結んだ線とによって囲まれた区域 基点1 2から護岸沿い北へ55メートルの所 基点2 呉市安浦町三津口小日之浦新開南角から護岸沿い北へ216メートルの所(階段南側付け根) 基点3 4から護岸沿い南西へ80メートルの所 基点4 呉市安浦町三津口小日之浦高須の鼻西角 ア 2から呉市安浦町測崎の鼻を見通す線と距岸10メートルの線との交点 イ 2から呉市安浦町測崎の鼻を見通す線と1から3を見通す線との交点	第一種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	呉市安浦町	
区第335号	安浦漁業協同組合	呉市安浦町三津口小日之浦亀戸新開地先	次のアイを距岸10メートルで結んだ線とイウを結んだ直線とウエを距岸30メートルで結んだ線とエオ、オカ、カアを結んだ3直線とによって囲まれた区域 基点1 呉市安浦町三津口小日之浦防波堤北側付け根から海岸沿い北東へ5メートルの所 基点2 呉市安浦町三津口小日之浦防波堤北側付け根から海岸沿い北東へ120メートルの所 基点3 呉市安浦町三津口小日之浦亀戸新開護岸西端 ア 1から防波堤に平行に引いた線と距岸10メートルの線との交点 イ 3から呉市安浦町測崎の鼻を見通す線と距岸10メートルの線との交点 ウ 3から呉市安浦町測崎の鼻を見通す線と距岸30メートルの線との交点 エ 2から132度の線と距岸30メートルの線との交点 オ 2から132度の線と距岸150メートルの所	第一種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	呉市安浦町	

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第336号	安浦漁業協同組合	呉市安浦町三津口日之浦亀戸新開地先	次のアイを結んだ直線とイウを距岸5メートルで結んだ線とウエ、エオ、オアを結んだ3直線とによって囲まれた区域 基点1 2から護岸沿い南西へ60メートルの所 基点2 呉市安浦町三津口日之浦亀戸新開南東角 基点3 呉市安浦町亀戸婆石から西へ1番目の鼻 ア 1から呉市安浦町三津口日之浦高須の鼻を見通す線上60メートルの所 イ 1から呉市安浦町三津口日之浦高須の鼻を見通す線と距岸5メートルの線との交点 ウ 2から156度の線と距岸5メートルの線との	第一種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	呉市安浦町	
区第337号	安浦漁業協同組合	呉市安浦町水尻しょうろ新開、水尻新開地先	次のアイ、イウを結んだ2直線とウアを距岸10メートルで結んだ線とによって囲まれた区域 基点1 呉市安浦町水尻新開護岸南端から護岸沿い北へ105メートルの所 基点2 呉市安浦町水尻しょうろ新開稚児明神鳥居中央 ア 1から東広島市安芸津町大芝島南端を見通す線と距岸10メートルの線との交点 イ 1から東広島市安芸津町大芝島南端を見通す線と2から呉市安浦町安浦港東側防波堤東端(第一武智丸)を見通す線との交点 ウ 2から呉市安浦町安浦港東側防波堤東端(第一武智丸)を見通す線と距岸10メートルの線との交点	第一種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	呉市安浦町	
区第338号	安浦漁業協同組合	呉市安浦町水尻しょうろ新開地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 呉市安浦町水尻しょうろ新開稚児明神鳥居中央 ア 1から39度30分240メートルの所 イ 1から44度30分330メートルの所 ウ 1から53度30分300メートルの所 エ 1から52度190メートルの所	第一種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	呉市安浦町	
区第339号	安浦漁業協同組合	呉市安浦町水尻しょうろ新開地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 呉市安浦町水尻しょうろ新開稚児明神鳥居中央 ア 1から12度30分580メートルの所 イ 1から20度30分750メートルの所 ウ 1から51度30分640メートルの所 エ 1から46度30分410メートルの所	第一種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	呉市安浦町	
区第340号	安浦漁業協同組合	呉市安浦町三津口実成新開地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 呉市安浦町三津口実成新開南東角(北側) 基点2 1から護岸沿い北へ180メートルの所 基点3 呉市安浦町安浦港東側防波堤東端 基点4 呉市安浦町安浦港東側防波堤東端(第一武智丸) 基点5 呉市安浦町水尻しょうろ新開稚児明神鳥居中央 基点6 呉市安浦町水尻新開から南へ1番目の鼻東端 ア 1から東広島市安芸津町小芝島北端を見通す線と3から6を見通す線との交点 イ 2から96度の線と3から6を見通す線との交点 ウ 2から96度の線と4から5を見通す線との交	第一種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	呉市安浦町	

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第341号	安浦漁業協同組合	呉市安浦町三津口子の浦新開地先	次のイウを距岸30メートルで結んだ線とウエ、エア、アイを結んだ3直線とによって囲まれた区域。ただし、呉市安浦町安浦漁業協同組合漁船巻揚施設へ通じる幅員50メートルの区域を除く。 基点1 呉市安浦町三津口子の浦新開の排水口 基点2 呉市安浦町安浦漁業協同組合漁船巻揚施設東側のかき筏組場南西角(階段工上部)から護岸沿い東へ5メートルの所 ア 1から呉市安浦町水尻しよろ新開南東角を見通す線上200メートルの所 イ 1から呉市安浦町水尻しよろ新開南東角を見通す線と距岸30メートルの線との交点 ウ 2から呉市安浦町安浦漁業協同組合漁船巻揚施設東側護岸に平行に引いた線と距岸30メートルの線との交点	第一種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	呉市安浦町	
区第342号	呉豊島漁業協同組合	呉市豊浜町豊島山崎地先	次の1ア、アイ、イ2を結んだ3直線以西の防波堤及び護岸と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 呉市豊浜町豊島山崎漁港東側埋立地防波堤突端 基点2 呉市豊浜町豊島親水公園埋立地北端 ア 1から呉市豊町三角島長崎鼻を見通す線上20メートルの所 イ 2から呉市豊町三角島カメンドの鼻を見通す線上20メートルの所	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	呉市豊浜町	
区第343号	呉豊島漁業協同組合	呉市豊浜町立花地先	次の1ア、アイ、イ2を結んだ3直線と最大高潮時海岸線及び呉市豊浜町立花船溜まり北側防波堤とによって囲まれた区域 基点1 呉市豊浜町立花船溜まり北側防波堤突端 基点2 呉市豊浜町立花と豊町との海岸における境界 ア 1から呉市豊町三角島長崎鼻を見通す線上100メートルの所 イ 2から呉市豊浜町豊島北端を見通す線上200メートルの所	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	呉市豊浜町	
区第344号	早田原漁業協同組合	東広島市安芸津町小松原地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 東広島市安芸津町小松原旧大芝フェリー発着場南西側付け根(小川の橋脚左岸付け根)から護岸沿い南へ91メートルのスベリの北西側付け根 基点2 東広島市安芸津町小松原戸町鼻から北へ1番目の鼻 ア 1から東広島市安芸津町大芝島北端(モチエの鼻北端)を見通す線上80メートルの所 イ 1から東広島市安芸津町大芝島北端(モチエの鼻北端)を見通す線上315メートルの所 ウ 2から東広島市安芸津町大芝島北端(モチエの鼻北端)を見通す線上150メートルの所 エ 2から東広島市安芸津町大芝島北端(モチエの鼻北端)を見通す線上150メートルの所	第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	東広島市安芸津町風早、小松原	
区第345号	早田原漁業協同組合	東広島市安芸津町小松原地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 東広島市安芸津町小松原太郎水川河口左岸角から護岸沿い東へ126メートルの護岸階段西側付け根 基点2 東広島市安芸津町小松原山下水産物埋立地護岸南東角 ア 1から東広島市安芸津町大芝島小福浦の鼻を見通す(154度30分)線上300メートルの所 イ 1から東広島市安芸津町大芝島小福浦の鼻を見通す(154度30分)線上600メートルの所 ウ 2から東広島市安芸津町大芝島久保の鼻を見通す(160度)線上360メートルの所 エ 2から東広島市安芸津町大芝島久保の鼻を見通す(160度)線上20メートルの所	第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	東広島市安芸津町風早、小松原	

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第346号	早田原漁業協同組合	東広島市安芸津町小松原地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 東広島市安芸津町小松原太郎水川河口左岸角から護岸沿い東へ126メートルの護岸階段西側付け根 基点2 東広島市安芸津町小松原山下水産(株)埋立地護岸北東角 基点3 東広島市安芸津町龍王島下浦ゴウヤ鼻南西端から海岸沿い東へ100メートルの所 ア 1から東広島市安芸津町藍之島南端を見通す線上650メートルの所 イ 3から東広島市安芸津町大芝島大芝北漁港西港防波堤突端を見通す線上580メートルの所 ウ 2から東広島市安芸津町大芝島地蔵鼻突端を見通す線と3から大芝島大芝北漁港西港防波堤突端を見通す線との交点 エ 2から東広島市安芸津町大芝島地蔵鼻突	第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	東広島市安芸津町風早、小松原	
区第347号	早田原漁業協同組合	東広島市安芸津町小松原地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 東広島市安芸津町小松原セヨ口鼻(本木水産埋立地北側付け根から護岸沿い北へ89メートルの所) 基点2 東広島市安芸津町小松原太郎水川河口左岸角から護岸沿い東へ126メートルの護岸階段西側付け根 ア 1から東広島市安芸津町龍王島ゴウヤ鼻北端を見通す線上170メートルの所 イ 1から東広島市安芸津町龍王島ゴウヤ鼻北端を見通す線上270メートルの所 ウ 2から東広島市安芸津町藍之島南端を見通す線上430メートルの所 エ 2から東広島市安芸津町藍之島南端を見通す線上230メートルの所	第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	東広島市安芸津町風早、小松原	
区第348号	早田原漁業協同組合	東広島市安芸津町風早観音浜干拓地地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 東広島市安芸津町風早観音浜干拓地の市民グラウンド西側護岸の水門左角から護岸沿い東へ220メートルの所 基点2 東広島市安芸津町風早観音浜干拓地東側防波堤突端 ア 1から東広島市安芸津町龍王島北端を見通す線上630メートルの所 イ 1から東広島市安芸津町龍王島北端を見通す線上330メートルの所 ウ 2から155度330メートルの所 エ 2から155度660メートルの所	第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	東広島市安芸津町風早、小松原	
区第349号	早田原漁業協同組合	東広島市安芸津町風早安芸津干拓地地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 東広島市安芸津町風早安芸津干拓地南東角から護岸沿い西へ313メートルの所 基点2 東広島市安芸津町風早安芸津干拓地南東角から護岸沿い西へ64メートルの所 ア 1から東広島市安芸津町龍王島東端を見通す線上675メートルの所 イ 1から東広島市安芸津町龍王島東端を見通す線上175メートルの所 ウ 2から東広島市安芸津町大芝島バイヤの鼻を見通す線上185メートルの所 エ 2から東広島市安芸津町大芝島バイヤの鼻を見通す線上695メートルの所	第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	東広島市安芸津町風早	

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第350号	早田原漁業協同組合	東広島市安芸津町龍王島地先	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケコ、コサ、サシ、シス、スセ、セソ、ソアを結んだ15直線によって囲まれた区域 基点1 東広島市安芸津町龍王島ゴウヤ鼻南西端から海岸沿い東へ70メートルの所 基点2 東広島市安芸津町龍王島ゴウヤ鼻北端 基点3 東広島市安芸津町龍王島北浦荷揚場南西角 基点4 東広島市安芸津町龍王島北端 基点5 東広島市安芸津町龍王島上浦埋立地南東角 基点6 東広島市安芸津町龍王島の鼻東端(黒岩) ア 1から東広島市安芸津町大芝島白鼻を見通す線上90メートルの所 イ 1から東広島市安芸津町大芝島白鼻を見通す線上460メートルの所 ウ 2から東広島市安芸津町小松原町鼻から北へ1番目の鼻を見通す線上500メートルの所 エ 2から東広島市安芸津町小松原山下水産埋立地護岸南東角を見通す線上450メートルの所 オ 2から東広島市安芸津町風早JA芸南選果場埋立地護岸南東角を見通す線上300メートルの所 カ 3から東広島市安芸津町風早福原産業埋立地護岸南西角を見通す線上350メートルの所 キ 4から東広島市安芸津町風早観音浜干拓地南東角を見通す線上300メートルの所 ク 5から東広島市安芸津町安芸津港西側防波堤突端を見通す線上350メートルの所 ケ 5から東広島市安芸津町唐船島南端を見通す線上450メートルの所 コ 6から東広島市安芸津町藍之島北西端を見通す線上230メートルの所 サ 6から東広島市安芸津町藍之島北西端を見通す線上130メートルの所 シ 5から東広島市安芸津町唐船島南端を見通す線上50メートルの所 ス 5から東広島市安芸津町安芸津港西側防波堤突端を見通す線上120メートルの所 セ 4から東広島市安芸津町風早観音浜干拓地南東角を見通す線上90メートルの所 ソ 2から東広島市安芸津町小松原山下水産埋立地護岸南東角を見通す線上150メートルの所	第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	東広島市安芸津町風早	
区第351号	早田原漁業協同組合	東広島市安芸津町龍王島地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 2から海岸沿い北西へ270メートルの所 基点2 東広島市安芸津町龍王島の鼻南端 ア 1から東広島市安芸津町大芝島北端(モチエの鼻北端)を見通す線上530メートルの所 イ 1から東広島市安芸津町大芝島北端(モチエの鼻北端)を見通す線上190メートルの所 ウ 2から東広島市安芸津町大芝島地蔵鼻を見通す線上70メートルの所 エ 2から東広島市安芸津町大芝島地蔵鼻を見通す線上320メートルの所	第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	東広島市安芸津町風早	
区第352号	早田原漁業協同組合	東広島市安芸津町大芝島地先	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オアを結んだ5直線によって囲まれた区域 基点1 東広島市安芸津町大芝島北端(モチエの鼻北端)から海岸沿い南東へ50メートルの所(石積み護岸の北端) 基点2 東広島市安芸津町大芝島パイヤの鼻(カーブミラーの所) ア 1から東広島市安芸津町龍王島南端を見通す線上100メートルの所 イ 1から東広島市安芸津町龍王島南端を見通す線上350メートルの所 ウ 2から東広島市安芸津町龍王島南東端を見通す線上700メートルの所 エ 2から東広島市安芸津町龍王島南東端を見通す線上600メートルの所 オ 1から東広島市安芸津町藍之島西端を見通す線上100メートルの所	第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	東広島市安芸津町風早	

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第353号	早田原漁業協同組合	東広島市安芸津町大芝島地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 東広島市安芸津町風早大芝北小福浦物揚場スベリ6号の東側付け根 基点2 東広島市安芸津町風早大芝北棧橋東側付け根 ア 1から東広島市安芸津町小松原山水産(株)埋立地護岸南東角を見通す線上40メートルの所 イ 1から東広島市安芸津町小松原山水産(株)埋立地護岸南東角を見通す線上270メートルの所 ウ 2から東広島市安芸津町小松原豊田高校護岸南東角を見通す線上310メートルの所	第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	東広島市安芸津町風早	
区第354号	早田原漁業協同組合	東広島市安芸津町大芝島地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 東広島市安芸津町大芝島カフト岩 基点2 東広島市安芸津町大芝島北端(モチエの鼻北端)から海岸沿い南東へ50メートルの所(石積み護岸の北端) ア 1から東広島市安芸津町小松原豊田高校護岸南東角を見通す線上40メートルの所 イ 1から東広島市安芸津町小松原豊田高校護岸南東角を見通す線上400メートルの所 ウ 2から東広島市安芸津町小松原豊田高校護岸南東角を見通す線上370メートルの所 エ 2から東広島市安芸津町小松原豊田高校護岸南東角を見通す線上50メートルの所	第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	東広島市安芸津町風早	
区第355号	早田原漁業協同組合	東広島市安芸津町大芝島地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 東広島市安芸津町大芝島地蔵鼻北端 基点2 東広島市安芸津町大芝島バイヤの鼻(カーブミラーの所) 基点3 東広島市安芸津町大芝島北端(モチエの鼻北端)から海岸沿い南東へ50メートルの所(石積み護岸の北端) ア 1から東広島市安芸津町龍王島南端を見通す線上170メートルの所 イ 3から東広島市安芸津町藍之島西端を見通す線上450メートルの所 ウ 2から東広島市安芸津町藍之島南端を見通す線上370メートルの所 エ 2から東広島市安芸津町藍之島南端を見通す線上160メートルの所	第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	東広島市安芸津町風早	
区第356号	早田原漁業協同組合	東広島市安芸津町小松原地先	次のアイを距岸10メートルで結んだ線とイアを結んだ直線とによって囲まれた区域 基点1 東広島市安芸津町小松原ドライブイン黒浜南側の護岸階段北側付け根から護岸沿い北へ46メートルの所(排水口中央) ア 1から56度30分の線と距岸10メートルの線との交点 イ 1から56度30分の線と東広島市安芸津町小松原戸町鼻西側の距岸10メートルの線との交点	第一種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	東広島市安芸津町風早、小松原	
区第357号	早田原漁業協同組合	東広島市安芸津町小松原地先	次のアイ、イウ、ウエを結んだ3直線とイアを距岸5メートルで結んだ線とによって囲まれた区域。ただし、海底電線保護区を除く。 基点1 東広島市安芸津町小松原山水産㈱埋立地護岸南西角から護岸沿い南へ93メートルの所 基点2 東広島市安芸津町小松原(旧)小松原小学校護岸北端の階段南側付け根(排水口)から護岸沿い北へ12メートルの所 ア 1から東広島市安芸津町藍之島南端を見通す線と距岸5メートルの線との交点 イ 1から東広島市安芸津町藍之島南端を見通す線上60メートルの所 ウ 2から東広島市安芸津町大芝島北端(モチエの鼻北端)を見通す線上60メートルの所 エ 2から東広島市安芸津町大芝島北端(モチ	第一種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	東広島市安芸津町風早、小松原	

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第358号	早田原漁業協同組合	東広島市安芸津町小松原地先	次のアイ、イウ、ウエを結んだ3直線とエアを距岸5メートルで結んだ線とによって囲まれた区域 基点1 東広島市安芸津町小松原豊田高校南側護岸の延長線と国道護岸との交点から護岸沿い南へ70メートルの所 基点2 東広島市安芸津町小松原太郎水川河口右岸角 ア 1から東広島市安芸津町龍王島南端を見通す線と距岸5メートルの線との交点 イ 1から東広島市安芸津町龍王島南端を見通す線上100メートルの所 ウ 2から東広島市安芸津町藍之島西端を見通す線上140メートルの所 エ 2から東広島市安芸津町藍之島西端を見通す線と距岸5メートルの線との交点		第一種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	東広島市安芸津町風早、小松原	
区第359号	早田原漁業協同組合	東広島市安芸津町風早観音浜干拓地地先	次のアイを結んだ直線とイウを距岸(東広島市安芸津町風早観音浜干拓地東側防波堤を含む。)5メートルで結んだ線とウエ、エアを結んだ2直線とによって囲まれた区域 基点1 東広島市安芸津町風早観音浜干拓地護岸西角から護岸沿い東へ45メートルの所 基点2 東広島市安芸津町風早観音浜干拓地東側防波堤の南側付け根から防波堤沿い東へ12メートルの所 ア 1から東広島市安芸津町龍王島北東端を見通す線上25メートルの所 イ 1から東広島市安芸津町龍王島北東端を見通す線と距岸5メートルの線との交点 ウ 2から東広島市安芸津町風早観音浜干拓地東側防波堤に直角(142度)に引いた線と距岸5メートルの線との交点 エ 2から東広島市安芸津町風早観音浜干拓地東側防波堤に直角(142度)に45メートルの所		第一種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	東広島市安芸津町風早	
区第360号	早田原漁業協同組合	東広島市安芸津町風早観音浜干拓地地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアの4直線によって囲まれた区域 基点1 東広島市安芸津町風早観音浜干拓地東側防波堤北側付け根から護岸沿い北西へ40メートルの所 基点2 1から護岸沿い北西へ150メートルの所 ア 1から東広島市安芸津町風早観音浜干拓地東側護岸に直角(47度)に35メートルの所 イ 1から東広島市安芸津町風早観音浜干拓地東側護岸に直角(47度)に10メートルの所 ウ 2から東広島市安芸津町風早安芸津干拓地日立工場建物南西角を見通す(41度)線上10メートルの所 エ 2から東広島市安芸津町風早安芸津干拓地日立工場建物南西角を見通す(41度)線上35メートルの所		第一種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	東広島市安芸津町風早	
区第361号	早田原漁業協同組合	東広島市安芸津町風早安芸津干拓地地先	次のアイ、イウを結んだ2直線とウエを距岸1メートルで結んだ線とエオ、オアを結んだ2直線とによって囲まれた区域 基点1 東広島市安芸津町風早安芸津干拓地西側防波堤南側付け根から護岸沿い東へ2メートルの所 基点2 東広島市安芸津町風早安芸津干拓地西側の港湾埋立地南東角(階段上部北東角)から護岸沿い東へ147メートルの所 ア 1から東広島市安芸津町龍王島東端を見通す線上80メートルの所 イ 1から東広島市安芸津町龍王島東端を見通す線と距岸5メートルの線との交点 ウ 東広島市安芸津町風早安芸津干拓地西側の港湾埋立地南側護岸沿い距岸5メートルの線と安芸津干拓地南西側護岸沿い距岸1メートルの線との交点 エ 2から東広島市安芸津町藍之島西端を見通す線と距岸1メートルの線との交点 オ 2から東広島市安芸津町藍之島西端を見		第一種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	東広島市安芸津町風早	

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第362号	安芸津漁業協同組合	東広島市安芸津町三津協化成俵地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 東広島市安芸津町三津協化成俵敷地前護岸南西角 基点2 東広島市安芸津町安芸津港西防波堤南側付け根 ア 1から東広島市安芸津町藍之島北端を見通す線上770メートルの所 イ 1から東広島市安芸津町藍之島北端を見通す線上420メートルの所 ウ 2から豊田郡大崎上島町津久賀島東端を見通す線上400メートルの所 エ 2から豊田郡大崎上島町津久賀島東端を見通す線上750メートルの所	第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	東広島市安芸津町三津	
区第363号	安芸津漁業協同組合	東広島市安芸津町木谷地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 東広島市安芸津町木谷雲下市営湯盛住宅前護岸南西角 基点2 東広島市安芸津町木谷東防波堤突端 基点3 東広島市安芸津町木谷小宿根湾西鼻から北へ2番目の農道北側付け根前護岸点から護岸沿い南へ107メートルの所の排水口中央(皇后岩) 基点4 東広島市安芸津町鼻線島南端 ア 1から東広島市安芸津町藍之島東端を見通す線と3から東広島市安芸津町安芸津港西防波堤南側付け根を見通す線との交点 イ 2から東広島市安芸津町藍之島東端を見通す線と3から安芸津港西防波堤南側付け根を見通す線との交点 ウ 2から東広島市安芸津町藍之島東端を見通す線と4から東広島市安芸津町三津協化成俵敷地前護岸南西角を見通す線との交点 エ 1から東広島市安芸津町藍之島東端を見通す線と4から三協化成俵敷地前護岸南西角を	第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	東広島市安芸津町三津、木谷	
区第364号	安芸津漁業協同組合	東広島市安芸津町木谷地先	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カアを結んだ6直線によって囲まれた区域 基点1 東広島市安芸津町木谷小宿根湾スベリ南側付け根から護岸沿い南へ162メートルの所(中瀬の鼻) 基点2 3から護岸沿い南へ150メートルの所(排水口) 基点3 東広島市安芸津町木谷小宿根湾西鼻から北へ2番目の農道北側付け根前護岸点(排水口)から護岸沿い南へ7メートルの所(排水口) 基点4 東広島市安芸津町鼻線島南端 基点5 東広島市安芸津町木ボロ島南西端 基点6 東広島市安芸津町唐船島西端 ア 1から東広島市安芸津町藍之島北端を見通す線上50メートルの所 イ 1から東広島市安芸津町藍之島北端を見通す線と4から安芸津町風早安芸津干拓地旧護岸南西角を見通す線との交点 ウ 4から東広島市安芸津町風早安芸津干拓地旧護岸南西角を見通す線と5から安芸津町三津三協化成俵敷地前護岸南西角を見通す線との交点 エ 3から東広島市安芸津町龍王島北端を見通す線と6から4を見通す線の延長線との交点 オ 3から東広島市安芸津町龍王島北端を見通す線上100メートルの所 カ 2から東広島市安芸津町藍之島北端を見通	第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	東広島市安芸津町三津、木谷	

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第365号	安芸津漁業協同組合	東広島市安芸津町木谷地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 東広島市安芸津町木谷雲下市営湯盛住宅前護岸南西角 基点2 東広島市安芸津町鼻線島南端 基点3 東広島市安芸津町ホボロ島北東端 基点4 東広島市安芸津町ホボロ島南西端 ア 1から豊田郡大崎上島町津久賀島北東端を見通す線と2から東広島市安芸津町風早親音浜干拓地南西角を見通す線との交点 イ 2から東広島市安芸津町風早親音浜干拓地南西角を見通す線と4から安芸津町三津三協化成機敷地前護岸南西角を見通す線との交点 ウ 3から東広島市安芸津町龍王島北端を見通す線と4から安芸津町三津三協化成機敷地前護岸南西角を見通す線との交点 エ 1から豊田郡大崎上島町津久賀島北東端を見通す線と3から東広島市安芸津町龍王島北	第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	東広島市安芸津町三津、木谷	
区第366号	安芸津漁業協同組合	東広島市安芸津町三津地先	次のアウ、ウエ、エオ、オアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 東広島市安芸津町安芸津港西側防波堤の南側付け根 基点2 東広島市安芸津町鼻線島南端 基点3 東広島市安芸津町ホボロ島北東端 ア 1から豊田郡大崎上島町津久賀島北東端を見通す線と2から東広島市安芸津町風早安芸津干拓地旧護岸南西角を見通す線との交点 イ 1から豊田郡大崎上島町津久賀島北東端を見通す線と3から東広島市安芸津町龍王島北端を見通す線との交点 ウ イから1を見通す線上50メートルの所 エ 3から東広島市安芸津町龍王島北端を見通す線と平行にウから西へ650メートルの所 オ 2から東広島市安芸津町風早安芸津干拓地旧護岸南西角を見通す線上アから北西へ650メートルの所	第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	東広島市安芸津町三津、木谷	
区第367号	安芸津漁業協同組合	東広島市安芸津町三津地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 東広島市安芸津町風早安芸津干拓地南東角から護岸沿い西へ34メートルの所 基点2 東広島市安芸津町三津機新来島どつく太平洋工場東側船台南東角 基点3 東広島市安芸津町木谷小宿根湾西鼻から北へ2番目の農道北側付け根前護岸点(排水口)から護岸沿い南へ107メートルの排水口中央(皇后岩) 基点4 東広島市安芸津町ホボロ島南西端 ア 1から東広島市安芸津町大芝島東端を見通す線と3から東広島市安芸津町JR風早駅陸橋を見通す(267度30分)線との交点 イ 2から東広島市安芸津町藍之島東端を見通す線と3からJR風早駅陸橋を見通す(267度30分)線との交点 ウ 2から東広島市安芸津町藍之島東端を見通す線と4から安芸津町龍王島の高を見通す線との交点 エ 1から東広島市安芸津町大芝島東端を見通す線と4から安芸津町龍王島の高を見通す線との交点	第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	東広島市安芸津町三津、木谷	

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第368号	安芸津漁業協同組合	東広島市安芸津町藍之島地先	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キアを結んだ7直線によって囲まれた区域 基点1 東広島市安芸津町藍之島西端 基点2 東広島市安芸津町風早安芸津干拓地旧護岸南西角から149度の線と藍之島北側海岸線との交点(北側のくぼ) 基点3 東広島市安芸津町藍之島明神鼻光海神社鳥居中央 ア 1から東広島市安芸津町龍王島南端を見通す線上110メートルの所 イ 1から東広島市安芸津町龍王島南端を見通す線上240メートルの所 ウ 2から東広島市安芸津町風早安芸津干拓地旧護岸南西角を見通す線上280メートルの所 エ 3から東広島市安芸津町三津瀬新来島どつく太平工場醸装岸壁西側付け根を見通す線上240メートルの所 オ 3から東広島市安芸津町三津瀬新来島どつく太平工場醸装岸壁西側付け根を見通す線上120メートルの所 カ 2から東広島市安芸津町風早安芸津干拓地旧護岸南西角を見通す線上170メートルの所 キ 2から東広島市安芸津町風早安芸津干拓地旧護岸南西角を見通す線上140メートルの所	第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	東広島市安芸津町三津、木谷	
区第369号	安芸津漁業協同組合	東広島市安芸津町木谷地先	次のアイを結んだ直線とイウを距岸10メートルで結んだ線とウエ、エアを結んだ2直線とによって囲まれた区域 基点1 東広島市安芸津町木谷東公民館南側小川河口右岸角から護岸沿い南へ90メートルの所 基点2 東広島市安芸津町木谷尻護岸階段南側付け根から護岸沿い北へ30メートルの所 ア 1から東広島市安芸津町木谷小学校敷地護岸南西角を見通す線上60メートルの所 イ 1から東広島市安芸津町木谷小学校敷地護岸南西角を見通す線と距岸10メートルの線との交点 ウ 2から東広島市安芸津町(株)スミヨシ埋立地の南東角を見通す線と距岸10メートルの線との交	第一種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	東広島市安芸津町三津、木谷	
区第370号	安芸津漁業協同組合	東広島市安芸津町木谷地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 2から護岸沿い北へ75メートルの所(東広島市安芸津町木谷尻護岸階段南側付け根) 基点2 東広島市安芸津町木谷尻矢野川暗渠中央 ア 1から東広島市安芸津町木谷港一文字防波堤北西端を見通す線上40メートルの所 イ 1から東広島市安芸津町木谷港一文字防波堤北西端を見通す線上5メートルの所 ウ 2から東広島市安芸津町木谷港一文字防波堤南東端を見通す線上5メートルの所 エ 2から東広島市安芸津町木谷港一文字防	第一種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	東広島市安芸津町三津、木谷	
区第371号	安芸津漁業協同組合	東広島市安芸津町木谷小宿根地先	次のアイを結んだ直線とイウを距岸10メートルで結んだ線とウエ、エアを結んだ2直線とによって囲まれた区域 基点1 東広島市安芸津町木谷小宿根湾西鼻突端 基点2 東広島市安芸津町木谷小宿根湾スベリ南側付け根から護岸沿い南へ140メートルの所 ア 1から東広島市安芸津町鼻線島北西端を見通す線上30メートルの所 イ 1から東広島市安芸津町鼻線島北西端を見通す線と距岸10メートルの線との交点 ウ 2から東広島市安芸津町藍之島北端を見通す線と距岸10メートルの線との交点 エ 2から東広島市安芸津町藍之島北端を見通	第一種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	東広島市安芸津町三津、木谷	

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第372号	安芸津漁業協同組合	東広島市安芸津町木谷大宿根地先	次のアイを距岸50メートルで結んだ線とイアを結んだ直線とによって囲まれた区域 基点1 東広島市安芸津町木谷大宿根湾防波堤東側付け根 基点2 東広島市安芸津町木谷二馬手へ通じる農道の入り口前護岸点(護岸階段北側付け根から南へ13メートルの所) ア 1から2を見通す線と距岸50メートルの線との交点 イ 2から1を見通す線と距岸50メートルの線との交点	第一種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	東広島市安芸津町三津、木谷	
区第373号	安芸津漁業協同組合	東広島市安芸津町木谷二馬手地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 東広島市安芸津町木谷二馬手防波堤南側付け根 基点2 東広島市安芸津町木谷二馬手海底電線埋施設設前の護岸南東角から護岸沿い北へ53メートルの所(曲がり角) ア 1から竹原市吉名町龍島北端を見通す線上7メートルの所 イ 1から竹原市吉名町龍島北端を見通す線上56メートルの所 ウ 2から竹原市吉名町龍島南端を見通す線上56メートルの所 エ 2から竹原市吉名町龍島南端を見通す線上7メートルの所	第一種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	東広島市安芸津町三津、木谷	
区第374号	安芸津漁業協同組合	東広島市安芸津町木谷二馬手地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 東広島市安芸津町木谷二馬手干拓地護岸北東角 基点2 東広島市安芸津町木谷二馬手防波堤南側付け根 ア 1から東広島市安芸津町木谷二馬手防波堤突端を見通す線上80メートルの所 イ 1から東広島市安芸津町木谷二馬手防波堤突端を見通す線上30メートルの所 ウ 2から62度165メートルの所 エ 2から竹原市吉名町龍島北端を見通す(78度30分)線上150メートルの所	第一種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	東広島市安芸津町三津、木谷	
区第375号	安芸津漁業協同組合	東広島市安芸津町藍之島地先	次のアイを距岸10メートルで結んだ線とイウを結んだ直線とウエを距岸50メートルで結んだ線とエアを結んだ直線とによって囲まれた区域 基点1 東広島市安芸津町藍之島明神鼻光海神社鳥居中央から海岸沿い西へ100メートルの所 基点2 東広島市安芸津町藍之島西端 ア 1から東広島市安芸津町三津嶺新来島どつく太平工場護岸壁西側付け根を見通す線と距岸10メートルの線との交点 イ 2から東広島市安芸津町龍王島南端を見通す線と距岸10メートルの線との交点 ウ 2から東広島市安芸津町龍王島南端を見通す線と距岸50メートルの線との交点 エ 1から東広島市安芸津町三津嶺新来島どつく太平工場護岸壁西側付け根を見通す線と	第一種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	東広島市安芸津町三津、木谷	
区第376号	大崎内浦漁業協同組合	豊田郡大崎上島町大串城ヶ浜地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 豊田郡大崎上島町大串九蔵鼻南側付け根(人工護岸との接点) 基点2 豊田郡大崎上島町大串城ヶ浜南端(人工護岸との接点) ア 1から豊田郡大崎上島町津久賀島北東端を見通す線上30メートルの所 イ 1から豊田郡大崎上島町津久賀島北東端を見通す線上150メートルの所 ウ 2から豊田郡大崎上島町大串城ヶ崎鼻西端を見通す線上150メートルの所 エ 2から豊田郡大崎上島町大串城ヶ崎鼻西端を見通す線上30メートルの所	第一種区画漁業	かき延縄垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	豊田郡大崎上島町中野、大串、東野	

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第377号	大崎内浦漁業協同組合	豊田郡大崎上島町長島地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 豊田郡大崎上島町長島福浦農道開通記念碑の東側護岸の階段北側付け根 基点2 豊田郡大崎上島町長島深江中の鼻 ア 1から豊田郡大崎上島町箱島北端を見通す線と美加子島西端から長島東端を見通す線との交点 イ 1から豊田郡大崎上島町箱島北端を見通す線上アから東へ150メートルの所 ウ 2から豊田郡大崎上島町中野向山刀崎北端を見通す線上エから東へ150メートルの所 エ 2から豊田郡大崎上島町中野向山刀崎北端を見通す線と美加子島西端から長島東端を見通す線との交点	第一種区画漁業	かき延縄垂下式養殖業 わかめ養殖業 あかもく養殖業 あさり垂下式養殖業 いがい養殖業 ひおうぎいがい養殖業	1月1日から12月31日まで 10月1日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	豊田郡大崎上島町中野、大串、東野	
区第378号	大崎内浦漁業協同組合	豊田郡大崎上島町生野島月ノ浦地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域(豊田郡大崎上島町生野島月ノ浦地先) 基点1 豊田郡大崎上島町生野島金仏鼻の小屋(鼻先端の高の直下) 基点2 豊田郡大崎上島町月ノ浦湾西岸から同湾内の小島とつながる鼻 基点3 豊田郡大崎上島町月ノ浦奥部の石積階段の中央 ア 1から豊田郡大崎上島町生野島白州鼻東端を見通す線と3から竹原市忠海長浜1丁目竹原火力発電所煙突中央を見通す線との交点 イ 2から豊田郡大崎上島町月ノ浦湾内の小島を見通す線の延長線と3から竹原市忠海長浜1丁目竹原火力発電所煙突中央を見通す線との交点 ウ 2から豊田郡大崎上島町月ノ浦湾内の小島を見通す線上小島東端から300メートルの所 エ 1から豊田郡大崎上島町生野島白洲鼻東端を見通す線との交点	第一種区画漁業	かき延縄垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	豊田郡大崎上島町中野、大串、東野	
区第379号	大崎内浦漁業協同組合	豊田郡大崎上島町大串洲の鼻地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 大串西野干拓地西側防波堤北側付け根 基点2 豊田郡大崎上島町大串州の鼻北端 ア 2から豊田郡大崎上島町大串尾辺ヶ鼻から南東へ2番目の鼻を見通す線上150メートルの所 イ 2から豊田郡大崎上島町大串尾辺ヶ鼻から南東へ2番目の鼻を見通す線上200メートルの所 ウ 1から豊田郡大崎上島町大串尾辺ヶ鼻を見通す線との交点	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	豊田郡大崎上島町中野、大串、東野	
区第380号	大崎内浦漁業協同組合	豊田郡大崎上島町大串西野干拓地地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 豊田郡大崎上島町大串港西側棧橋東側付け根から護岸沿い東へ150メートルの所 基点2 豊田郡大崎上島町大串港西側棧橋東側付け根から護岸沿い東へ200メートルの所 基点3 豊田郡大崎上島町大串西野干拓地東側防波堤西側付け根 ア 1から豊田郡大崎上島町大串尾辺ヶ鼻を見通す線上300メートルの所 イ 3から豊田郡大崎上島町大串尾辺ヶ鼻から南東へ2番目の鼻を見通す線上490メートルの所 ウ 3から豊田郡大崎上島町大串尾辺ヶ鼻から南東へ2番目の鼻を見通す線上280メートルの所	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	豊田郡大崎上島町中野、大串、東野	
区第381号	大崎内浦漁業協同組合	豊田郡大崎上島町大相賀島、小相賀島地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 豊田郡大崎上島町長島中国電力榑大崎発電所南西側護岸の南側付け根(自然海岸との接点) 基点2 豊田郡大崎上島町大相賀島南端 ア 2から1を見通す線上350メートルの所 イ 2から1を見通す線上100メートルの所 ウ イから1・2を結ぶ直線に直角に北西へ60メートルの所 エ アから1・2を結ぶ直線に直角に北西へ100メートルの所	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	豊田郡大崎上島町中野、大串、東野	

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第382号	大崎内浦漁業協同組合	豊田郡大崎上島町大西地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域(大西防波堤地先) 基点1 豊田郡大崎上島町大西港大西地区北側の灯台のある一文字防波堤北東端から30メートルの所 基点2 豊田郡大崎上島町大西港大西地区北側の灯台のある一文字防波堤北東端から90メートルの所 ア 1から防波堤に直角に南東へ5メートルの所 イ 1から防波堤に直角に南東へ25メートルの所	第一種区画漁業	あさり垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	豊田郡大崎上島町中野、大串、東野	
区第383号	芸南漁業協同組合	竹原市吉名町宗越地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 竹原市吉名町宗越山陽煉瓦工場護岸東角 基点2 竹原市吉名町宗越の湾奥排水口の石垣護岸内角から護岸沿い東へ70メートルの所(石垣護岸上部コンクリート東端) ア 1から竹原市吉名町西ヶ崎の鼻南端を見通す線上90メートルの所 イ 1から竹原市吉名町西ヶ崎の鼻南端を見通す線上190メートルの所 ウ 2から竹原市吉名町明神の鼻北端を見通す線上115メートルの所 エ 2から竹原市吉名町明神の鼻北端を見通す線上115メートルの所	第一種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	竹原市吉名町	
区第384号	芸南漁業協同組合	竹原市吉名町柏地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 竹原市吉名町柏の鼻南端から西へ1番目の鼻 基点2 竹原市吉名町柏の鼻南端から東へ1番目の鼻から海岸沿い北東へ20メートルの所 ア 1から竹原市吉名町明神の鼻北端を見通す線上110メートルの所 イ 1から竹原市吉名町明神の鼻北端を見通す線上40メートルの所 ウ 2から豊田郡大崎上島町木臼島西端を見通す線上30メートルの所 エ 2から豊田郡大崎上島町木臼島西端を見通す線上90メートルの所	第一種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	竹原市吉名町	
区第385号	株式会社 愛媛真珠養殖	東広島市安芸津町(旧)小松原小学校地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 2から護岸沿い南西へ200メートルの所 基点2 東広島市安芸津町小松原(旧)小松原小学校南東護岸角 ア 1から東広島市安芸津町大芝島北海底電線東の標柱を見通す(130度)線上180メートルの所 イ 2から東広島市安芸津町大芝島モチエの鼻を見通す線上180メートルの所 ウ 2から東広島市安芸津町大芝島モチエの鼻を見通す線上300メートルの所 エ 1から東広島市安芸津町大芝島北海底電線東の標柱を見通す(130度)線上180メートルの所	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	東広島市安芸津町小松原	
区第386号	株式会社 愛媛真珠養殖	東広島市安芸津町木谷地先	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キアを結んだ7直線によって囲まれた区域 基点1 東広島市安芸津町ホボロ島の高 基点2 東広島市安芸津町鼻線島南端 基点3 東広島市安芸津町木谷小宿根湾スベリ南側付け根から護岸沿い南へ162メートルの所 基点4 東広島市安芸津町木谷大宿根西の防波堤西側付け根から護岸沿い西へ90メートルの所 基点5 東広島市安芸津町木谷本江の南西の鼻 基点6 東広島市安芸津町木谷赤崎鼻突端埋立地北側護岸付け根から護岸沿い西へ4メートルの所 ア 1から2を見通す線上100メートルの所 イ 2から1を見通す線上50メートルの所 ウ 3から東広島市安芸津町鼻線島北端を見通す線上50メートルの所 エ 4から1を見通す線上200メートルの所	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	東広島市安芸津町木谷	

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第387号	株式会社 愛媛真珠養殖	東広島市安芸津町大字木谷地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 東広島市安芸津町木谷雲下市営湯盛住宅前護岸南西角から護岸沿い東へ50メートルの所 ア 1から東広島市安芸津町龍王島東端を見通す線上365メートルの所 イ 1から東広島市安芸津町龍王島東端を見通す線上170メートルの所 ウ 1から168度260メートルの所 エ 1から189度30分415メートルの所	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	東広島市安芸津町木谷	
区第388号	三原市漁業協同組合	三原市鷺浦町小佐木島地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 三原市鷺浦町小佐木島北端から南西に1番目の鼻南西護岸から南西へ23メートルの所 基点2 三原市鷺浦町小佐木島北端から南西に2番目の鼻 ア 1から三原市和田沖町三菱重工業和田沖町工場埋立地東角を見通す線上30メートルの所 イ 1から三原市和田沖町三菱重工業和田沖町工場埋立地東角を見通す線上70メートルの所 ウ 2から三原市和田沖町三菱重工業和田沖	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	三原市	
区第389号	瀬戸田漁業協同組合	尾道市瀬戸田町垂水地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 尾道市瀬戸田町垂水サンセットビーチ北側護岸堤南端 基点2 1から護岸堤沿い北へ50メートルの所(曲がり角) ア 1から尾道市瀬戸田町瓢箪島北端(273度)を見通す線上30メートルの所 イ 2から愛媛県今治市大三島(286度)を見通す線上30メートルの所 ウ 2から愛媛県今治市大三島(286度)を見通す線上50メートルの所 エ 1から尾道市瀬戸田町瓢箪島北端(273度)を見通す線上50メートルの所	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	尾道市瀬戸田町	
区第390号	瀬戸田漁業協同組合	尾道市瀬戸田町垂水地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 尾道市瀬戸田町垂水港防波堤西端 基点2 尾道市瀬戸田町垂水港防波堤付け根から護岸堤沿い北へ102メートルの防波堤角 ア 1から2を見通す線上100メートルの所 イ 1から2を見通す線上150メートルの所 ウ 1から2を見通す線に対し直角にイから20メートルの所 エ 1から2を見通す線に対し直角にアから20メートルの所	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	尾道市瀬戸田町	
区第391号	瀬戸田漁業協同組合	尾道市瀬戸田町垂水地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 尾道市瀬戸田町垂水サンセットビーチ北側護岸堤南端から護岸沿い北へ50メートルの所(曲がり角) ア 1から尾道市瀬戸田町高根山の高(310メートル)を見通す線上600メートルの所 イ 1から尾道市瀬戸田町高根山の東の高(218メートル)を見通す線上600メートルの所 ウ 1から愛媛県今治市大三島北端(286度)を見通す線上200メートルの所 エ 1から愛媛県今治市大三島北端(286度)を見通す線上350メートルの所	第一種区画漁業	いがい養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	尾道市瀬戸田町	

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第392号	尾道東部漁業協同組合	尾道市東尾道松永湾干拓地地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 尾道市東尾道県営物揚場南西角 基点2 尾道市東尾道松永湾干拓地南東角の排水口中央(櫛ケンスイ南側道路の北側の線の延長線と護岸との交点)から護岸沿い北へ261メートルの所(護岸取り付け部北東角) ア 1から尾道市浦崎町戸崎の鼻東端を見通す線上445メートルの所 イ 1から尾道市浦崎町戸崎の鼻東端を見通す線上385メートルの所 ウ 2から尾道市浦崎町手城鼻北端を見通す線上460メートルの所 エ 2から尾道市浦崎町手城鼻北端を見通す線上520メートルの所	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	尾道市向東町、山波町、新高山1～3丁目、東尾道	
区第393号	尾道東部漁業協同組合	尾道市向東町歌地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 尾道市向東町大磯鼻東端 基点2 1から護岸沿い西へ140メートルの所(護岸階段西側付け根) 基点3 尾道市向東町女法崎北東側のコンクリート護岸南端から護岸沿い北へ138メートルの所 基点4 尾道市浦崎町戸崎久保の鼻北西端 基点5 尾道市浦崎町戸崎南西端の鼻 ア 2から5を見通す線上110メートルの所 イ 2から5を見通す線上180メートルの所 ウ 3から4を見通す線上150メートルの所	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	尾道市向東町、山波町、新高山1～3丁目、東尾道	
区第394号	尾道東部漁業協同組合	尾道市向東町加島地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 尾道市向東町加島一番浦東端 基点2 尾道市向東町加島東端 ア 1から尾道市浦崎町カガラ山の高(164メートル)を見通す線上100メートルの所 イ 1から尾道市浦崎町カガラ山の高(164メートル)を見通す線上200メートルの所 ウ 2から尾道市浦崎町カガラ山の高(164メートル)を見通す線上200メートルの所 エ ウからイウを結んだ直線と直角に南西へ100メートルの所	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	尾道市向東町、山波町、新高山1～3丁目、東尾道	
区第395号	尾道東部漁業協同組合	尾道市向東町松本新開地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 尾道市向東町松本新開南側防波堤南側付け根から護岸沿い南へ90メートルの所(南側防波堤から1番目のスベリ付け根中央) ア 1から50度170メートルの所 イ 1から60度220メートルの所 ウ 1から85度200メートルの所 エ 1から85度120メートルの所	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	尾道市向東町	
区第396号	浦島漁業協同組合	尾道市百島町泊地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 尾道市浦崎町浦島漁協百島支所東側護岸南角(ゴミステーションの所) 基点2 基点1から北へ2つ目の鼻(カーブミラーの所) ア 1から福山市内海町田島天神山山頂を見通す線上100メートルの所 イ 1から福山市内海町田島天神山山頂を見通す線上200メートルの所 ウ 2から福山市内海町田島天神山山頂を見通す線上170メートルの所 エ 2から福山市内海町田島天神山山頂を見通す線上70メートルの所	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	尾道市浦崎町、百島町	

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第397号	向島町漁業協同組合	尾道市向島町上江府島地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 尾道市向島町干汐漁港南側防波堤付け根から護岸沿い南へ215メートルのスベリ北側付け根 基点2 尾道市向島町干汐漁港南側防波堤付け根から護岸沿い南へ280メートルの所 ア 1から尾道市向島町上江府島南西端から北西へ1番目の鼻(人形岩)を見通す線上330メートルの所 イ 1から尾道市向島町上江府島南西端から北西へ1番目の鼻(人形岩)を見通す線上430メートルの所 ウ 2から尾道市向東町加島の高(104メートル)を見通す線上435メートルの所 エ 2から尾道市向東町加島の高(104メートル)を見通す線上335メートルの所	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	尾道市向島町	
区第398号	向島町漁業協同組合	尾道市向島町串山地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 尾道市向島町向島漁協埋立地(南側)東角 基点2 尾道市向島町干汐漁港北側漁港用地北側付け根から護岸沿い北へ37メートルの所(スベリ北側付け根) ア 1から尾道市向東町加島北端を見通す線上10メートルの所 イ 1から尾道市向東町加島北端を見通す線上130メートルの所 ウ 2から尾道市向島町上江府島北端を見通す線上180メートルの所 エ 2から尾道市向島町上江府島北端を見通す線上50メートルの所	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	尾道市向島町	
区第399号	向島町漁業協同組合	尾道市向島町上江府島地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 尾道市向島町上江府島北西端 基点2 尾道市向島町上江府島南西端から北西へ1番目の鼻(人形岩) ア 1から尾道市向島町干汐漁港南側防波堤南東角を見通す線上150メートルの所 イ 1から尾道市向島町干汐漁港南側防波堤南東角を見通す線上100メートルの所 ウ 2から尾道市向島町干汐漁港南側防波堤から護岸沿い南へ215メートルのスベリ北側付け根を見通す線上100メートルの所 エ 2から尾道市向島町干汐漁港南側防波堤から護岸沿い南へ215メートルのスベリ北側付け根を見通す線上150メートルの所	第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業 魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	尾道市向島町	
区第400号	向島町漁業協同組合	尾道市向島町串山地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 尾道市向島町尾道市向島町漁協埋立地(南側)東角 基点2 尾道市向島町干汐漁港北側漁港用地北側付け根から護岸沿い北へ37メートルの所(スベリ北側付け根) ア 1から尾道市向東町加島北端を見通す線上130メートルの所 イ 1から尾道市向東町加島北端を見通す線上180メートルの所 ウ 2から尾道市向島町上江府島北端を見通す線上240メートルの所 エ 2から尾道市向島町上江府島北端を見通す線上180メートルの所	第一種区画漁業	いがい養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	尾道市向島町	
区第401号	向島町漁業協同組合	尾道市向島町串山地先	次の2アを結んだ直線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、距岸5メートルの区域を除く。 基点1 尾道市向島町干汐漁港尾道市向島町漁協前の鋼製栈橋西側付け根 基点2 尾道市向島町干汐漁港北側漁港用地北側付け根から護岸沿い北へ37メートルの所(スベリ北側付け根) ア 1から栈橋沿い南東へ18メートルの所(鋼製栈橋の南西端)	第一種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	尾道市向島町	

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
区第402号	向島町漁業協同組合	尾道市向島町上江府島地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 尾道市向島町上江府島北西端 基点2 尾道市向島町上江府島南西端から北西へ1番目の鼻(人形岩) ア 1から尾道市向島町干汐漁港南側防波堤南東角を見通す線上100メートルの所 イ 1から尾道市向島町干汐漁港南側防波堤南東角を見通す線上50メートルの所 ウ 2から尾道市向島町干汐漁港南側防波堤から護岸沿い南へ215メートルのスベリ北側付け根を見通す線上50メートルの所 エ 2から尾道市向島町干汐漁港南側防波堤から護岸沿い南へ215メートルのスベリ北側付け根を見通す線上100メートルの所		第一種区画漁業	いがい養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	尾道市向島町	
区第403号	田尻あんずの里漁業協同組合	福山市田尻町地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 福山市田尻町田尻漁港南側防波堤突端から防波堤沿い南へ7メートルの所 基点2 福山市水呑町と田尻町との海岸線における境界 ア 1から福山市走島町走島東端を見通す線上2,350メートルの所 イ 1から福山市走島町走島東端を見通す線上600メートルの所 ウ 2から福山市走島町袴島の高を見通す線上250メートルの所 エ 2から福山市走島町袴島の高を見通す線上2,000メートルの所		第一種区画漁業	のり養殖業	9月20日から翌年3月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	福山市田尻町	
区第404号	田尻あんずの里漁業協同組合	福山市田尻町地先	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カアを結んだ6直線によって囲まれた区域 基点1 福山市田尻町田尻漁港南側埋立地南側付け根 基点2 1から護岸沿い南へ274メートルの所(スベリ北側護岸付け根) 基点3 2から護岸沿い南へ192メートルの所(電柱基礎北東角) ア 1から121度45分37メートルの所 イ 1から140度30分109メートルの所 ウ 2から63度50分107メートルの所 エ 2から84度45分158メートルの所		第三種区画漁業	あさり養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	福山市田尻町	
区第405号	田尻あんずの里漁業協同組合	福山市田尻町地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域。 基点1 福山市田尻町田尻漁港東側防波堤付け根から護岸沿い東へ80メートルの所 基点2 福山市水呑町竹ヶ端から西へ1つ目の鼻 ア 1から岡山県笠岡市大飛島の高を見通す線上300メートルの所 イ 1から岡山県笠岡市大飛島の高を見通す線上550メートルの所 ウ 2から福山市走島町袴島の高を見通す線上287メートルの所 エ 2から福山市走島町袴島の高を見通す線上40メートルの所		第一種区画漁業	かき延縄垂下式養殖業 あさり垂下式養殖業 あかがい養殖業 わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 10月1日から翌年4月30日まで	【その他】令和5年9月1日から令和10年8月31日まで 【わかめ】令和6年11月1日から令和10年8月31日まで	団体	福山市田尻町	
区第406号	田尻あんずの里漁業協同組合	福山市田尻町地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域。 基点1 福山市田尻町田尻漁港南側防波堤突端から防波堤沿い南へ7メートルの所 基点2 福山市田尻町田尻漁港南側埋立地南東角 ア 1から福山市走島町走島東端を見通す線上1,920メートルの所 イ 1から福山市走島町走島東端を見通す線上2,170メートルの所 ウ 2から福山市走島町ギボシの鼻を見通す線上2,090メートルの所 エ 2から福山市走島町ギボシの鼻を見通す線		第一種区画漁業	かき延縄垂下式養殖業	10月1日から翌年3月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	福山市田尻町	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第407号	鞆の浦漁業協同組合	福山市鞆町仙酔島地先	次の1アを結んだ直線、アイを距岸100メートルで結んだ線、2イを結んだ直線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点1 福山市鞆町仙酔島赤岬北端 基点2 1から海岸沿い南に250メートルの所 基点3 福山市鞆町原港北側防波堤北端 基点4 福山市鞆町原港護岸東側防波堤付け根から護岸沿い南東へ75メートルの所(護岸角) ア 1から3を見通す線上100メートルの所 イ 2から4を見通す線上100メートルの所	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	福山市鞆町	
区第408号	鞆の浦漁業協同組合	福山市鞆町仙酔島地先	次の1ア、アイ、2イを結んだ3直線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点1 福山市鞆町仙酔島あがりだての鼻 基点2 福山市鞆町仙酔島海喰門南端 基点3 福山市鞆町鞆支所前防潮堤北端から護岸沿い北へ7メートルの所 基点4 福山市鞆町弁天島南端 ア 1から3を見通す線上100メートルの所 イ 2から4を見通す線上100メートルの所	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	福山市鞆町	
区第409号	鞆の浦漁業協同組合	福山市鞆町皇后島地先	次の3ア、アイ、4イを結んだ3直線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点1 福山市鞆町仙酔島海喰門南端 基点2 1から海岸沿い東に240メートルの所 基点3 福山市鞆町皇后島西端 基点4 福山市鞆町皇后島北端 ア 3から1を見通す線上150メートルの所 イ 4から2を見通す線上100メートルの所	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	福山市鞆町	
区第410号	走島漁業協同組合	福山市走島町走島神原地先	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キアを結んだ7直線によって囲まれた区域 基点1 福山市走島町走島神原の端 基点2 福山市走島町走島車鑑石 基点3 福山市走島町走島小山の鼻 ア 1から福山市走島町鴻ノ石灯台を見通す(334度)線上300メートルの所 イ 1から福山市箕島町箕沖埋立地南角を見通す(357度30分)線上900メートルの所 ウ 2から福山市箕島町箕沖埋立地東角を見通す(1度30分)線上880メートルの所 エ 2から岡山県笠岡市北木島高山鼻を見通す(70度)線上850メートルの所 オ 3から岡山県笠岡市梶子島の高を見通す(50度)線上600メートルの所 カ 3から岡山県笠岡市梶子島の高を見通す(50度)線上200メートルの所 キ 2から岡山県笠岡市梶子島南端を見通す(58度)線上380メートルの所	第一種区画漁業	のり養殖業	9月20日から翌年3月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	福山市走島町	
区第411号	走島漁業協同組合	福山市走島町走島南浦、金山鼻地先	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キアを結んだ7直線によって囲まれた区域 基点1 福山市走島町走漁港(唐船地区)北側防波堤突端 基点2 福山市走島町走島金山鼻南端 基点3 福山市走島町走漁港(浦友地区)南側防波堤南側付け根 基点4 福山市走島町走島鵜の糞の鼻 ア 1から福山市走島町袴島南端を見通す(51度)線上380メートルの所 イ 1から福山市走島町袴島南端を見通す(51度)線上530メートルの所 ウ 2から岡山県笠岡市大飛島南西端を見通す(91度)線上600メートルの所 エ 2から岡山県笠岡市六島の高を見通す(118度)線上900メートルの所 オ 4から福山市走島町宇治島火打石の鼻を見通す(173度)線上1,600メートルの所 カ 3から福山市走島町宇治島火打石の鼻を見通す(141度)線上730メートルの所 キ 2から岡山県笠岡市大飛島南西端を見通す(91度)線上150メートルの所	第一種区画漁業	のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	福山市走島町	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第412号	走島漁業協同組合	福山市走島町加治屋島地先	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キアを結んだ7直線によって囲まれた区域。ただし、海底電線の保護区域を除く。 基点1 福山市走島町加治屋島北端 基点2 福山市走島町走島走漁港(本浦地区)中防波堤北西角 基点3 福山市走島町走島出崎の鼻 基点4 福山市走島町走島鵜の糞の鼻 ア 1から福山市鞆町鞆港東側防波堤突端を見通す(306度)線上540メートルの所 イ 1から福山市鞆町鞆港東側防波堤突端を見通す(306度)線上140メートルの所 ウ 2から福山市鞆町津軽島南端を見通す(292度)線上700メートルの所 エ 3から福山市走島町加治屋島(南側の島)西端を見通す線上650メートルの所 オ 3から福山市走島町加治屋島(南側の島)西端を見通す線上310メートルの所 カ 4から福山市内海町当木島南端を見通す(266度)線上900メートルの所 キ 4から福山市沼隈町阿伏兎灯台を見通す(291度)線上1,770メートルの所	第一種区画漁業	のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	福山市走島町	
区第413号	走島漁業協同組合	福山市走島町袴島地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線とオカ、カキ、クク、ケオを結んだ5直線によって囲まれた区域 基点1 福山市走島町袴島北端 基点2 福山市走島町袴島南端 基点3 福山市走島町袴島北西端 ア 1から岡山県笠岡市稲積島西端を見通す(14度)線上150メートルの所 イ 2から岡山県笠岡市大飛島の高を見通す(113度)線上150メートルの所 ウ 2から福山市走島町走島金山鼻南端を見通す(213度)線上150メートルの所 エ 3から福山市沼隈町阿伏兎南端を見通す(275度)線上240メートルの所 オ 1から岡山県笠岡市稲積島西端を見通す(14度)線上1,250メートルの所 カ 2から岡山県笠岡市大飛島の高を見通す(113度)線上1,150メートルの所 キ 2から162度680メートルの所 ク 3から福山市沼隈町阿伏兎南端を見通す(275度)線上430メートルの所 ケ 3から福山市田尻町明神鼻を見通す(317度)線上1,050メートルの所	第一種区画漁業	のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	福山市走島町	
区第414号	走島漁業協同組合	福山市走島町宇治島地先	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、クク、ケコ、コアを結んだ10直線によって囲まれた区域 基点1 福山市走島町宇治島火打石の鼻 基点2 福山市走島町宇治島大釜の端 基点3 福山市走島町宇治島東端 基点4 福山市走島町宇治島南東端 ア 1から福山市走島町走島鵜の糞の鼻を見通す(317度)線上180メートルの所 イ 1から福山市走島町走島鵜の糞の鼻を見通す(317度)線上1,040メートルの所 ウ 3から福山市走島町袴島南端を見通す(357度)線上980メートルの所 エ 3から岡山県笠岡市六島西端を見通す(103度30分)線上950メートルの所 オ 4から香川県三豊市託間町箱室浜北端を見通す(118度)線上1,080メートルの所 カ 4から香川県観音寺市円上島の高を見通す(185度)線上500メートルの所 キ 4から香川県観音寺市円上島の高を見通す(185度)線上150メートルの所 ク 3から香川県観音寺市伊吹島東端を見通す(166度)線上550メートルの所 ケ 3から岡山県笠岡市六島西端を見通す(103度30分)線上160メートルの所 コ 2から岡山県笠岡市大飛島西端を見通す	第一種区画漁業	のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	福山市走島町	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第415号	走島漁業協同組合	福山市走島町走島唐船地先	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カアを結んだ6直線によって囲まれた区域 基点1 福山市走島町走島小山の鼻南東護岸の階段北側付け根から護岸沿い北西に54メートルの所 基点2 福山市走島町走島徳利の鼻 基点3 福山市走島町走島前唐船の鼻 ア 1から福山市走島町袴島北西端を見通す120メートルの所 イ 2から福山市走島町袴島北西端を見通す50メートルの所 ウ 3から福山市走島町袴島北西端を見通す線上50メートルの所 エ 3から福山市走島町袴島北西端を見通す線上150メートルの所 オ 2から福山市走島町袴島北西端を見通す線上150メートルの所 カ 1から福山市走島町袴島北西端を見通す線	第一種区画漁業	かき延縄垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	福山市走島町	
区第416号	千年漁業協同組合	福山市沼隈町能登原小桜地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 福山市沼隈町能登原(有)岩船水産西側棧橋西側付け根から護岸沿い南西へ5メートルの所 基点2 福山市沼隈町能登原千年漁業協同組合敷地東角から護岸沿い南西へ9.5メートルの所 ア 1から福山市沼隈町阿伏兎灯台を見通す線上130メートルの所 イ 1から福山市沼隈町阿伏兎灯台を見通す線上70メートルの所 ウ 2から福山市沼隈町能登原本谷川河口左岸角を見通す線上70メートルの所	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	福山市沼隈町	
区第417号	千年漁業協同組合	福山市沼隈町能登原小桜地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 福山市沼隈町能登原(有)岩船水産西側棧橋西側付け根から護岸沿い南西へ5メートルの所 基点2 福山市沼隈町能登原千年漁業協同組合敷地東角から護岸沿い南西へ9.5メートルの所 ア 1から福山市沼隈町阿伏兎灯台を見通す線上70メートルの所 イ 1から福山市沼隈町阿伏兎灯台を見通す線上50メートルの所 ウ 2から福山市沼隈町能登原本谷川河口左岸角を見通す線上50メートルの所	第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業 あさり垂下式養殖業 ひおうぎかい養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	【その他】令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで 【ひおうぎかい】令和6年11月1日から 令和10年8月31日まで	団体	福山市沼隈町	
区第418号	千年漁業協同組合	福山市沼隈町能登原小桜地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 福山市沼隈町桜地区船だまり防波堤突端 基点2 福山市沼隈町桜地区船だまり防波堤突端から防波堤沿い北西50メートルの所 ア 1から福山市沼隈町岩船鼻南端を見通す線上20メートルの所 イ 1から福山市沼隈町岩船鼻南端を見通す線上70メートルの所 ウ 2から福山市沼隈町能登原千年漁業協同組合敷地東南角から護岸沿い南西へ9.5メートルの所を見通す線上70メートルの所 エ 2から福山市沼隈町能登原千年漁業協同組合敷地東南角から護岸沿い南西へ9.5メートルの所	第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業 あさり垂下式養殖業 ひおうぎかい養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	【その他】令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで 【ひおうぎかい】令和6年11月1日から 令和10年8月31日まで	団体	福山市沼隈町	
区第419号	横島漁業協同組合	福山市内海町田島横田漁港地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 福山市内海町田島横田漁港東側防波堤突端 基点2 1から防波堤沿い東へ100メートルの所 ア 1から福山市内海町田島西端を見通す線上300メートルの所 イ 1から福山市内海町田島西端を見通す線上400メートルの所 ウ 2から339度400メートルの所 エ 2から339度300メートルの所	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業 かき筏垂下式養殖業 あさり垂下式養殖業 ひおうぎかい養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	【その他】令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで 【ひおうぎかい】令和6年11月1日から 令和10年8月31日まで	団体	福山市内海町横島	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第420号	横島漁業協同組合	福山市内海町横島小入僧地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 福山市内海町横島小入僧の南鼻 基点2 福山市内海町横島手の型岩北端 ア 1から福山市内海町田島高山の高を見通す線上50メートルの所 イ 1から福山市内海町田島高山の高を見通す線上150メートルの所 ウ 2から福山市内海町田島高山の高を見通す線上150メートルの所 エ 2から福山市内海町田島高山の高を見通す線上50メートルの所	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	福山市内海町横島	
区第421号	横島漁業協同組合	福山市内海町横島志垣地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 福山市内海町志垣地区の県道387号線の交差点(道路建設顕彰碑前)に設置されたカーブミラーの所 基点2 福山市内海町内海西部地区浄化センター敷地西角 ア 1から尾道市百島町泊地区北側防波堤突端を見通す線上100メートルの所 イ 1から尾道市百島町泊地区北側防波堤突端を見通す線上300メートルの所 ウ 2から尾道市百島町南端(だんご岩)を見通す線上300メートルの所 エ 2から尾道市百島町南端(だんご岩)を見通す線上100メートルの所	第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業 あさり垂下式養殖業 ひおうぎかい養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	【その他】令和5年9月1日から令和10年8月31日まで 【ひおうぎかい】令和6年11月1日から令和10年8月31日まで	団体	福山市内海町横島	
区第422号	横島漁業協同組合	福山市内海町横島入双地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 福山市内海町横田漁港西側防波堤(入双防波堤)付け根から護岸沿い南へ75メートルの所 基点2 福山市内海町横田漁港小入双防波堤突端 ア 1から横田漁港一文字防波堤西側突端を見通す線上50メートルの所 イ 1から横田漁港一文字防波堤西側突端を見通す線上150メートルの所 ウ 2から福山市内海町田島明見川河口に設置された排水口を見通す線上250メートルの所	第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業 あさり垂下式養殖業 ひおうぎかい養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	【その他】令和5年9月1日から令和10年8月31日まで 【ひおうぎかい】令和6年11月1日から令和10年8月31日まで	団体	福山市内海町横島	
区第423号	横島漁業協同組合	福山市内海町横島防地地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ3直線によって囲まれた区域 基点1 福山市内海町横島横田港船舶巻き上げ施設北側護岸付け根から防波堤沿い東側に15メートルの所 基点2 福山市内海町横島荷上場南側から1番目の防潮扉北端 基点3 福山市内海町横島弁天橋橋脚北端から海岸沿い北に15メートルの所 基点4 福山市内海町横島荷上場南側付け根 ア 1から2を見通す線と3から60度の線との交点 イ 1から2を見通す線と4から95度の線との交点	第一種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	福山市内海町横島	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第424号	田島漁業協同組合	福山市内海町田島番川原、大浦地先	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キクを結ぶ7直線とクアを距岸80メートルで結んだ線によって囲まれた区域 基点1 福山市内海町田島番川原の小川河口右岸角 基点2 福山市内海町田島船津寒神社の西鼻 基点3 福山市内海町田島船津の小川河口中央 基点4 福山市内海町田島福山西警察署田島駐在所前のスベリ中央 基点5 福山市内海町田島大浦川河口左岸角(大浦の船だまり埋立地西側付け根(内角)から護岸沿い西へ67メートルの所) ア 1から尾道市片平礁の灯台を見通す線と距岸80メートルの線との交点 イ 1から尾道市片平礁の灯台を見通す線上200メートルの所 ウ 2から尾道市片平礁の灯台を見通す線上200メートルの所 エ 3から尾道市百島北東端を見通す線上200メートルの所 オ 4から福山市沼隈町クリクワソワイを見通す線上200メートルの所 カ 5から内海町大が瀬灯台を見通す線上250メートルの所 キ 5から内海町大が瀬灯台を見通す線上130メートルの所 ク 4から福山市沼隈町クリクワソワイを見通す	第一種区画漁業	もずく養殖業	10月1日から翌年6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	福山市内海町田島	
区第425号	田島漁業協同組合	福山市内海町田島天満地先	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カアを結んだ6直線によって囲まれた区域 基点1 福山市内海町田島大浦物揚場埋立地東側付け根 基点2 福山市内海町田島天満川河口左岸角 基点3 福山市内海町田島旧幸崎フェリー発着場防波堤北側付け根から西へ2番目の階段東側付け根から護岸沿い東へ38メートルの所 ア 1から福山市内海町大が瀬灯台を見通す線上60メートルの所 イ 1から福山市内海町大が瀬灯台を見通す線上200メートルの所 ウ 2から福山市沼隈町大越の船だまり北側尾根の送電線鉄塔を見通す(348度30分)線上200メートルの所 エ 3から福山市沼隈町常石造船所東端のドック東側ウインチ置場南角を見通す線上200メートルの所 オ 3から福山市沼隈町常石造船所東端のドック東側ウインチ置場南角を見通す線上60メートルの所 カ 2から福山市沼隈町大越の船だまり北側尾	第一種区画漁業	もずく養殖業	10月1日から翌年6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	福山市内海町田島	
区第426号	田島漁業協同組合	福山市内海町田島牛ノ首地先	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カアを結んだ6直線によって囲まれた区域 基点1 福山市内海町田島牛ノ首北西端 基点2 1から海岸沿い南へ100メートルの所 ア 1から福山市沼隈町岩船の鼻を見通す線上200メートルの所 イ 1から福山市沼隈町岩船の鼻を見通す線上100メートルの所 ウ 1から314度140メートルの所 エ 2から福山市内海町田島釜谷川河口中央を見通す線上150メートルの所 オ 2から福山市内海町田島釜谷川河口中央を見通す線上300メートルの所 カ 1から306度310メートルの所	第一種区画漁業	のり養殖業	9月20日から翌年2月20日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	福山市内海町田島	
区第427号	田島漁業協同組合	福山市内海町矢ノ島地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 福山市内海町矢ノ島西端 基点2 福山市内海町矢ノ島北端 ア 1から320度210メートルの所 イ 1から334度290メートルの所 ウ 2から50度210メートルの所 エ 2から78度150メートルの所	第一種区画漁業	のり養殖業	9月20日から翌年2月20日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	福山市内海町田島	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第428号	田島漁業協同組合	福山市内海町田島小箱地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 福山市内海町田島馬場崎南の県道385号線と林道の北側交差点東の護岸点から護岸沿い南へ192メートルの所 基点2 福山市内海町田島箱崎漁港北側防波堤北側付け根から護岸沿い北へ103メートルの所 ア 1から122度を見通す線上50メートルの所 イ 1から122度を見通す線上150メートルの所 ウ 2から福山市走島町走島南西端を見通す(106度30分)線上120メートルの所 エ 2から福山市走島町走島南西端を見通す	第一種区画漁業	のり養殖業	9月20日から翌年2月20日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	福山市内海町田島	
区第429号	田島漁業協同組合	福山市内海町田島地先	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケコ、コアを結んだ10直線によって囲まれた区域 基点1 3から海岸沿い西へ550メートルの所 基点2 3から海岸沿い西へ400メートルの所 基点3 福山市内海町田島獅子落の鼻 基点4 福山市内海町田島鼻ぐりの鼻 基点5 福山市内海町田島二本松の鼻 基点6 7から海岸沿い西へ100メートルの所 基点7 福山市内海町田島日和山の鼻 ア 1から愛媛県越智郡上島町魚島の高を見通す線上1,050メートルの所 イ 2から愛媛県越智郡上島町高井神島西端を見通す線上500メートルの所 ウ 2から愛媛県越智郡上島町高井神島西端を見通す線上250メートルの所 エ 3から愛媛県越智郡上島町江の島西端を見通す線上250メートルの所 オ 4から香川県観音寺市円上島東端を見通す線上250メートルの所 カ 5から香川県観音寺市円上島東端を見通す線上250メートルの所 キ 7から香川県観音寺市円上島東端を見通す線上250メートルの所 ク 6から香川県観音寺市円上島東端を見通す線上650メートルの所 ケ 4から香川県観音寺市円上島東端を見通す線上1,100メートルの所 コ 3から愛媛県越智郡上島町江の島西端を見	第一種区画漁業	のり養殖業	9月20日から翌年3月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	福山市内海町田島	
区第430号	田島漁業協同組合	福山市内海町横島巳の浜地先	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カアを結んだ6直線によって囲まれた区域 基点1 福山市内海町横島越後の鼻東側のコンクリート護岸西端から海岸沿い南西へ70メートルの所(波消ブロック防波堤の西側付け根) 基点2 福山市内海町横島巳の浜西の鼻の突端 基点3 福山市内海町横島地蔵鼻東端 ア 1から愛媛県越智郡上島町江の島東端を見通す線上200メートルの所 イ 2から愛媛県越智郡上島町百貫島灯台を見通す線上250メートルの所 ウ 3から愛媛県越智郡上島町魚島西端を見通す線上250メートルの所 エ 3から愛媛県越智郡上島町魚島西端を見通す線上700メートルの所 オ 2から愛媛県越智郡上島町百貫島灯台を見通す線上700メートルの所 カ 1から愛媛県越智郡上島町江の島東端を見	第一種区画漁業	のり養殖業	11月1日から翌年3月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	福山市内海町田島	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第431号	田島漁業協同組合	福山市沼隈町阿伏兎地先	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カアを結んだ6直線によって囲まれた区域 基点1 福山市沼隈町阿伏兎観音石 基点2 福山市沼隈町阿伏兎垂れ水の鼻 基点3 福山市沼隈町と鞆町との海岸線における境界(大石) ア 1から香川県観音寺市円上島西端を見通す線上100メートルの所 イ 1から香川県観音寺市円上島西端を見通す線上150メートルの所 ウ 2から愛媛県越智郡上島町江の島西端を見通す線上360メートルの所 エ 3から香川県観音寺市円上島西端を見通す線上500メートルの所 オ 3から香川県観音寺市円上島西端を見通す線上150メートルの所 カ 2から香川県観音寺市円上島西端を見通す線上100メートルの所		第一種区画漁業	のり養殖業	9月20日から翌年3月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	福山市内海町田島	
区第432号	田島漁業協同組合	福山市鞆町平地先	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オアを結んだ5直線によって囲まれた区域。ただし、福山市鞆町津軽島の距岸10メートルの区域を除く。 基点1 福山市鞆町狐崎 基点2 福山市鞆町玉津島西端 基点3 福山市鞆町津軽島南端 ア 1から157度30分500メートルの所 イ 1から157度30分100メートルの所 ウ 2から福山市沖のハチカサノ瀬灯標を見通す線上100メートルの所 エ 2から福山市沖のハチカサノ瀬灯標を見通す線上480メートルの所 オ 3から福山市沖のハチカサノ瀬灯標を見通す線上300メートルの所		第一種区画漁業	のり養殖業	9月20日から翌年2月末日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	福山市内海町田島	
区第433号	田島漁業協同組合	福山市内海町田島横田漁港地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 福山市内海町田島横田漁港東側防波堤突端 基点2 1から防波堤沿い東へ100メートルの所 ア 1から福山市内海町田島西端を見通す線上150メートルの所 イ 1から福山市内海町田島西端を見通す線上300メートルの所 ウ 2から339度300メートルの所 エ 2から339度150メートルの所		第一種区画漁業	魚類小割式養殖業 あさり垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	福山市内海町田島	
区第434号	田島漁業協同組合	福山市内海町田島内浦地先	次のアイ、イウ、ウエを結んだ3直線とエアを距岸50メートルで結んだ線とによって囲まれた区域 基点1 福山市内海町田島黒越鼻北端 基点2 福山市内海町田島黒越鼻東端 ア 1から福山市内海町田島牛ノ首北端を見通す線と距岸50メートルの線との交点 イ 1から福山市内海町田島牛ノ首北端を見通す線上260メートルの所 ウ 2から福山市内海町田島白橋の南の鼻を見通す線上130メートルの所 エ 2から福山市内海町田島白橋の南の鼻を見通す線上130メートルの所		第一種区画漁業	魚類小割式養殖業 あさり垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	福山市内海町田島	
区第435号	田島漁業協同組合	福山市内海町矢ノ島地先	次のアイ、イウ、ウエ、エオを結んだ4直線とオアを距岸20メートルで結んだ線によって囲まれた区域 基点1 福山市内海町田島箱崎漁港(寺山地区)東埋立地の防波堤東側付け根 基点2 福山市内海町田島馬場崎の西側県道護岸の階段西側付け根から護岸沿南西に20メートルの所 基点3 福山市内海町田島馬場崎北端 ア 1から福山市内海町矢ノ島東端を見通す線と距岸20メートルの線との交点 イ 1から福山市内海町矢ノ島東端を見通す線上140メートルの所 ウ 3から福山市内海町矢ノ島北端を見通す線上230メートルの所 エ 3から福山市内海町矢ノ島北端を見通す線上30メートルの所 オ 2から福山市沼隈町岩船の鼻を見通す線と		第一種区画漁業	魚類小割式養殖業 かき筏垂下式養殖業 あさり垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	福山市内海町田島	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第436号	田島漁業協同組合	福山市内海町田島牛ノ首地先	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カアを結んだ6直線によって囲まれた区域 基点1 2から海岸沿い北へ78メートルの所 基点2 福山市内海町田島牛ノ首南端(親水護岸北側の石垣護岸の北端) 基点3 福山市内海町田島箱崎漁港(寺山地区)西埋立地西親水護岸上端南西角から護岸沿い北東へ64メートルの所 ア 1から福山市内海町田島釜谷川河口中央を見通す線上150メートルの所 イ 2から福山市内海町田島黒越鼻を見通す(251度30分)線上200メートルの所 ウ 2から福山市内海町田島黒越鼻を見通す(251度30分)線上130メートルの所 エ 3から福山市内海町田島黒越鼻の登山道入口を見通す線上80メートルの所 オ 3から福山市内海町田島黒越鼻の登山道入口を見通す線上420メートルの所 カ 1から福山市内海町田島釜谷川河口中央を見通す線上300メートルの所	第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	福山市内海町田島	
区第437号	田島漁業協同組合	福山市内海町田島内浦地先	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカを結んだ5直線とカキを距岸50メートルで結んだ線及びキアを結んだ直線とによって囲まれた区域 基点1 福山市内海町田島旧幸崎フェリー発着場南側駐車場の南側付け根 基点2 1から護岸沿い南へ270メートルの所 基点3 福山市内海町田島黒越鼻西側付け根の護岸内角から護岸沿い北へ56メートルの所 基点4 福山市内海町田島黒越鼻北端 ア 3から1を見通す線上270メートルの所 イ 4から内海大橋の福山市内海町田島側から3番目の橋脚を見通す線上160メートルの所 ウ 2から福山市内海町田島牛ノ首北端を見通す線と4から内海大橋の田島側から3番目の橋脚を見通す線との交点 エ 2から福山市内海町田島牛ノ首北端を見通す線上750メートルの所 オ 4から福山市内海町田島牛ノ首北端を見通す線上260メートルの所 カ 4から福山市内海町田島牛ノ首北端を見通す線と距岸50メートルの線との交点 キ 3から1を見通す線と距岸50メートルの線との交点	第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	福山市内海町田島	
区第438号	田島漁業協同組合	福山市内海町田島内浦地先	次のエア、アイ、イウ、ウエを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 福山市内海町田島旧幸崎フェリー発着場南側駐車場の南側付け根 基点2 1から護岸沿い南へ280メートルの所 基点3 福山市内海町田島黒越鼻西側付け根の護岸内角から護岸沿い北へ56メートルの所 基点4 福山市内海町田島黒越鼻北端 ア 1から3を見通す線と2から福山市内海町田島牛ノ首北端を見通す線との交点 イ 2から福山市内海町田島牛ノ首北端を見通す線と4から内海大橋の田島側から3番目の橋脚を見通す線との交点 ウ 4から福山市内海町内海大橋の田島側から3番目の橋脚を見通す線上160メートルの所 エ 3から1を見通す線上270メートルの所	第一種区画漁業	かき延縄垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	福山市内海町田島	
区第439号	田島漁業協同組合	福山市内海町田島小箱地先	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 福山市内海町田島馬場崎南の県道385号線と林道の北側交差点東の護岸点から護岸沿い南へ92メートルの所 基点2 福山市内海町田島馬場崎南の県道385号線と林道の北側交差点東の護岸点から護岸沿い南へ192メートルの所 ア 1から福山市沼隈町阿伏兎灯台を見通す線上20メートルの所 イ 1から福山市沼隈町阿伏兎灯台を見通す線上120メートルの所 ウ 2から福山市走島町宇治島南西端を見通す線上150メートルの所 エ 2から福山市走島町宇治島南西端を見通す線上50メートルの所	第一種区画漁業	かき延縄垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	福山市内海町田島	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第440号	田島漁業協同組合	福山市内海町田島釜谷地先	次のエア、アイ、イウ、ウエを結んだ4直線によって囲まれた区域 基点1 福山市内海町田島旧幸崎フェリー発着場南側駐車場の南側付け根 基点2 福山市内海町田島釜谷北の三叉路の護岸のカーブミラーの所 基点3 福山市内海町田島釜谷北の護岸スベリ南角から護岸沿い南へ66メートルの所 基点4 福山市内海町田島釜谷南の三叉路の護岸のカーブミラーの所 基点5 福山市内海町田島黒越鼻西側付け根の護岸内角から護岸沿い北へ56メートルの所 ア 3から福山市沼隈町常石鉄工のクレーンを見通す線と2から4を見通す線との交点 イ 3から福山市沼隈町常石鉄工のクレーンを見通す線と1から5を見通す線との交点 ウ 4から福山市沼隈町常石鉄工のクレーンを見通す線と1から5を見通す線との交点 エ 4から福山市沼隈町常石鉄工のクレーンを見通す線と距岸10メートルの線との交点	第一種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	福山市内海町田島	